



特206

909

商店界編

# 戰時商店經營法

附 商店關係戰時法規集

# 始



特206  
909

商店界編

# 戰時商店經營法



[附] 商店關係戰時法規集



序 文

支那事變勃發と同時に、小賣商店も亦、蔣介石並びに彼の背後にある數ヶ國を相手とする一大經濟戰の戰士たらざるを得なかつた。全國商店經營者は、その子弟を砲火の巷に送り、銃後を守ると共に、自らも亦、知ると識らざるとを問はず、銃こそ執らね、この聖戰に参加して來たのである。今日の戰爭は、爆撃戰よりは或ひは經濟戰に於て、最後の勝敗が定まるのではないかとさへ考へられ、武漢陥落後の經濟建設こそ本當の戰爭であると言へられる時、戰時商店の經營者の各種の苦惱は、正に大陸遠征の將士のそれにも比す可きではあるまいか。

然も、將士には訓練があり、軍規があり、而して統制がある。が、商店は由來、自由独自の立場で、何者にも抑制せられるところなく活動して來

たのであつたが、突如、こゝに非常統制のみが布かれたのである。その上、戦時特別税法、商店法、販賣價格取締規則、暴利取締令等矢繼早に實施された各種の法令は、啻でさへ、間誤つき勝ちな商店經營者をして、徒らに周章狼狽せしめ、向ふ處を失はしめた憾があつた。斯くして平和産業は意氣沈消、萎微衰退の憂目を見つゝあるのであるが、如斯銃後精神の混迷は斯際一刻を争つて之を拂拭し去らねばなるまい。

茲に於て「商店界」は曩に「統制下の商店經營」と題する戦時増刊を出し、支那事變に關聯する商店關係法規集を附録とし、全國商店界にその行く可き途を指示したのであつたが、今亦、右の法規集に添へて、戦時商店經營の方策を詳述し、この一書を送る所以である。

昭和十三年十一月

商店界主筆

倉本長治

## 戦時商店經營法 目次

事變と商店	一
戦商一如	四
禁止事項と刑罰	六
仕入の方策	九
手簿の商品	二
小賣店の犠牲	三
形式的同情	六
轉業すべからず	八
小賣業界の革命	三
堅忍持久の途	三
小賣店の經費	六
節約の具體策	七
購買刺戟の禁遏	三
事變下の店頭	三

時局に即した商賣……………三  
 物價引下げ政策……………三  
 販賣値段の取締……………三  
 暴利取締令……………三  
 價格表示の法規……………三  
 價格表示は商店に有利……………三  
 價格表示と處罰……………三  
 價格表示の例外……………三  
 上手な値札……………三  
 物品税について……………三  
 小賣課税の品々……………三  
 物品税の手續……………三  
 商店法とは何か……………三  
 物品販賣業とは……………三  
 開店と閉店の時刻……………三  
 その他の例外……………三

法の精神を掴かめ……………三  
 店員を使はぬ營業……………三  
 夜十時以後の營業……………三  
 商賣の本質を見よ……………三  
 店員に與へられた餘暇……………三  
 店員の餘暇善用……………三  
 店員の休日の利用……………三  
 大商店の抑壓……………三  
 これからどうなる……………三  
 結 び……………三

卷 末 商店關係戰時法規

國家總動員法……………一  
 輸出入品等ニ關スル臨時措置法……………一  
 臨時輸出入許可規定……………三  
 毛製品ス・フ等混用規則……………三  
 綿製品ス・フ等混用規則……………三  
 綿糸販賣價格取締規則……………三  
 ス・フ及スフ絲販賣價格取締規則……………三  
 ス・フ絲ノ番手制限ニ關スル件……………三  
 綿製品ノ製造制限ニ關スル件……………三  
 綿製品ノ加工制限ニ關スル件……………三

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件	三
綿製品ノ販賣加工許可ノ件	三
輸出綿製品配給統制規則	三
揮發油及重油販賣取締規則	三
揮發油及アルコール混用法施行令	三
同 施行細則	三
揮發油ニアルコールヲ混入スル割合ノ件	四
金使用制限規則	四
白金使用制限規則	五
鐵鋼配給統制規則	五
鐵鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	五
鐵鋼工作物築造許可規則	五
同許可ヲ要セザル工作物ノ種類ニ關スル件	六
鐵鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	六
同 物品指定	六
銅使用制限規則	六
銅使用制限規則中改正	六
鉛・亜鉛・錫等使用制限規則	六
ゴムノ使用制限ニ關スル件	七
ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件	七

ゴム配給統制規則	七
皮革使用制限規則	七
皮革配給統制規則	七
米松販賣取締規則	七
物品販賣價格取締規則	七
同 第一條ノ規定	七
暴利ヲ目的トスル賣買取締ニ關スル件	八
支那事變特別稅法	八
同 施行規則	八
臨時資金調整法	八
同 施行令	八
同 施行細則	八
事業資金調整標準ニ關スル件	八
商店法	八
百貨店法	八
百貨店法施行規則	八
百貨店組合令	八

# 戰時商店經營法

輸出入品に關する臨時措置法(卷末一〇頁)は、事變關係の法令の根幹をなし、名は輸出入品に關するとなつてゐるが、あらゆる物資統制は皆この法律によるのである。

## 事變と商店

支那事變が勃發してから、日本の小賣商店にどんな影響があつたかといふことを先づ考へよう。統制令は何だといふので、「商賣がしにくくなつた」「どうも困つたことだ」といふお話はお互ひに聞き嫌がた。記者もモウ書き疲れた。この本では、その困つた中をどうして切り抜けるのが、國のためであり自分のためでもあるのかを説きたいのである。困つたのは、日本國全體の人々共通なのであらう。屹度、軍需工業で大いに儲かつてしようのないような人々にも何か困つたことがあるのだらう。たとへば、「こんなに景氣のよいといふことを世間に知らさないようにするにはどうしたものだらう」とか、等々。

決して、兵器工業者を浦山しく思ふのではないが、彼等は非常に今股賑を極めてゐる——然るに小賣業者はどうか。實に氣の毒な状態にあり、いづれは賣るものが無くなるのではないかなどとさへ心配されてゐる。その焦燥の有様は目もあてられぬものがある。商工省や厚生省へ行くと轉業對策部といふやうな大きな看板が出されてゐるが、さうして、政府も何十萬圓か何百萬圓かの豫算をこれに當て、呉れてはゐるが、サテ、小賣業者の行詰りの打開策といふものについては殆んど具體案を聞かないのである。セメテ、精神的な落ち付き位は彼等に與へてやりたいものだ

が、今はそれすら出来てゐない。

たゞもう、遠慮會釋もなく、「物を買つてはいけない」といふ宣傳や「節約せい貯金せい」といふ掛聲を砲火のやうに浴びせられて、その眞只中に小さくなつてゐなければならぬのである。まだある。物品税、所得税増徴それもいよいよ強化されよう——が、それもよい。なにしろ、國運を賭しての戦ひの最中なのであるから、日本の國民として死ぬまではそれも堪えよう。戦場の將士の身に較べれば、まだ何でもない。が、商人もその兄弟や子弟を戦場へ送つてゐるのであることを考へて貰はねばならぬ。

これこれの物品は作つてはならぬ。これこれは販賣してはならぬといふ法令がある。商人は法令で縛られつゝあるのである。が、それも戦争に勝つために必要なればこそその法令である。商人も、かうして經濟的には蒋介石と戦つてゐるのだと考へれば、身の痛さ、つらさにも張合がある。が、公定價格がある。物品販賣價格取締規則だ、暴利取締規則だ——いよいよ身動きのとれない商店である。その上、悪いことではないが、昭和十三年十月からの商店法も實施された。全く商店にとつては、開關以來の非常時である。百貨店がホールを改造して、映畫劇場にするのも尤もと云ひたい。

これが支那事變下の商店なのである。

そればかりではない。生産産業の各部門も能ふる限り軍需方面へ動員されてゐるために、法令や規則で縛られない商品迄が近頃品薄になつて來た。商賣はいよいよやり憎いのである。等々々と、重壓の上にも重壓を感じて、今全日本の商店は一億の顧客を擁しながら氣を滅入らしてゐる。

そんなことで良いのか。それだけが戦時なのであらうか。

記者は惟ふに、戦時といへども、國內商業は維持しなければならぬ。廣東が落ち、漢口が落ちても、戦争は或ひは長期に亘るだらう。が、永遠の平和はやがて必ず來るのである。其間、或ひは二年、或ひは三年、時として五年かも知れない。然らば、その間、守り續けることが出来るなら、各々その職責を全うしようではないか。國家も今、最大の苦痛の中にあるのである。我らも亦その苦痛の中に、持久しよう。多年身につけた経験と知識と、祖父傳來の職と血涙で築いて來た老舗とを、軽々と捨て、はいけない。守れるだけは守り通さう。國を護ると共に、我が店も守らう。さうすることが、銃後の日本の社會を守ることなのである。商人にも使命がある。社會的使命がある。その使命のためにも、この難關を、どうにかして切抜けなければならぬものである。

では、どう善處しようか——といふのが、此の一冊の發刊された理由である。



百萬か二百萬か知らないが、我が將兵が支那滿洲の地に戰果を擴大しつゝあり或ひはその地に屯しつゝあるのである。

これに對して、冬が來れば防寒の具を給し、夏が來れば夏衣を支給しなければならぬ。それに醫藥、糧食の量を考へたゞけでも大變であろう。況んや、武器、彈藥の供給に到つては思ひ半にすぐるものがある。大砲の彈一發が何百圓、飛行機上から落す爆彈は一個何千圓もするのだといふ話である。

こゝにいふ大きな消費を時々刻々惜氣もなく、夜となく晝となくしつゝけるのが戰爭なのである。従つて、銃後の物資が次第々々不足して行くのは當然であろう。いや、銃後の物資を節約し、その分を前線へ振り向けるといふ位の程度では、たうてい今日の戰爭は賄ひ切れるものではない。平和産業部門をも相當軍需方面へ轉換させて、輕うじて間に合ふのである。しかし、これがモット激しくなると、殆んど一切の、戰爭用以外の物資製造を一時停止して、國を擧げて戰爭に役立つものばかりを作るのでなくては追ひ付かない位にまで行くかもしれないのである。この龐大な物資を喰ふ戰爭も、物價が騰つたのでは、切角血の出る思ひで作つた戰時豫算でも賄ひ

切れぬ。だから、物價統制もするのである。

外國では、日本が今にも破産するかのやうに見てゐるよしであるが、我々はまだまだ邦家の實力を信じてゐる。これから續く増税にも、まだまだ應じて行けるのである。だから、一切の平和産業が犠牲にならなければならぬところまで行かずとも、支那事變は形付くと思つてゐる。がしかし、この戰爭が何時まで續くか知らないが、支那での新文化の建設が完了するまでは、まだまだ當分は物資の不足は強化されて行くものと覺悟しなければならぬ。戰爭が一段落しても、尙日常生活には色々の不足や不自由が續くであろう。けれども、歐洲大戰當時の英獨佛あたりの話に比する時は、今日の日本の物資不足などは全くお話にならぬかと思はれる。こんな状態は、恐らく物資缺乏の内には數へられないかも知れない。恐らくは、平時のある國家に比する時は、今日の日本の物資統制下の方が遙かにすべてに潤澤であるかも知れないとおもはれるほどである。さういふ點から考へてみると、戰時とはいへ日本は、まだまだ萬事につけ幸福のような氣がするのである。

小賣店が販賣する物が次第になくなる、少しづつは製造されて來ても、仲々一般には行き直らないといふ仕入難の聲は、近來よく耳にする處であるけれども、戰時下に於いては、今迄同様にやつて行かうといふのが、そもそも無理なのである。(菓子店、飲食店などは一見戰時も平時も變

らないやうに見えるが、これとても何かと戦の影響があるに相違ない)  
戦争といふことそれ自體が頗る變則な大事業である。日本は今、この戦争遂行のために全國力を傾倒してゐる時代なので、それに伴つてあらゆる事柄が變調となり、無理勝ちとなつて來てゐるのであるから、如何に社會に對する物資配給の任にあたる小賣商だからと云つて、この無理の圈外に置かれようといふことは望めない。常時と變つた無理な範圍に於てその使命に當らねばならぬのである。これが經濟戰といふものである。戰場で馬糧を運ぶ特務兵でも戦争はしてゐるのである。戦争は第一線の兵士のみでは行へない。商人諸君も今、共に戦つてゐる。戦商一如といふべきであらう。

### 禁止事項と刑罰

そこで、政府は國民に協力を求めてゐる。もとより戦争は國運を賭し、硝煙の山野にある身も銃後の身も、共に闘ひ、共に死力を盡さねばならぬものである。が、商人には統制がない、元々營利を第一とし、公益を第二に譲つて來た商工業者であつた。國家が痛要するからといつて、從來のまゝの自由商業では、こゝに法規でもない限りは、戦争遂行上の必要物資を、國家が欲するまゝの値で、欲するが儘に取得することは困難である。そこで生れたのが、各種の統制法規であ

る。

記者は法規については、殆んど何もわきまへぬ者であるといつてよい。しかし、知らなければならぬ世の中であつてみれば、追て、毎月印刷局から出る法令集や、毎日の官報、さては各府縣の公報、縣報などといふ日頃見たこともない刊行物にも眼を通さねばならないのである。

東京市内に、最近著しく際立つて目立つやうになつた官報販賣所を見よ。官報が賣れる！法令集が賣れる！あの、どこを讀んでも面白くもない印刷物が、篋棒に賣れるのである。しかも賣切れて、重要法規の發表された分は印刷局にさへ品切れとなるほど引張り風になつてゐる。だからこそ、今迄場末に小ぢんまり商ひをしてゐた官報販賣所が、一等地に進出して、思はぬ良い商買をするやうになつたのである。

さういふ時代が來たのだが、物を讀むといふことを餘りしない商人諸君は、新聞の上で知る法律の發布より外には何も知らないのである。悪いことをしなければ罰にはならぬ位にしか考へてゐないのが商人である。

然し、知らないからと云つて、政府が、これこれの事はしてならぬと云つてゐることを犯したならば、昨日までは良しとされた事柄にもせよ、今日では罰になるのである。

支那事變に關し、幾多の統制法規が公布され、ドシドシと實施されたので、本書の巻末には、

卷末法規一〇頁  
用入等に關する法  
律第四條

同第五條以下、銅、  
鐵、鉛、錫、鎳、  
フ、濕、等、に關する  
罰則も皆これによ  
つて刑罰される

農利取締令第四條  
の二(卷末法規八  
二頁)

支那事變特別稅法  
第五十六條

その主なものを掲げ簡單な頭註を附し、本文と併せ見ることによつて、之を了知し得るやうにしてあるが、今、こゝに各法規が規定してゐる刑罰について商人諸君の注意を喚起して置きたいとおもふ。

「事變前までは別に悪いことでは無かつた」事で、今日では、それに違反すると刑に處せられることは左の如く澤山あるのである。

- 一、支那事變に關し國民經濟の運行上必要と認められた物品の輸出入の制限又は禁止の命令に違反すると三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金
- 二、輸入の制限その他の事由で物品の製造、販賣、配給、使用等の制限、禁止に違反したものは一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金
- 三、以上の規定に關係した事項について報告を求められた場合、この報告を怠つたり、虚偽の報告をしたりと六ヶ月以下の禁錮、三千圓以下の罰金
- 四、以上の處刑は、其行為者及びその傭主にまで及ぶ
- 五、販賣品に價格表示をせず又は虚偽の表示をし、或ひは之に關する報告をせず、又は虚偽の報告をすると拘留又は料料
- 六、物品税を脱税しようとする、その本當の税金の五倍の罰金と其税金とを取られる

同第五十七條

同第五十八條

臨時資金調整法第  
一八條(卷末法規  
一三〇頁)

昭和十三年十月二  
日、臨時資金調整  
法が公布され、同  
日施行された。同  
法は、同法公布の  
日、同法公布の日  
から起算して五年  
を超えない範囲内  
に於ては、同法の  
規定を適用する。

- 七、物品税を課税せられる商品を販賣するものが申告せずに小賣業を営むと罰金三百圓又は料料
  - 八、物品税のかゝる商品の賣上個數金額を毎月申告せぬと三百圓の罰金か料料
  - 九、物品税に關し規定せられた帳簿の記入を怠り又は虚偽の記載を行ふと百圓以下の罰金か料料
  - 十、右の刑罰は従業員が犯した時でも經營者も行ふ
  - 十一、資金に關する報告を命じ、又は帳簿検査をなす時之に違反し又は虚偽の記載を行ふ場合は五百圓以下の罰金
  - 十二、許可なくして五萬圓以上の事業資金の貸付、株式社債等の應募、引受をする業者は五千圓以下の罰金
  - 十三、資本金二十萬圓以上の會社の設立、又は五萬圓以上の拂込等之に類する行為を許可なくして行ふ場合五千圓以下の罰金
- 其他、戰時法規で罰則を伴ふものに國家總動員法があり、尙、戰時法ではないが一般商店關係のものに、商店法がある。前者はこゝに餘り關係なく(但し卷末法規集第一頁参照)、後者は本文中に詳しいから、その項に譲る。

### 仕入の方策

商品が拂底しつゝある。これは前にも記したように統制された商品についてのみの話ではない。日本のあらゆる物資が不足して來て來るのである。

平和産業中、軍需工業へ轉換出來るものは皆轉換してしまつたからである。使用禁止資材を用ひる平和工業は皆その製造を停止したからである。平和産業の中にも軍需品の製造に忙殺されてゐる向きも多い——斯うして、一般小賣店の手を経て社會へ供給される物資といふものは少くないのである。

その上、國際バランスを保つためから、従來行はれてゐた輸入品は杜絶えた。これは製品のみならず棉花のやうな原料品に於ても同様である。

だから、小賣店の販賣品が時を追ふて少くなつて來るのも當然であらう。そこで、仕入について考へるのも、こゝにいふ情勢をハッキリ認識してかゝらなければならぬ。

従來は、支拂ひの條件さへよければ、あちらこちらの問屋と買ひあさるのも平氣であつたが、今は、思ふ商品さへ手に入ればよいといふ風になつて來た。幸なことには、政府は物資の統制と共に物價抑制の政策を執つてゐるので、品薄を理由に問屋が賣惜みや、高値唱えをするようなことが無い筈なので、金さへ支拂ひ、問屋に悪感情さへ持たれねば、品の廻はる限りは廻はして貰へるのである。

一面問屋の業務は  
新しい配給統制の  
實施により、種々の  
困難を來しつゝあ  
るのみ事實であ  
る。

販賣品の少いといふ悩みは、小賣店同様問屋側にもあることであるから、問屋は日頃のよい得意先にしか品を廻はそうとはしないであらう。いかに現金を持つて行つても、關係の薄い取引先には潤澤に品は渡すまい。これは賣り惜むといふのではない。他に配給の割當があるために、渡せないのである。こゝに於て強氣一方の仕入、金で頬を叩くやうな仕入は通用しない時代となつた。問屋に對しても相當の禮を盡す小賣店でない、仕入はいよいよ苦痛となるであらう。

又、問屋側から見れば、小賣店の商賣は、次第に不振になるにつれ、従來の賣掛金の回收が心配になつてくるので、僅かの品を渡しても、前々からの賣掛を少しでも多く回収しようとするであらう。その點でも小賣店は益々苦境に立つ譯であるが、こゝしたことも商品を多く手に入れようとする以上、小賣店は問屋の要求にある程度應じないとならないであらう。

### 手薄の商品

しかし、品不足がいよいよ激しくなると見起すと商人は兎角、見起買ひをしたがるものであるけれども、この際は一切の思惑は禁じたものである。

商品仕入の原則といふものは、何時如何なる時でも不變であつて、手持の多いといふことは小賣商の最も恐れなければならぬことである。

社會の要求するものが次第に入手し難くならうとする時、それを少しでも多く手持ちしたいのが商人であるが、今は、國を擧げての物資不足に備ふべき時である。物資の偏在は大局的によいことではないのみならず、それによつて商品が利得することがないからである。

政府は、公定價格を各地方別に定めてゐるが、これは漸時物價を引下げようといふ政策であつて、最初の標準價格が發表になつた時、各地の商店が非常にさわいだことがあつたが、これは先高を見起して、その時に必要な以上に商品を無理して買ひ溜めた店にとつては相當の痛手であつたからであらう。殊に呉服店は日清、日露の戦争の時の甘い汁を忘れられず、何でもよいから買つてさへ置けば儲かるといふのでドシドシ買つた。問屋がそう澤山は渡すまいといふのを無理強ひに多く仕入れようとするので、ツイ値が釣り上げられ、高いのを承知で仕入れ、いづれ先行きはモット値が出るだらうといふ思惑の當がはづれたのである。そのため一圓廿錢で仕入れた晒を一圓の公定價格で賣らねばならぬといふようなハメに墜つたのであつた。

今や、日露戦争時代とは時代が違ふ。小賣店の營業は、その時の社會情勢に従つて、その時々商賣をすれば足りるのである。統制下にあつては殊に然りである。

相場の上り下りで儲けたり損をしたりするのは相場師の仕事である。顧客に必要な品を賣つてその報酬を得るのが小賣店の使命である。それ以上の儲けを相場の變動によつて得やうといふのは、小賣店の商賣の本道からはづれたやり方である。そこで、これからの物資不足の時代が來たからとて、決して買ひあせつてはいけない。無ければよい。商賣に無理と無駄とは大の禁物なのである。商品が無いのに無理して之をあさるから、傷がつくのである。無駄骨を折るのである。

今迄の商品でなければ商賣が出來ぬといふ考へ方にも間違ひがあるようである。

本文の記者は、小賣店が商品を賣つてゐるといふ考へ方を此の際改めて、諸君はその用途を賣つてゐるのだと自分自身のやつて來た仕事を見直すことをおすゝめしたのである。さうすることによつて、轉業の問題などについてもハッキリした信念が持てるだらうとおもふからである。

### 小賣店の犠牲

今次の事變に伴つて小賣店の支拂ふ犠牲は非常に大きいのである。戦争によつて被る國民の犠牲といふものは、あらゆる方面ともに相等しかるべきものであり、各人ともに、この犠牲に對しては如何なる苦痛をも堪え忍ぶのが當然であらうが、その中でも、小賣店の受けつゝある打撃といふか、忍ぶべき苦痛の度合は非常に多いのである。

一、先づ戦時税である。税の加重はあらゆる方面の人々の上に架つて來てゐるのであるが、物品

税、収益税、所得税その他小賣店はあまりに多くの租税對照となつてゐる。

二、次に消費節約、物資愛護、勤儉貯蓄の宣傳である。政府が、國民精神總動員を唱え始めた事變當時は、それが何のこともやら國民には理解出来なかつたので、只單なるお題目にしか思つてゐなかつたが、次第に、その内容が具體化され、その宣傳の主力が節約と貯蓄とに向けられるに及んで、小賣店の賣上げはグット減つて來た。

三、第三には、物資の統制による苦痛である。賣るものが次第に無くなりつゝあるのは戦時としては當然であろうから、觀念するが、我慢出来ない點もある。たとへば、戦用物資に關係する販賣品の無くなるのはよい。が、戦争と無關係の——乃至は關係の少ない日常販賣品までが、品不足を來しつゝあることだ。

四、第四には、物價統制である。これは物資の不足の上に、販賣高が少くなりつゝあるのであるから、各販賣者がその販賣口錢を増大するのでなくては經營のバランスがとれなくなるといふ經營原則を踏みにちつてゐるからである。賣れる數が少い、その利中が抑えられてゐる——従つて、収益は減る。が、諸經費はむしろ高くなつて來てゐる。これは小賣店にとつては正に最大の苦痛である。

五、更に、小賣店に痛いのは、購買層の出征である。働き盛りの、消費盛りの青年が百何十萬か

知らぬが、戦地へ行つてゐる。これによつて困るのは、小賣店ばかりではないが、ともあれ、その打撃は、他のあらゆる産業部門に比して大きい。

六、其上、各種統制の強化に従つて、色々法律上の手續や監督や、處罰規則やが錯綜して來て、これまで全く法律などに無關係でたゞ正直一圖に商賣さへして居ればよかつた小賣店を悩ましてゐるのも精神的には小賣店關係者を萎縮せしめつゝある。

七、以上のような諸原因が重なり重なつて、全國小賣店の賣上は著しく減少しつゝあるのみならず、先行きどうなることかといふ不安は日を追ふて益々つのるのみである。

八、此の種不安は問屋業者の小賣店に對する賣掛代金の回收を強化し、たゞでさへ近年小賣店の經營不振がやかましく唱えられてゐる折柄、小賣店は内面的にも苦痛を増加して來た。

九、取引上の變革は金錢支拂の上に要求されつゝあるのみならず、政府の命令によつて、物資配給統制の便宜上組織せられた各階程別の諸組合の間に幹転を生じ、こゝにも幾多の不便不利が生れつゝある。

その他、業別に之を見る時、夫々いくら數へ舉げてても數へきれぬほどの苦痛、不平、不安がある。

## 形式的同情

小賣業者の不满、不安に對して當路者が「戦地の將士のことを考へよ、命を抛げ出して國の爲に働いてゐる。商賣が駄目になる位なんでもあるまい」

「商賣が駄目になつたら百姓でもしたらよいぢやないか」

「軍需工場は人手が不足で困つてゐる。職工にでもなつたら良からう」

と答へつゝあつたといふ話は、今や過去の語り草ではあるが、白い手の小賣業者に何で、百姓が出来よう、何で職工の眞似が出来よう。

試みに見よ、平和産業に従事する工業者ですら、軍需工業への轉換が出来ないで困つてゐる現状ではないか。商工省は轉業對策部を設け三百四十萬圓（内事務費のみ四十萬圓）の豫算で轉業指導をやつてゐるが、一向に實績は擧つてゐない。金屬を扱ひ、それによつて工作をやつて來た多年の熟練工業家が、當局者の指導の下に同じ材料による他部門の工業への轉換を試みようとしても、それが出來ずに居るといふのに、何で、前垂掛の小商人に、工業部門や農業方面への轉向などが出來ようか。

記者は、工業方面に關する知識は至つて少いのであるが、統制によつて製造禁止に逢つた小工

業者の困憊はさることながら、製造差支へなしとせられてゐる工業製品ですら、その材料難のため殆ど製造禁止に等しい目にあつてゐるのだといふことである。

多年の経験によつて、材料取得の穴も知つてゐるであらうし、各種の便益もあるに相違ない工業家が、斯くも悩むといふのに、そいふ困難な畑へ小賣業者が追ひ込まれたとて何が出來ようぞ。

政府は、商工省、厚生省、各府縣などに轉業指導に關する色々な施設を設け、從來の商工相談所などの強化も亦計劃して來たようであるが、これらはたゞ形の上だけの相談機關に過ぎないのは、實際、こいふ機關によつて救はれた小賣業者といふものは殆んど全くないと云つてよいからである。

事實、小賣店の競争による犠牲を如何に救ひ、如何に轉向せしむるかといふような具體策は當該係員には持ち合せがないものようである。

記者らの見るところによれば、政府が、犠牲轉業者のために指導相談の機關を設けるといふことは、全く之を顧みないといふよりは遙かに良い。しかし、世の中の非難をおそれ、たゞ形式的にかゝる機關を設けたかの印象を與へつゝあるのは非常に残念に思ふところである。

## 轉業すべからず

著者は小賣業者に高く叫けぶ。

「轉業すべからず！」

小賣店といふものは、イザといふ時に、體一つあればスグ間に合ふ職工さんらとはワケが違ふのである。工場のように場末の原ハを見つけてバラックを建てれば、モウ機械を動かせる工場とも違ふのである。

多年の経験による専門的知識の必要な點では、工人も商人も同様であらうけれど、工業方面では出來た品の賣先は殆ど決つてゐると見てよいが、商業方面では取扱商品は、永年開拓した得意先にしか買つてもらへないのであつて、今、之を閉したら最後、何年かの後に之を再開したとてモウ昔日の客はついて來てはくれないのである。開店賣出のイロハから始めねばならぬのである。こゝに「暖簾」があり「老舗」があり、「權利」が生じ「看板」があり「信用」を生む。小賣店の實力は、その場所に於て蓄積せられるのである。日本一のパン屋と呼ばれた銀座の木村屋が、道路の向ふ側に移つたゞけで、東京では第何位かのパン屋に轉落するのが小賣店なのである。

狼りに、今の場所を動いてはいけけない。狼りに今の商賣を換へてはいけけない。

尙、小賣店主が、こゝで自覺しなければならぬことが一つある。

それは、諸君が賣つてゐるのは商品ではないのである。今まで商品を賣つて來たとばかり思ふから、ゴム製品がない、革製品が品薄だ、イヤ、今に無くなる——といふとアワてうろたへるのである。綿布がない、代用品だといふスフでさへも品薄と來ては、これは一體どうなるのかと騒ぎたくもなる。

近頃は、皆、一樣にアキラメ、落ちつき、今さらどうにもならぬと觀念の眼を閉ぢた形であるが、物事を正しく理解せずして、たゞ觀念するだけは甚だよいことではない。これは日本人の良

いところであると共に非常に悪い半面であらう。諸君の觀念すべきことは、賣る物が無くなりつゝあるといふ事實ではなく、實に次ぎの諸點にある。

- 一、小賣店は商品を賣つて來たのではない。その用途を賣つて來たものである。
- 二、小賣店は社會が必要とする各種消費物についての専門知識をも賣つて來たのである。
- 三、小賣店は時に各種の専門技術をも併せ提供して來たものであり、商品といふ物質を裸で賣つてはゐない。



即ち、小賣店が販賣して来たものは實に諸君自身の身につき、腕についたものであり、國家が統制した諸々の物資の外にあるのであつた。

何で轉業など出来よう。斷じて轉換すべからず。又、轉じ得べきものでもない。如何に國家に物資が不足を來し、如何に戦争が長期に亘つたとて、諸君の知識、諸君の技術は國家の爲、社會のため必要なのである。人間が生活する以上、日本國に一人でも消費者がある以上、これに對して、その時代に於て適切なる生活物資を採求し、之を適正に配給するのが諸君の任務であり、天職なのである。

國家の經濟機構がどんなに變革を來しても、この信念を換へてはいけない。

社會が變調であればあるほど、物資が不足であればあるほど、配給が圓滑を缺けば缺くほど、諸君の經驗、知識、技術は益々世の中のために役に立たねばなるまい。

賣る物がないといふことは、消費者に今まで消費して來た物資の入手がいよいよ困難になりつつあるといふ意味である。これに代るべき新商品を發見し、その社會の不安と必要とを充してやるのが諸君の使命でなくて何であらう。

それを何ぞや、旗を捲いて退陣するといふのは、正に自らの立場を自覺せず、社會に於ける自分自身の存在を非認するに等しい。

人間は生活してゐる。生活してゐる以上、諸君は職場を大いに活動せしめなければいけない。

### 小賣業界の革命

日本は永い間、小賣店の過剩に悩んで來たと云はれてゐる。

人口當り、物品販賣業者が多すぎるといふのである。學者は、これを制限しない限り、日本の小賣業者の經營は改善されないといふのである。

こゝにいふ議論は、當路者にも迎へられて來た。この文の筆者も亦同感である。が、それよりも先きに「小賣店數の整理に伴ふ從業の將來の問題」が考慮されなくてはなるまい。

小賣店を制限することにより

一、従業員の獨立は殆ど不可能となる

二、従業員の將來の生活は保證されなくなる

ので、従業員及其その家族の生活を保護する法律でも伴はない限り、小賣店の數の制限は行はれてはならぬのである。

この問題を、戦時日本について見るならば、事は何んでもなく形付くであらう。此の際、やつて行けない乃至は富の蓄積のない小賣店は營業不振のためと確りした見解を持たぬためドシドシ

倒れるであらふから、小賣業の数の整理を主張する人々には、今がその理論を實行に移す絶好の機会であるといへよう。従業員の問題も出征やら軍需工業の賑盛やらで簡単に形がつくので、世間の一部では、小賣業者の事變の影響による没落などは、社會改革上むしろ喜ぶべきであるかの如き感を持つてゐる者も無いではない。

しかし、こゝに留意しなければならぬ事態がある。それは、今日戦時の統制強化と節約蓄貯の奨励とによつて最も打撃をうけつゝあるのは、中以下の商店であつて、その中程度以下の店には今のところ三種ある。

- 一、主人に外に定収入のあるもの及び、主人が副業として商店を經營してゐるもの
- 二、主人出征中の小商店
- 三、主人が經營に専念してゐて外に収益の途のないもの

そうして、最も悪いことには、その第二の小商店が最も早く營業困難となり、次ぎに第三のものが閉店の憂目を見ることである。斯くして、この事變艱難の時代にマケ／＼と生き残る小商店は、専門的知識の乏しい、社會的使命の少い副業的商店のみとなる。即ち、中堅階級たる一般獨立商店のみが犠牲となる虞が多いのみならず、その内の主人出征の店にあつては、店主凱旋の暁には、陳列窓に蜘蛛の巣が張つてゐるといふ風な恐しいことになるであらう。

こゝにいふ事態まで惹起して小商店の数の整理を希ふ者は恐らくあるまいと信づるので、この戦時の小賣店の困惑をこのまゝにして置く法も亦あるまじき事と確信する。

小賣業界の革新のみならず、社會のあらゆる方面に革新が計劃されつゝあるのであるから、記者も亦、小賣店の畑に此際何らかの變革のあることを、ムゲに反對はせぬ。

この戦時こそ國內各方面に於ける百年の積弊を一掃するに絶好の機會だとは信じてゐる。が、たゞ、小賣店の数を減らし、問屋を排除さへすればよいといふ風な考へ方をしてゐるらしい一部の爲政者に對して不安を持つのみなのである。

日本の中堅分子を無くしてはならぬ。日本の中小商業者の立場を護れ。その上でこそ、商業界の革命が設計せられ實施さるべきものである。

### 堅忍持久の途

徒らに悲觀する勿れ、猥に轉業する勿れ——と説いて來たが、サテ、賣上減退に對處するために出征店員家族の補助のため、戦費負擔としての増税並びに貯蓄に堪えるため小賣商店の採るべき途は奈邊にあらうか。

しかしながら、特に此の際に限られた途としては有るものではないことを先づ持記しなければな

らぬ。商店經營は平時に於ても戦争に喩へられるほどあつて、平常の採るべき途が一層強化されるだけである。

その方策の第一は、經營の合理化になければならない。一切の無理を排して、各商店のあるがまゝなる状態に即した經營を行ふことが一つ。

第二には、經營に伴ふ人事、組織、制度から一切の無駄を省くことではなければならぬ。今や非常時に直面して、多年合理化し得なかつた諸種の問題を一氣に形付けることが出来るとしたならば、むしろこの時局に感謝すべきではあるまいか。

従來の商店經營の第一の無理は實に手持品の過剰にあつた。都市と地方町村とに論なく小賣店最大の欠陥はこの商品過剰——とりもなほさず資金の無理にあつたといつてよい。

商工省小賣改善調査委員會に於て決定せられた調査様式に基いて昭和十二年に東京商工會議所が行つた調査によると、東京市内の中級洋品店（一ヶ年賣上約一萬四千圓見當）三十二店につきその平均手持高は五千七百圓であつた。年二回轉にすぎぬ。中級呉服店（一ヶ年賣上約二萬圓見當）十六店の調査についてみると、手持品は約一萬圓であつた。これ亦資金回轉は年二回にし、か當つて居らないのである。而して、その洋品店の一ヶ月仕入高は一千圓に満たず、呉服店の分は一千四百圓の見當であるから、洋品店にあつては毎月賣れて行きつゝある商品の六倍ほどの商

品を持つて商賣をし、呉服店も亦實際毎月必要とする賣れて行く品の七倍の手持品を擁して營業してゐるのがわかるのである。

果して、かくの如く多數の商品を持たねば商賣は出来ないのか。こゝに大きな資本的な無理がありはせぬか。

百貨店組合の調査によると昭和十二年度の六大都市の百貨店十五企業の平均回轉數は九・二であり、地方の小百貨店にあつても、平均回轉數は五回乃至六回となつてゐるのに較べるときは、右の東京に於ける商店の手持品高が如何に尨大に失するかわかる。

東京に於てさへ如斯である。地方小賣店に於ける手持品の過剰は論づるまでもないことである。こゝに、小賣店最大の無駄があることは明白であらう。

然るに目下の時局にあつては、

- 一、物資統制のため幾多の禁製品が出来た
- 二、代用物資も生産設備の不足乃至は原料資源の不充分のため出廻りが薄い
- 三、平和産業部門の軍需への振向けによつて多くの商品は給供不足を告げてゐる
- 四、物資配給の不圓滑に伴ふ取引上の引締りに基いて仕入條件が悪くなつた
- 五、一般の貯蓄奨励、消費節約の徹底によつて賣上げが減退しつゝある

等々、各商店とも手持品の縮少を余儀なくされる事態となつてゐるのであるから、今こそこの非常時對策の随一たる無理を排し、樂になる合理化を實施するには絶好の機會といはねばならぬ。これさへ實行出来れば、自然、之に伴ふ各般の無理、無駄がどしどしと省けて、戦時商店の堅忍持久の途は自らつくこと疑ひないと信ずる。

### 小賣店の經費

次に、戦時商店持久策として、經費の無駄について見ようではないか。商店法の實施（後章に詳記してある）によつて、一般都市商店は夜十時一齊閉店となつたため戦時だからの法律ではないにせよ、これは明白に戦時商店の經費節約の一つとなつたことを確信する。

小賣店の夜間長時間營業に伴ふ損失は労働力の消耗にあることは論を俟たぬけれども、尙、經費の上に於ても、暖房、點燈費の大きな節約となるのである。平均毎夜六時間點燈のものが五時間になつたとすれば、その費用の六の一の節約となる。その金額が幾程になるかといふと、前項に記した東京市内の中級呉服店十六店にあつては、一ヶ年間の暖房點燈の費用は（賣上平均）二萬圓、その總經費を特殊の方法を以て算出したところ約五千圓となり、暖房點燈費は其一二・五と

いふことであるので、一店當り平均實に六百圓となり、その六分の一の節約は百圓となるのである。商店法により夜間營業を六分の一だけ縮少し、これに伴ふ電燈電熱の經費節約だけで、中位の呉服店一ヶ年優に百圓の節約となるのであるから、他は押して知るべし、節約の途は幾らもなければなるまい。

前に述べた手持品縮少に伴ふ經費に於ても同様、金利、品痛み、人件費等について幾程かの經費節約が行へ得るであろう。その他用紙値上並びに統制による不足等に對處する意味の包装紙節約に於いても同様之を計上し得る等々、小賣店經費の合理化には尙幾多の余地がある可き筈であるから更に次項に亘つて、その具體例を擧げてみよう。

### 節約の具體策

物資愛護の聲の高い折柄、古釘一本も國家のために動員せねばならぬ。パルプ不足はス・フ、人絹の生産に支障を來してゐる事實は商人諸君のよく知るところであらうが、一枚の紙も又、ス・フ、人絹を作る原料たるパルプから造られるのであり、屑紙一枚を再生することにより、それだけパルプは節約せられ、國家資源は消極的ながら増すと見てよい。同様の意味で荷造箱も空しく風呂の焚釜には投じられない時代なのである。

近頃では一握りの藁からも優秀な纖維品が生れ、これが屑毛と混紡せられて、相當の洋服地まで作られて来た。

かかる時代の廢物、屑は一切を擧げて金錢に化すと云つてよい。今日の小賣店が本書に屢書した如く、賣上減と増税とに善處し、この戦時を堅忍持久するの途が若し經費の節約その他の消極的方策より他にないとしたならば、如何なる零細なる物資をも金に換へて、節約しなければならぬ。又、これは國家的に見ても大いに有効だからである。

電燈費 前項に見る如く、東京市内の中級呉服店は一ヶ年百圓の電燈費を節約し得ることになる。各種の商店も之に準じ得るであらう。

包装費 用紙統制下にあつては、雑誌の配給はこれから益々困難を極めるであらう。商工省當局が本文の記者に語つたところによると、やがては包装紙の如きものの供給は絶無になるのはないかといふ。かゝる時代であるから「國策の線に沿ふて包装用紙を節約いたします」といふボスターなどを店内に掲げて、之を簡略し、或ひは廢止するのがよい。昔は買物には包装紙を用ひなかつたものであるから、これしきことは實行するのに大した躊躇は要るまい。諸外國の商店でも、日本の如く、袋や函に入れたものを亦包装するといふことは行はれてゐないのである。東京市内の中級洋品店の平均年經費を四千圓位と踏むとき、その包装費は實に百五六十圓に及ぶので

あるから、これを全廢することが困難ならば半減しても一ヶ年七、八十圓の節約は可能となる。

宣傳費 今は「物を買ふナ」の時代であるともいへるように、消費節約の非常時である。

次の「購買刺戟の禁遏」の項にも見る如く、小賣店はウツカリ賣出も出来ないといふ風な立場にある。それだからといつて廣告宣傳をしてはならぬといふのではない。小賣商店が公衆の便益のために存し、其時代に於ける最適の品を格好の値段で廣く提供するといふことは國家のために必要なものであつて、かゝる地位にある者が、その公益の仕事をして一人でも多くの人々に知らせたいふことは、世が非常であればある程必要であるともいへるので、適當の宣傳はぜひ共繼續實行したのである。その點については大いに自負せねばならぬところであるが、従來のように、華美な、金に糸目をかけぬといふようなやり方は此際特に慎しまねばならぬだけである。そこで、従來月に二十圓見當の宣傳費を投じてゐた店（東京市内の中級洋品店三十二店の調査より算出したる假空數字）が、これを半減するとなれば、これによつて、年約百圓の節約が出来ることになるではないか。世の中には殆んど宣傳費を投じずして營業をつゞけてゐる店もあるのであるから、比較多額の宣傳費を使用するこの洋品店の如きは、この點に多くの節約の余地を持つといはねばならぬ。

今、同調査による宣傳費の總經費に對する割合を見ると次ぎのようになつてゐる。

呉服店			藥店			履物店			洋品店		
大	中	小	大	中	小	大	中	小	大	中	小
四店	一六店	六一店	四〇店	三八店	五店	六三店	八店	四店	二二店	三二店	二二店
七・〇%	九・〇%	九・四%	五・〇%	五・五%	一〇・七%	三・九%	六・五%	五・一%	三・六%	五・五%	六・五%

これらのものは、菓子店の小店一・六、中店一・四、酒店の小店一・九、中店二・八其他に比するときは非常に多いのを認め得るであらう。

人件費 一體に小賣店の人件費の総額は、商賣が個々の客に接して行はれる性質上、他の企業に較べると多すぎる観があるのであるが（殆ど例外なく総経費の三分の一は人件費である）、店員一人一人について考へると、又實にその給與は貧弱なのに驚く、こゝに能率上色々考ふべき、改善すべき問題が多いものと信づるが、こゝでは、その詳論を行つてゐる余白を持たない。しか

し、全経費の三分の一を占むる人件費は、どうしてもそのままに放置して行くわけには行かないのである。

かといつて、個々の店員の給料は引上げの必要こそあれ斷じて引下げの余地はないのであるから、小賣店給與といふものの内容について、更に深く洞察することを要することとなる。

即ち、被服費についてはどうか。生地、裏地、縫賃等で一枚の店員着が幾らについてゐるか、その金額の十分の九を店員に與へて、自分の好みのものを作らせるといふ風なことは考へられな

いか。或ひは適當な出物を買はせ、充分の消毒後之を着させるといふことは不可能であらうか。食費はどうか、十分に合理化され、店員達は喜んでゐるであらうか。食費實費計算が行へるようか、月によつてムラな費用が出てはるまいか。そのムラを取り去つて、毎月最低支出で、賄

つて、しかも店員が喜ぶといふ途はありそうではないか。更に、店員の病氣などを少くするために何か考へようはないものか等々、商店の経費はモット節約されようではないか。

以上の如く、前項から、こゝまで數へ擧げて來たところ、中級の洋品店を假想したところでは年額三百圓位は節約出来る。その上、家族の生活の合理化も行へよう、店主交際費の如きものにも、余地があるだらう。

賣上高に比するときは、僅かな金ではあるが、経費から之を浮くとすると大層大きいものである。

### 購買刺戟の禁遏

漢口陥落後と雖もなほ、戦争には何といつても、物資が必要であり、物の値段の高騰を恐れるので、お金を費ふことを國民全體が憤しまねばならぬのであるから、如何に商賣とはいへ、今までのやうに無暗にお客様に購買をすすめることは極力避けなければいけない。買手が多いと物の値が騰るので、そういふ點でも購買の刺戟が禁遏されてゐる。

百貨店が中元賣出に福引をしたところ中止をしたらよからうと高壓的な注意を受けたことは雑誌にも記して置いたが、その外、あまり世間には知られないことではあるが、有名商品で新聞に大々的に景品附特賣の廣告をして、政府からキツイお眼玉を頂戴すると共に賣出の中止を餘儀なくされたものもあるのである。また、百貨店は金屬商品や純綿製品を積極的に販賣してはならぬと申渡されたのみならず、一人の客の要求するまゝに禁制品を澤山に賣渡すことも良しくないと言注意されてゐるのである。更に、一般には知られてゐないが百貨店は無料配達の區域の縮少を命じられ、地方百貨店と雖も出張販賣まかりならぬ等々と申渡されてゐる。さういふ時代であ

るから、一般小賣店も、うっかり賣出などは出来ないし、商品の陳列法などについても相當の留意をせねばなるまい。しかし、一方において暴利取締令が擴充せられて、別項に記したやうに物品販賣業者は店舗を持つ以上誰でも、定價を商品に明示する義務を負はされた。この定價は今までのやうに値段がいくらか心配する必要がなくなつたので、骨董品を買つたり、植木を買つたりするのには、はやく標準がついて、一般大衆には便利になつた。が、定價表示に伴つて、その商品の量、長さ、重さなども明記するのではなくては無意義になつて來たから、こゝに商品の説明といふことが相當に研究されなくてはならぬ問題となつた。

同じ品種、同じ長さ、同じ重さ、同じ量でも材料や仕上が違ふために値段の高い品もあるからこゝにはゆる説明札（シヨーカー）が極力活用されなければならなくなつて來た。これは購買の刺戟ではない。必要上の説明なのである。

### 事變下の店頭

個々の商品についてのこまかな表示をシヨーカーで行ふといふ必要と併行して、賣場の整備も必要であるのは論を俟たぬ。

小賣店の重大使命の一つは、商品についての知識を一般購買者に與へて、これを教育するにあ

る。そこで何と何が禁制品であるかとか、この品は制限品であるとかいふことを知らせたいものである。お客は案外物を知らないものであるから、この際商品の陳列臺には次ぎのやうなことを表示したい。

- 一、この品には何割の物品税がかゝつてゐる。
  - 二、この品の製造は禁止されてゐる。
  - 三、この品の販賣は手持品に限り販賣を許されてゐる。
  - 四、この品には壽布が何割混つてゐる。
  - 五、この品はオール壽布である。
  - 六、この品は一人一品に限り買溜めは避けてもらひたい。
  - 七、この品の代用品が外にできてゐる。
- といふ風なことの外にもなほ、色々とお客が知つてゐて貰ひたいことがあるに相違ない。しかも、その表示の方法が、お客の購買心を刺戟するやうではいけないから、「壽布は混つてゐません」といふやうな、文句で暗に壽布が良くないといふ印象を與へるよりは「壽布製品の賣場はあちらに設けて御座います」の如く、壽布の賣行を助長するやうな取扱ひ方が良いであらう。それから新聞に一商人の投書したものを讀むと、ある品を一圓二十錢で仕入れて、一圓四十錢

の定價をつけたら、經濟警察に檢舉せられ暴利取締令によつて、罰金百圓を申渡されたといふ事實があるやうである。仕入臺帳を證據として、決して暴利でないことを主張したのだやうであるが、仕入が高い安いは問題でない。賣値が高すぎるのがケシカラヌといふのであつたといふ。こゝにいふ事柄があるから、賣場に表示する値段もウツカリ自分勝手には行へないものと知らなければならぬ。従つて、値段をつけるにしても、市場の平均値段や、政府が制定した公定價格について十分に知識を持ち、これこそ市價最低といふ自信ある値を示し、また、これをハッキリと示すのがよい。

昔は、市價最低値といふと、監督廳から叱られたものであるから、昨今でも、果してよいか悪いか知らないが、ともあれ、商品に關する國策は

- 一、物の消費を極力抑へる。
- 二、物の値段を極力抑へる。

の二つにあるのだから、少しでも安く賣つてゐることに自信がなければいけないのである。そうして、その自信を一品を賣るにも明かにしたいものである、もし、最低市價の表示が良くないのなら、セメテ、標準値段以下といふことでも表示したいとおもふ。

よしんば小さい店であつても、やがては、今まで賣り馴れてゐた各種の商品が漸時賣るにも品



が手に入らなくなるのであるから、この際、大いに考究しなければいけない。

- イ、賣り惜んではならぬ。
- ロ、賣りあせつてもいかなぬ。

この二つの間にあるのが諸君である。そうして、いはゆる禁止品、制限品はジリ／＼と無くなつて行き、平常ならば、あまり役に立ちそうもないやうな代用品を取扱ふのが國策に忠なる所以となつてゐるのである。

しかし、考へてみると、それでも皮革やゴムや、綿の材料で物を作つて來た製造業者の如く、ビタリと仕事がなくなつてしまつた業者から見れば、代用品でも賣れるだけは有難いといはねばならぬし、革と云ひ、ゴムと云ひ、綿と云ひ、鐵といふが、深く反省してみると、これらのものは元々、我々にとつては、代用品であつた。嘗ての日本人は、そつといふ物資を利用することはあまり知らなかつた。革やゴムや鐵が置きかへられる前の状態をふりかへることによつて、日本人向きの、本來の物資、木や竹や石材などの、民族的な懐しい品も、多く存在するのではあるまいか。

### 時局に即した商賣

そこで、さういふ商賣の來るべき時代におけることを今の内から頭に入れて、今までの商品がなくなつた時の商賣にも間諜つかぬやうにしたいものである。商人は商品賣るのではない、その用途を賣るのであるといふことに徹して、從來の商品にのみ捉はれて、間諜つかぬ心構えは店において必要である如くお客の側においても必要なもので、この際、商品陳列の様式によつても、お客を教育して行かなければならぬ。即ち特別の賣臺を設けたり、説明札、ポスターなどによつて、

- 一、自然と代用品に客を誘導する方法をとること。
- 二、從來の商品よりも代用品の優れた點があつたら之を抽出してみせること。
- 三、戦時は代用品を使用することが國策的であること。
- 四、代用品を賣ること買ふことが自慢してよいこと。
- 五、金屬製品に比して木製品が日本民族本來のものであることに認識を持つこと。

等々について、お客様が自然に同意しこの習慣になじむやうにしたいものである。それには、「代用品」といふことを謳ふよりは、もつと魅力のある呼び名をこれに與へるといふ風な工夫も用ひたい。代用品といふのは、何となく間に合はせ品、劣つた品といふやうに感じられるからである。そついで、

非常時製品 愛國商品 國策品 新製品

新興商品 戰時商品 民族商品

などといふ言葉などを代用するのによいと、嘗て「商店界」へ書いたところ、各百貨店なども一様に、この言葉を用ひるようになったものである。

それから、物資愛護の立場から、(何回も雑誌に書いて来たように)修理、染かへ、鍍金、塗り換へ、新古交換、などについても、お客を馴致するやうに仕向けたいものである。今、考へられるこの種の商賣を念のため列記してみると。

〔貴金屬店〕 鑄漬・食器その他のメッキ・時計側の取換へ(金からクロームへ)装身具の買上・交換

〔時計店〕 家具・什器等の修理・塗装の受負・不用家具の買入轉賣

〔呉服店〕 染替・湯のし・しみ抜き・洗張・仕立直し、防水加工・新古交換・不用品交換

〔洋品雜貨店〕 洋服・帽子類のクリーニング・染替・張り替へ・縫ひ直し・修理・買入交換・古ネグダ  
いの寄切れで婦人用ハンドバッグを作るなどの加工

〔靴靴店〕 修繕・交換・古靴買入

〔袋物店〕 修繕・交換・廢品活用・古物更新

〔金物店〕 刃付・磨ぎ・交換・古物買入

以上の外、諸君はその業の専門家として、モット色々とお氣付きであらうからこういふことを一般お客に徹底させるやうにするのがよらしい。たとへば革製のハンドバッグの古いもので、折り目の破れたものなどは、この破れめに特別の加工をして裝飾化するとか、または、これを分離して新しい革草履を作るとかいふ風な廢品活用の途を陳列窓などに、具體的に示すやうにした。賣るものが次第に無くなるのであるから、各店とも、自ら進んで新に賣る品、賣る技術を創造して行くやうにしたのである、旦那様の古ネグタイ四五本を潰すと、非常に立派な奥様のハンドバッグや濼い草履側が出来る。しかも、これは數十圓を出しても手に入れ難い位の味のあるものとなる。一本の古ネグタイを活用して、現に記者は小さな財布を作つて使用してゐるが、仲間乙なものである。

記者は、そんなに心配せずとも、窮して来れば自然ある程度は通づるものと確信するが、それにして、早くから切抜けの見通しがつくかどうかは、實に諸君の、此の際の眞剣な努力の如何にあるのである。

### 物價引下げ政策

記者が屬する某團體が過日商工省商務局長新倉利廣氏を招じて、統制問題につき各種の意

見交換を行つたが、その席上、商務局長は、政府の物價政策に關して次ぎのように説明をせられたのであつた。

「昭和十二年七月支那事變が勃發してから一ヶ年間、十三年六月二十三日の政府聲明の時までは本格的な經濟戰には這入つて居なかつた。それがやつと經濟戰に入つたばかりであるから、漢口占領後でも、北支、中支の經濟開發といふようなことを考へれば、少くも三年、短かく見ても、一、二年は、今のやうな状態が漸時強化されて行く。相當長期に亘る經濟戰の覺悟が、どうしても必要だといふことを念頭に置いて戴かねばならぬ。

自由經濟の場合には、物資が不足してくれば需要供給の關係で物價が騰るのが當然であり、物價が高ければ需要が減じて来て、自然にそれが下るのであるが、戰爭の場合は物價が高いからとて戰爭に必要な需要を手控へるといふことは出来ないものである。即ち價格を中心にして需給の均衡を恢復する作用は戰時にあつては出来ない。軍需品は益々必要を増す一方であるから、自然のまゝにして置いては、日本の物價は高騰するのみで、戰爭遂行上、非常に差支へるのみか、海外輸出といふことが出来なくなつて、國際收支がつかなくなる。そこで物の値段の目標を需給關係から考へないで、原價計算による方法をとるより仕方がなくなるのである」

一體日本の物價はどう動いて來たかといふことを、こゝで説明すると、昭和五、六年は不景氣

で物價は安かつた。その後金の輸出禁止があつて物價が騰り出したが、九年、十年と一寸これが停止し、昭和十一年末からグンと騰つて來た。これが支那事變直前まで續き、各方面でも、給料の外に物價手當を出したほどであつた。そこへもつて來て、事變と來たので、事變を境にして、一般に物價は戰爭前の二割位高くなり、物によつては、三割、四割、ひどいのは倍にもなつた。一方外國の物價は下り坂と來てゐるので、全く輸出不振となつてしまつた。そこで、丁度事變一周年あたりから、物價引下げ政策が強行されて來たのであつて、新倉氏はこの點について、斯ういつた。

「日本も經濟戰爭の體制に這入つたから、需給關係と或る程度離れても、物價を何とか引下げなからぬ。それならどういふ目標でこれを下げるかといふに、日本の物價が外國に比べて高いから、これを外國なみに下げる、いはゆる國際水準まで下げるといふことになつた。」

「ただ國際水準まで物價を下げるといつてもまだハッキリしないから、そこで、モウ少し具體的には輸入品を、輸入採算まで下げようといふことになつた。戰時物價が、大體原價計算で行くといふ考へ方の一つの現れである。普通の市場價格では、國內にない品物は、輸入採算がどうであらうとも、需給關係で輸入採算百圓のものが、二百圓、三百圓もするようになる。これを百圓の内利益がはいつてゐるものなら、矢張りその程度で押へるといふのが、今度の物價政策である

内地の品は、なかなか標準が立て憎いが、昭和十三年五月末現在位の物價で抑へて置く。出来るなら、漸次、事變前の所まで下げて行きたい。」

事實、昭和十三年年末までには一千種からの物品の公定價格が、中央物價委員によつて扱はれ、物價の強行引下げが行はれたため、物價統制の初期にあつては、そのため幾多の損害者が各業界に續出したものであつた。

しかし、この政府の物價政策は着々として効を奏し、最近に於ける物價は、卸も小賣も共に漸次低落の動向にあり、一時値上りの甚しかつたものは六月頃よりも今日の方が三割も安くなつてゐるものさあへる。

そうして、傳へ聞くところによると、政府が發表する公定價格は、これからも、時々改訂して行つて、續々物價引下げを行ふ豫定であるとのことであるから、或ひは事變前物價が實現するのかも知れない。

一方に於いて、事變特別税の増徴が傳へられ、消費節約の聲はいよいよ高く、その上、物の値は無理に引下げられつゝあることは、小賣業者にとつて、大いに注目すべき大問題ではある。

### 販賣値段の取締

次ぎに、販賣する物品の値段を取締る法規が二つある。その一つが、物品販賣價格取締規則（本書巻末法規七九頁）であつて、モウ一つは暴利を目的とする賣買取締に關する件（巻末法規集八〇頁）である。この内「物品販賣價格取締規則」といふのは、輸出入品等に關する臨時措置法第二條の規定によつて、昭和十三年七月九日に出た商工省令で決められたものである。本文は僅か二條から成るものだが、内容は非常に廣汎な範圍をもつてゐる。即ち物價を強壓的に引下げ、出来るなら物價を支那事變前の水準にまで下げようといふだから商店經營者にとつては重大な關係を持つ。

第一節 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際 商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ越ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ

この一條が本令の眼目であつて、『商工大臣が指定する物品』として、今日までに色々商品が指定されたが、——指定されたそれ等の物品は、指定と同時に年月日も指定されるのである。例へば十月二十八日といふ風に日も決めるのであるが、その場合は何等の名義を以てするを問はず、その指定された日の販賣價格より高く販賣することができない。これまでにその指定された

總製品・皮革製品  
に別は別販賣價格  
で本規則があるの  
で、本規則によら

中央物價委員は織  
維品・食品・雜品  
・工業品・金屬品  
・燃料・家賃・交通  
業の七部門に分れ  
てゐる。

卷末法規の七九頁

品目には麻製品、ゴム製品、石炭酸其他がある。

「商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定したる時」——これは商工大臣が全國を統一的に販賣價格を指定することもあるが、大部分は大都市と地方とでは價格が異なるので、地方長官がその地方で組織する地方物價委員會の答申案によつて、公定價格を決定し、これは東京府公報とか埼玉縣々報とかいふものに發表されることになつてゐる。勿論同業組合などからも委員が出てゐるから、そのことはスグ組合にもわかるであらう。

つまり商工省における中央物價委員會（この中に織維品に關する物價専門委員といふ風に専門々々の委員會も出てゐる）で決定した案を、商工大臣に答申し、商工大臣はそれに基いてその案を地方廳に移牒する、地方廳にも地方物價委員會があるので、これに諮問して、その地方の實情に合ふやうに除外訂正をなし、それを知事に答申し、知事はそれを前記のように公報に告示し、始めてこゝに法的効果をもち公定價格が出て来る。

勿論これは最高價格であるから、安く賣る分には差向へはないが、一錢でも高く賣ることが許されないのはいふ迄もない。

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ物品ヲ併セ販賣シ

其ノ他之ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

この第二條は第一條の規定を補強したものにすぎぬ。表面公定價格で賣つてゐるやうに見せて蔭でコソコソ特約を以て高く賣つたり、（品物が欠乏してゐると、商人は高くともとにかく手に入れたいと思ふので賣手はツイ違反をする）これで損をしても、他の商品で儲けを多くしようといふのを嚴重に取締るものである。若これに違反すると、五千圓以下の罰金又は一年以下の懲役といふことになつてゐる。日本の非常時を切抜けるための物價強制引下げの非常時手段だが、このために、この法律が公布されるまへに、シコタマ高い品を買込んだ人々が随分と損をしたのであるが、國家の非常にツケ込んでひとり儲けようといふ商人の方が悪いのだから、かゝる損失は止むを得まいと云はれてゐる。

### 暴利取締令

暴利取締令と一般に呼ばれてゐるものは、昭和十二年八月三日發令の商工省令第十號を骨子とする「暴利を目的とする物品の賣買取締に關する件」のことであつて、金屬及其の原料並に金屬製品以下二十九品種について、暴利を得てはならぬ、賣惜み、買メめをしてはならぬといふのがこの法令の中心をなすものである。この外、販賣する物品の價格表示といふことが規定せられ

卷末法規集八〇頁

てゐるが、この件については後章に述べるとして、ここでは先づ暴利とは何かについて記してみよう。

この商工省によつて定められた暴利といふのは左の各項のことである。

- 一、暴利を得る目的で物品の買占めをすること。
- 二、暴利を得る目的で物品の賣惜みをする事。
- 三、暴利を得て物品を販賣するとき。
- 四、不當の報酬を得て販賣の媒介をするとき。

而して、この三と四とは「さうしようとしても」いけないし、又、官憲が「さうしようとしてゐた」とか本當は違ふかも知れないが、兎も角も、右の「販賣、媒介」と認められる場合も暴利と認定するといふのである。

だから實際は損をしてゐても、その行爲が暴利を目的としてゐたものならば、商工大臣、又は地方長官（東京でなら府知事と警視總監）は之に戒告を與へ、且つ取引について何かの條件を與へるといふのである。

しかし、まだ「暴利を得る目的を以て」のその暴利の限界がハッキリしない。

商工省はこの省令を作つたお役所であるところから、地方の縣廳へなど通牒を出して、具體

的に取締の用心を示してゐるやうであるが、社會通念上至當と思はれる以上の利得は暴利である——今まで習慣上得てゐた金額以上のものを儲けるのは暴利であるといふ解釋が、その根幹をなすもののやうである。

従つて、昨年一圓で仕入れたものが、今や品不足で三圓にも市價が騰つたといふ時、従來の商取引では、これを二圓五十錢にも二圓八十錢にも賣るのは當然であつた（反對に三圓で仕入れたものが一圓に下落した場合には一圓で賣るのであつた）が、こゝういふかとは平常の商賣ではないから認めないといふのである。

だから、先高を見越して、物品を買込んで置くといふことは、この法令の手前も出来ないことになるから、若し、この商工省令が、日露戦争や歐洲大戰の時に出てゐたならば、日本中の商人は悉くこれに引きかゝつたといつてもよい。今日にあつては、この省令の外に公定價格制度が出来てゐるので、小賣店が値上りで儲けるといふ風なことはたうてい出来ないのである。

本取締令の第二條では「取締上必要ありと認むるときは第一條に掲ぐる物品の販賣を爲す者に對し業務に關する報告を爲さしむることあるべし」とあつて、賣惜みや買占めについての疑ひがあるときは、縣警察部や、警視廳はドシ／＼業者に各種の報告を出させることが出来るやうになつてゐる上、販賣品の價格の届出を命じること出来るのである。

若し商人が、その報告書に應じなかつたり、又は虚偽の報告をしたり、官廳からの命令に叛いたりした時には、科料又は拘留となるのである。

しかも、この法令の最終條項では、右の違反者が使用人や代理人である場合には、その行爲者を處罰するのみではなく、法人なり主人なりをも併せ罰するといふのであるから、戦時經營者は大いに物の賣價について、安く仕入れたものは安く賣るようにし、高く仕入れたものについても、縣報や公報に發表された公定價格より高く賣らないやうに注意しなければならない。

### 價格表示の法規

大正七年の米騒動の時に出來た暴利取締令といふのが、支那事變が勃發してから後、三度改正せられた。最後の改正は昭和十三年七月十四日に行はれたものだが、これによると「物品の販賣をなす者は其の價格を物品の見易き部分に記載し」云々といふことになつたのである。

つまり、今まで小賣店で定價札をつけなかつたものが多かつたが、どんな田舎の小店でも原則としては、大都會の百貨店同様に定價を一品づつ附けなければならぬことになつたのである。

ところで、かういふ「値札をつけること」については、多年の間、商店界がやかましく主張して來たところなのであつたが、しかし、實際はなかくこれが實行されなかつたのである。

それが今、法令によつて、一朝にして之が強行せられることとなり、

イ、定價の表示をしないと罰せられる。

ロ、虚偽の表示をして罰せられる。

ハ、使用人も店主も共に罰せられる。

といふことになつたのだから、全國商人諸君が驚いたのも當然である。

サテ、何故一部の商人が定價をつけることを嫌がつたのかを考へてみると、小賣店の場合には次ぎのやうなことが、その理由として考へられるのである。

一、お客の顔色を見て適當な値を付けようといふ魂膽がある（古道具・骨董品・植木・古着・既成洋服其他を扱ふ商人の中には最近までさういふのがあつた。）

二、客が値切つて買ふ習慣をつけてしまつた商賣のため、其時勝負の値をつけねばならぬ立場にある（前項の場合の善意解釋）。

三、値札をつけると競争店が、それ以下の賣値を出す虞れを持つ。

四、賣値に自信がないので「あの店は高い」と云はれるのを虞れる。

五、値札をつけずとも店も客も共によく判つてゐるためのもある（日用荒物雜貨類にはかういふ例が多かつた）。

六、其日々々相場が違ふので一々價格の表示が出来ぬ（そんなことはないのだが面倒なのであつた）。

七、店頭で出来る商賣が少いため、値札の必要がなかつた（米屋などはこの部類か）。

八、客が品名を指さず、幾らの品と値指して買ふ商品もあつた（八十錢の番茶半斤といふ風な例は他にも色々あらう）。

九、たゞ何となく面倒なので値札などつけぬといふのも多い。

十、昔からの仕来りで、價格表示などせずに來たのもある。

十一、高級な服飾品になると値を示すことが客を侮辱するかの考へから遠慮する（銀座の御木本眞球店の陳列窓に出てる高價らしい首飾には法令が出された今日尙「物品の見易き部分」には値段がない）。

しかし、そのいづれを考へて見ても、商品に定價をつけぬ理由としては充分であるとは思へない。

### 價格表示は商店に有利

然るに、定價表示が小賣店にとつて有利である理由として擧げられる點を考へてみると、左の

如くなつて、これは顧客にとつても便利であり、親切なのがわかるのである。

一、買ひよい店となる。

二、販賣に時間がかゝらない。

三、値段がハッキリわかるので店も客も共に便利である。

四、値を聞いて高いので買物をやめる客がなくなるので、客の氣まづい思を無くす。

五、購買力を刺激するので賣上が増進する。

六、値段の勉強、格安品、割引品、見切品がハッキリする。

七、値切る客を可及的に未然に防ぐこととなる。

八、賣價決定に先立つて同業を調査する習慣を作る。

九、賣値についての自信を持つやうになる。

十、帳簿と現品との關係がハッキリし棚卸が楽になる。

従つて、定價を各商品別にハッキリ表示するといふことは、法令を俟つまでもなく、物品販賣業者が卒先して行はねばならないところのものであつて、日本に於て最も進歩した經營をしてると自他共に計してゐる各地百貨店の如きは、いづれも例外なくこれを早くから實施してゐるのである。そこで、今回支那事變に關聯して、國家が生活物資の缺乏、給配の變調に伴ふ物價高騰



を抑制する目的で改正した暴利取締令の第一條の二が、物品販賣價格の表示を命じたからとて、これはむしろ歓迎すべきであり、決して驚いたり、あわてたりすべき性質のものではない。尤も、あの條文には幾多の問題はある。たとへばこれはこゝでは餘談になるが、卸賣店の場合に於いて、その取引量や支拂の條件による賣價の高低を明示するのはよいとして、實際取引にあつては、それ以外にも色々な情實——たとへば二十年前に恩借したことがある、そのために店が非常に救かつたので、その御禮の意味で、取引は他より格安にしてゐるとか、又は舊主に對する取引には手心を加へてゐるとか——が行はれてゐて、それが取引の美點でもあつた、道徳であつたのに、今や、かゝる事柄まで「容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし」の一文で一率に取締られるのは全く困つたことである。かういふ點については、例外を認めない、すべてについて一様に價格表示をしなくてはならぬのである。

しかし、こゝでこんなことを云つたと何の役にも立つまいが、同じ品、同じ條件で取引をしてゐても、一軒一軒その取引値段が違つてゐたことは、お役人の眼には悪い商習慣として映じたであらうが、本當のところ、そこに却つて情義があつた。「あの店には恩になつた」からこそ値段も勉強して來たのが、今日ではさうすると、店頭にでも「恩義を受けしお店へは特に五分引」とか「大藏商店に限り定價の三分安」と表示せぬまでも、そんな意味のことを、定價表に書いて

暴利を目的とする  
物品の賣買取締  
に関する件第四條の二

置かぬといけないといふ。書くのは何でもないが、書いたゝめに他の店から「俺も随分お世話したつもりだが」といふ話が出るだらう。なるほど、値段は安くなる理窟だが、本當は、このため卸は高くなりつゝあるだらう。定價表示が法令で虚偽であつてはならぬといふことになつてゐるからである。

### 價格表示と處罰

「價格の表示を爲さず又は虚偽の表示を爲したる者は拘留又は科料に處す」といふのが暴利取締令にある。

この虚偽の表示が又いろ／＼議論されてゐるのである。商品に付けた定價又は店内に表示した値段に嘘があると罰せられるといふ意味のことはわかるのだが、その嘘といふのは一體どういふ場合か。常識的には、本當は三圓で賣るものを、暴利取締がこはいの値札だけを二圓五十錢と書いてゴマカスといふのを取締るのだといふ風に思へるが、商工省事務官に諮してみると、三圓と定價をつけてゐて、お客が負けるといへば、いつでも二圓八十錢位で賣るといふのも虚偽の表示の一つになつてゐて、矢張り罰せられるのだといふから、定價をつけたら、ウツカリ値段を負けることも出来ないことになつた。(尤もこの省令は物を

高く賣らせないのが本意で出来たものなのだから、何かの正當な理由があつて割引するのは一向かまはぬと思はれる)

省令で「價格」といふのは賣値といふことであつて、實際賣る値段のことだから、若し同一の品で、幾通りも値段があつた場合には、その幾通りもの値段をその違ふ理由を明かにして表示せよといふのである。

つまり左の如きことになる。

- 一、原則として現金賣の場合の値段を一つ表示する。
- 二、月末勘定又は月賦販賣等の場合の値段をどこかに表示する。
- 三、或ひはその逆を行つて「現金賣の場合五分引」といふ風な表示をする。
- 四、店員や店主親類縁者に對して特別の割引をするのであれば、その値段も、その理由と共に表示する。
- 五、子供の先生がお買物をせられたからとて、表示以外の値で賣るのは罰せられるだらう。
- 六、賣出などの時は店内に何々は一割引と別に書いて出せば、それが價格の表示になるから、それはそれでよい。
- 七、イヅミお白粉五十錢と商品に印刷されてるものを實際は四十八錢で賣つてゐるといふ風

な場合は、別に四十八錢の値札をつけないといけない。

八、澤山買ふ人に割引してよいといふ説もあるが、澤山買へば割引くといふ表示がない限りこれよくないと考へられる。

九、しかし、キズがある、古くなつたといふのを發見した時の割引はかまはない。といふ風なことが、商工省の立案者のお考へだと見られるのである。

### 價格表示の例外

あらゆる物に例外がある如く、この法令にも例外がある。第一、物品販賣業以外の商賣は價格表示をしなくともよいのである。

又、府縣知事が「特別の事情ありと認められた場合」もたとへ物品販賣業であつても右のやうな色の表示をせずともよいとなつてゐる。

この特別の事情といふのは、各府縣で夫々違ふに相違ないが、東京府知事が指定したものが八種ある。

それをこゝに掲げてみよう。

- 一、直輸出する場合。

- 二、特定の注文に依り製造し之を當該注文者に販賣する場合。
- 三、従來の慣習上入札又は躰賣の方法に依り販賣する場合（取引所に於て取引する場合、露店等に於ける叩賣を含む）。
- 四、呉服及洋品を除く各種行商但し所謂御用聞の方法に依るものは此の限りにあらず。
- 五、縁日露店商。
- 六、屑物商の中、拾ひ屋、屑屋（買出人を含む）及屑物買入業者（建場）の販賣する場合。
- 七、駄菓子小賣商。
- 八、農林水産業者が其の生産品を販賣する場合。

但し營業所に於て販賣する場合は此の限に在らず。

この八種の例外についてみると呉服と洋品を除く行商人は價格表示はせずともよいが、御用聞きは價格を表示せねばならぬといふのに氣がつく。

御用聞きは手ぶらで「ちわー、三河屋で御座アーイ」といつて臺所を開けるものである、これが價格表示をするのであるから、定價表を持つて行くことになるのであらうか。三千種の商品があると、その手帳を作つて、毎日新入荷品を記入したり、品切品を削つたりしたのでは大變である。で、一方店頭に表示があるのだから、さうまで考へず注文のあつた品だけについて考へるこ

としたりよい。つまり、賣上傳票やお届票を添へて配達するのだつたら、一々商品には値札をつけずともよいと思はれる。しかし、若し、かういふ傳票に値段が表示してあればそれでよいといふのは、他方店舗の方に表示が行はれてるといふ意味があるのを忘れてはいけな

### 上手な値札

さて、この稿の終りに、價格表示の上手な仕方について少々書きそへてみたいとおもふ。それは、まだまだ世間にはヒトリよがりな呉服店があつて、商品の値を昔から行はれて來た文庫文字で印刷した、アノ、將棋の駒を細長くしたやうな値札を用ひて得々としてゐるものも多いからである。商工省令には「容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし」とあるが、呉服屋さんの昔からの値札の慣用書體は芝居文字のやうで、今の人々には讀めないものである。あゝいふ價格表示はよくないであらう。

それから、八十五錢といふ定價に對して、次ぎのやうな表示をするのも皆いけない。

[イ]	¥.850	[ロ]	0.850	[ハ]	85	[ニ]	850	[ホ]	¥ 85	[ヘ]	¥ 85.	[ト]	圓85
[チ]	円 .85	[リ]	.85円	[ヌ]	円 85 錢	[ル]	.85錢						

横数字書きでも、縦書きでもよいが、ハッキリわかるやうにするには次ぎのやうなのがよい。

¥0.85	0.85 錢	85 錢	85 錢	85 錢
金八十五錢也	○圓八五錢	八五錢	金八十五錢	八十五錢
價八十五錢	價定 八十五錢	○・八五	○・八五	○・八五

この内にも、ハッキリわかるのと、少々マゴツクのとあるが、かういふ風な表示を一つ一つ筆やペンで書くのはやめて、印刷した文字か、ゴム印を捺したもので拵へるのがよろしい。商品によつては、表示の方法が色々にあるから、左の内の一つを選ぶこととする。

- 一、商品の上にデカにチヨークなどで書く（安物の臺所道具や素焼の鉢などはこれでよい）。
- 二、同じ品のところへ一枚の値札を立てる（個々の品には書かぬ）。
- 三、取扱商品の種類の少い店では店内壁面へなど掲示する。
- 四、個々の品（又はその外函、袋など）に値段票を貼付する。
- 五、個々の品に値段票を糸などで釣す（比較的高級品にこれを行ふ）。
- 六、値札と賣上記録票とを兼ねたものを附する（商品管理に便利である）。

物品税のための記  
録のため六の價札  
を色分けするの  
がよい。

- 七、以上の各種の方法を混用する。
- 八、その他更に特別の説明札を賣臺に立て、大、中、小などの値段を明瞭にする方法も行はれる。
- 九、前項の要領で賣値の外に、商品の特徴を記す方法も非常によい。
- 十、特別力を入れて賣る品は別にポスター形式で値段を大書して天井から釣す。これで、價格格示の方法は大體に於て述べ盡したることかとおもふ。

### 物品税について

價格表示に次いで物品税の説明をせねばならない。  
支那事變が起きてから、戦費の一部として、所得税、法人資本税、砂糖消費税及び取引税の増徴をすることになった。又、利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税といふ新しい税金がかかることになった。これは、昭和十三年三月三十日に公布された法律「支那事變特別税法」といふので定められたものであつて、一般小賣店に緊密な關係のあるは、右の内入場税と物品税である。  
入場税といふのは、芝居、映畫、その他の見世物（相撲、野球、拳闘その他の競技で公衆に見

幣末の法規集の八  
二頁以下を見よ

せるもの)又は競馬等で入場料一回一人二十三錢以上のものにかゝるのを第一種とし、ダンス、  
ール、麻雀クラブ、撞球場、ゴルフ場、スケート場等を第二種とし、いづれも毎月分を翌月末に  
納税しなければならぬ。税率は一割であつて、相當に高いといつてよい。  
が、これらの麻雀クラブや撞球場等に關するものよりも、物品税について、こゝでは詳記した  
いとおもふ。

物品税といふのは、第一種から第三種まで定められてゐて、日常の物品は食料品、衣服類を除  
く外、ほとんど課せられるといつてよいほど廣範のものであるから、一般小賣店にとつては、非  
常に關係が深く、且つ手續その他が頗る面倒なのである。  
これを大別すると左の如くなる。

第一種 (小賣課税)	甲類	税率 一割五分
	乙類	税率 一割
第二種 (製造課税)	甲類	税率 一割五分
	乙類	税率 一割
第三種 (同)	マツチ	千本につき五錢の割
	酒類	一石につき五圓乃至十圓

この第一種といふのは、甲では寶石、貴金屬、龍甲等の類を擧げてゐる、乙では時計、万年筆  
装身具、帽子、靴、家具等を數へてゐる。いづれ、後でその詳細を書くけれども、いづれにして

も、ある一定金額以上の價格のものについてのみ、課税されるのである。例へば、靴にしたとこ  
ろで、一足が十二圓以上のものであれば一割の税がかゝるが、それ以下のものは無税といふやうにな  
る。一割であるから、一圓廿錢違つてくるので、こゝのところは商賣上、大いに考へないとい  
けない。五圓の帽子を賣るときは其内の五十錢は税であるが、四圓八十錢のものは無税である。  
一寸した値のつけ方で大變安い感じにもなるし、非常に高いといふ印象を與へることにもなるの  
である。

國家のためには戦時税は大いに負擔したいものであるけれども、そのためにお客が他の店へ行  
つてしまふやうでは困るのである。

靴下などは一圓から税がかゝることは賣る方も買ふ方もよく承知してゐないといけない。こゝ  
いふ法律が出てゐるにも拘らず、税務署は仲々手が廻らないので、大商店だけにつき嚴重に取締  
つてゐるが、小さい店については餘り目がとゞかずにゐるので、商店側もお客の側も知らず識ら  
ず違反をしてゐるのが多いようである。

サテ、第三種のマツチと、酒類は兎に角として、第二種の製造課税のものは、小賣店への卸値  
段が税金だけ高くなつてくるところのもので、小賣店としては、それだけ物價が上つてゐると觀  
念したらよいものである。

その品目は、本書巻末の同税法の項を見ればわかるやうに、大體機械類が多いのである。寫眞機とか、蓄音機とかいふものが、これであつて、甲類は十三種目、乙類が八種類ある。この乙の八種の内に例外的にあるのが化粧品である。

### 小賣課税の品々

小賣するたびに税金のかゝるものは、二十四品目あり、その種類は二百種に及ぶのである。その一つ一つ一つの商品については、本書の巻末につけられた戦時法規集の中の「支那事變特別税法施行規則」といふの一切が擧げられてゐるからこれを見て頂きたい。

たゞこゝで、洋品雜貨店を例にとつて、その要領をのみ拾つてわかりやすく記してみると、

商 品 の 種 類	價 格	税 金
メリヤス、靴下及び類似のもの	一 圓	一〇錢
ネクタイ、ハンカチーフ、手袋	二 圓	二〇錢
眞珠、貴金屬、籠甲、珊瑚等を用ひたネクタイピン、カフスボタン	三 圓	四五錢
頭飾、ペンダント、帶止、其他	三 圓	三〇錢
右の材料以外の身邊用細貨類	三 圓	三〇錢
化粧用具（コンパクト、香水噴、白粉入、化粧匣、その他のセット）	三 圓	三〇錢
タバコ用具、パイプ及同ケース	三 圓	三〇錢

灰皿、タバコセット、煙草入	五 圓	五〇錢
ステッキ、鞭	三 圓	三〇錢
帽 子	五 圓	五〇錢
傘	六 圓	六〇錢
革製又は金屬製トラング	十 圓	一 圓
毛皮の膝掛、襟巻、その他	五 圓	五〇錢
革 手 袋	二 圓	二〇錢
スエター、肌着、下着等	四 圓	四〇錢

等々その他にも色々あるだろうが、よく注意してみると、被服類の内では「毛皮製品」「皮革製品」「メリヤス・レース・フェルト製品」以外の被服品には税がかゝらないといふ風な區別があるのだから、實際問題としては随分面倒なことが多からうかと思はれる。

### 物品税の手續

物品税が制定せられてから、その手續も又仲々と面倒である。支那事變が済めばモウ無くなるといふ規定の法律なのだが、これは戦争がスメばといふことではないらしいから、これから何年

第五十七條によつて、毎月の賣上を申告せぬ者は三百圓以下の罰金とな

施行規則第三十六條(卷末法規集の一頁)乃至第四十二條乃至第四

かの間、製造家も小賣店も、この物品税のため苦勞しなくてはなるまいとおもはれる。

こゝでは第一種の商品にだけ(小賣店課税)について述べるとすると、

- 一、この商品の小賣をするものは(又は廢止の場合も)政府に申告しなくてはならない。
- 二、販賣に關することを記載しなくてはならない。
- 三、不正の行爲によつて物品税を脱れようとする者は税金の五倍を徴收される。

といふ三つの點がある。この第一のものは、施行規則によつて、「販賣場・販賣品・住所・氏名・屋號」を所轄稅務署へと届けなければいけないことになつてゐる。これをせぬと三百圓の罰金である。販賣をやめるときや、變更のあつた時亦同様である。この變更といふのは相續・讓渡・合併・消滅・承繼・廢止・移轉等を含まない意味らしいが、別に夫々の場合の規定があるから、如何なる變更も申告が必要となる。

その外、輸出の時などにも一々面倒な手續が要るのだが、これは省略する。

而して、第二の販賣の記帳といふことはどんなことかといふと、これは「受入れた物品の品名・數量・價格、受入の日、その引渡人の住所、氏名、名稱」「販賣した物品の品名、數量、價格、販賣の日」「所轄稅務署が必要と認めた場合、買受人の住所氏名又は名稱」の三項目になつてゐるから、今までの商店の記帳法では間に合はないといふことにならう。

第三の脱税だが、これに對しては收稅官吏が質問、検査、監督上の處分をすることが出来ることになつてゐて、検査されるものは、在庫品、一切の帳簿書類、貯藏販賣上必要な建物、器具、材料その他の物件と規定されてゐるのである。

だから、この物品税にだけついて見ても相當なもののだが、支那事變に關して出來た法律の中には、この外、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律といふのでは「第一條の制限若は禁止又は第二條の命令若は處分に關係ある事項に付報告を徴し又は帳簿其の他の検査を爲すことを得」とあるし、又暴利を目的とする物品の賣買取締に關する件(商工省令)の第二條でも「物品の販賣を爲す者に對し業務に關する報告を爲さしむることあるべし」とあるし、更に、支那事變とは無關係ながら商店法でも店員の設備に關しては警察官が臨檢することが出来ることになつてゐる等、非常時の法規は商店に對しての非常時を齎らしたのである。

### 商店法とは何か

戦時の輸入制限、爲替調整の目的で次々と色々な統制令が發布されたが、偶々これと期を同うして、こゝ、數年來問題とせられて來た商店法が實施せられることになつた。商店法は昭和十三年三月二十五日法律第二十八號として發布せられたものだが實施せられたのは昭和十三年十月一日

からとなつてゐた。

そして、さし詰め各都市にだけ實施せられ、小さな町や村には原則的に實施されないものである。今その要點を記すと、

- 一、物品販賣業と理容業にのみ適用せられる
  - 二、午後十時以後の營業を原則的に禁止する
  - 三、使用人に對しては毎月一回以上の休日と與へねばならぬ。(五十人以上の傭人のある店に限り十六歳以下の少年と婦人店員には休日を二日以上與へる)
  - 四、使用人のため危険の防止、衛生の施設を行はねばならぬ
  - 五、違反者は五百圓以下の罰金又は料料に處せらる
  - 六、必要上官吏は、店舗及び附屬建物に臨検する事が出来る
  - 七、前項を拒み、虚偽の陳述をすると三百圓以下の罰金又は料料となる
  - 八、汽車、汽船、その他交通機關の店舗と露店は此の法律の適用は受けぬ
- の如くなるのである。以上、書きつらねてみると頗る簡單であるが、これに關聯する事項を詳細に檢すると色々複雑な問題があるので、次に少々私見を述べてみよう。

### 物品販賣業とは何か

先づ物品販賣業といふのは何かといふことである。たとへば汁粉屋は飲食店か物品販賣業かといふ問題を採り上げて考へてみよう。

又、今日の菓子店には喫茶店兼營者が多いが、こゝにいふものはどうなるかといふ問題も考へられる。

汁粉屋は飲食店である。喫茶店も飲食店であり、共に所謂物品販賣業ではないので、この法律の適用は受けないでよい。

が、汁粉屋でも今日では土産用に餡と餅とを折詰にしたものや、御家庭用蜜豆、又はクズ餅などの折詰を賣つてゐるものもあるし、お客のお求めに應じては、色々な菓子の類を販賣してゐるのであるから、さういふ部分を物品販賣業であると思ふべきであるから、お客が来て、店で菓子や喰べ、お汁粉や雑煮を喰べて行く分には十一時であらうと、夜十二時であらうと、一向にかまはぬ。

ラヂオのニュースが終つて、夜の十時を打つまではお客が土産を買つて歸りたいから、その菓子を包んでくれといへば『へい有難うございます』でよろしいが十時を打つたら最後、矢張り一



般商店と同様にモウお持ちかへりの品は賣つてはいけない。

和洋菓子店が喫茶店が兼ねてゐる場合乃至は、喫茶店が菓子や食料品を販賣してゐる場合も同様であつて、午後十時過ぎには、店内で喰べるもの以外には一つの菓子も賣つてはいけない。

ところで、買物をしてゐるうちに、十時になつたといふやうな場合はどうかといふに、それはよろしいと第二條に明記してある。

喫茶店で菓子を注文して、これを喰べてゐた人が、夜の十時すぎになつて、喰べ残しを包んで歸へりたいといふやうな時は、どうなるかといへば、これは店の責任ではないわけである。

又、それでは夜の十時すぎに出前の注文があつて汁粉を五人前スグ届けてくれといはれたらどうなるかといふに、これは差聞えはないが、序に大福餅を十個包んで持つて来てくれといふのになると「どうも申譯ありませんが、商店法で夜十時以後の菓子は配達出来かねます」といふことになる。

ところが面白いのは、その大福餅を五人前と注文されて皿盛にして行つたらどうなるか、五人分の皿に二つ盛つて店内で召し上るお客にサービスすると同様にして配達したならば如何かといへば、これは違法とはならぬと思ふ。こゝらに議論があるだらうが、夜十時すぎても、鮎屋の出前などは違法でないが、それだけの分を客が折詰にして土産に持つて歸へると、違法となると

いふ當局の説明があつたから、汁粉屋の場合もこれに準じて右のやうにいへよう。

つまり、喫茶店の菓子も同じであらう。ナイフ、フォークなどを添へての出前は夜十時後も可能といへるのである。

このやうに考へると各商賣とも仲々面白い場合が夫々考へられてくるのである。

### 開店と閉店の時刻

この法律位妙なものはいない。閉店が決められてゐるのに開店の時間乃至は店員の働く時がきめてない。

だから、夜の十時に店を閉めて、夜半の〇時一分に店を開けても一向法にふれないといふことになるとかで問題が生じたりした。

又、縣知事や府知事に手續をして特別の許可さへ得れば、

一、興行場、觀覽場、遊戯場其他之に類する場所に於ける店舗

二、展覽會場、共進會場、博覽會場其他之に類する場所に於ける店舗

三、停車場又は船舶發着場に於ける店舗

は十時閉店をせずともよいといふことになつてゐる。今日までも、法律によつて營業の時間を

定められてゐるものに、百貨店がある。

百貨店法施行規則でも開業時刻については規定はなく、四月一日から十一月末までが午後七時閉店、それから三月末までが六時閉店となつてゐる。これは一般の小商店の営業を保護するために、閉店時間を早めてある譯だ。

ところで、百貨店でも許可さへ得れば夜の九時まで営業してよいといふことになつてゐる位だから、商店法についても営業時間についての例外がある。

即ち第三條の但書に「行政官廳の命令の定むる處に依り地域を限り前項（夜十時閉店）の時刻を午後十一時迄繰延ぶることを得」とあるのが一つ。

もう一つは第四條「業務の繁忙なる時期には行政官廳必要ありと認むるときは期間又は地域を限り一年を通じ六十日以内前二條（午後十時閉店）の時刻を繰延ぶることを得」の規定がそれである。

だから、十時閉店といつても、願書を府縣廳へ出せば年に六十日間は閉店時刻を夜の十一時にも十二時にも延ばすことが出来るワケである。大晦日だとか神社佛閣の祭日、酉の市などには徹宵営業も出来ることになる。

### その他の例外

例外を論ずると、まだくある。第二條第二項に、「店主は閉店時刻以後と雖も負傷、疾病、災害其他緊急の事由を提示せる顧客に對し其の必要に應ずる物品を販賣することを得」といふ文句がある。

これは汗粉屋と喫茶店にはそんな場合はマツ無いものといへやうが、酒屋食料品店等へ「今そこで人が氣絶したので、氣付にウキスキーを飲ませたい」といふ客へ閉店後ウキスキーを賣るのは構はないことになる。

病氣の熱が高い——心配なので検温器が一つほしい、氷枕が買ひたいといふ客に夜の十二時にこれを賣るのも違法ではないが、序に。ライオンハミガキを一個下さいといふのは、お断りせぬと罰金五百圓（最高）である。

こゝでも「其他緊急の事由」といふのがどの程度か色々問題化しよう。

商店法の夜十時閉店は專賣局のタバコでも、逓信省の郵便切手でも適用されるのであるから、手紙の切手は夜十時以後賣つてならぬが電報の切手は、これは緊急のものであるから、賣つてもよいといふことになるであらう。

又、今はガソリン統制で切符でない自動車用ガソリンは買へないが、その代り切符さへあれば、夜半にでも自由に買つてよい。これも緊急の性質のものだからである。

と、商店法についてあれやこれやと、書いてみると一體何でこんな法律が出来たのかといふこととなるがこれは要するに商業従業者の保健上の必要から生れたものであるから、飲食店その他この法律に律せられない部類の商賣でも、非常時の國民體位向上がやかましく唱へられてゐる折柄でもあるので、大體十時迄には店を閉めて店員達を休ませたいものである。

### 法の精神を掴め

前項の如く、いよいよ商店法が實施せられた。第一條に本法は市及主務大臣の指定する町村(町村に準づべきものを含む)において物品販賣業又は理容業を営む店舗に之を適用するとあるが今、いよいよ實施期を迎へてみると、この商店法施行指定地域といふものは實に全國百四十八都市、隣接町村七ヶ所を數し臺灣や朝鮮を除く殆んど全部の市は皆、この法律によつて、あらゆる種類の商店が一齊に夜十時閉店といふ原則の上になつてゐることとなつたのである。

しかし十時閉店といつても、これは店員保健の上からの閉店であつて、百貨店あたりの夜間營業禁止とはその意味が違ふのである。

百貨店法施行規則第九條を見ると「百貨店業者の店舗の閉店時刻は四月一日より十月三十一日迄は午後七時を、十一月一日より翌年三月三十一日迄は午後六時を過ぐることを得ず。地方の事情その他の特別の事由ある場合又は業務の繁忙なる時期においては百貨店業者は商工大臣の許可を受け業務の全部又は一部に付前項の閉店時刻を午後九時迄繰延ぶることを得」とあるが、これは一般小賣店を保護する目的で、百貨店の夜間營業を禁じたものである。

ところで、今度の商店法では十時閉店となつてゐるから、一般小賣店は百貨店より三時間乃至四時間だけの營業を認められたワケである。そして年六十日間に限り時間を繰のべられるといふのは、右の百貨店法が日數無制限に二時間三時間繰のべられる(實際上に於ては制限があつても、法文の上ではその繰のべ可能の日數が定められてゐない)のは、法が百貨店に厚く、一般小賣店に酷であるかの印象を與へる。

X

さて、商店法第二條に曰く「店主は本法に定むる閉店時刻以後顧客に對し前條の營業を爲すことを得ず但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限りに在らず。店主は閉店時刻以後と雖も負傷疾病、災害其他緊急の事由を提示せる顧客に對し其の必要に應ずる物品を販賣することを得」——これによると法律は小賣店に命じて十時閉店と同時にその後を原則的に營

業を禁止してゐるが、これは商店法立法の精神に鑑み店員を働かしてはいけなひのだと解すべきと確信する。

即ち、法文の上では、夜十時以後の營業を原則的に禁じてゐるが、これは

- 一、商賣をしてはならぬのではない
  - 二、店員を働かしてはならぬのだ
- と解すべきである。と、同時に閉店はどうしてもしなければならぬこともハッキリしてゐる。

### 店員を使はぬ營業

そこで考へられることが、幾つかあるのがわかるであらう。

(イ) アメリカあたりに多いセルフサービス・ストアといふ販賣員の居ない店のやうなものはどうか。店員が居ないから、營業をつゞけてよいかといふに、これは、店員の有無に拘らず十時閉店といふ法文通り店は閉めねばならぬ。

といふのは、抜け駆けして、自分の店だけが獨りよい子になるといふのは良くないといふ法の公平を期するためである。

(ロ) 次に、いろ／＼な事情で、夜の遅い商賣がある。さうして、この法律によつて十時閉店

せねばならぬ立場に置かれる店があつたとする。さういふ店も、法律が許す範圍の營業時間に於て、充分やつて行けるのであれば、やむを得ぬから、その法の如くに一齊營業を休んだらよいかどうも、そこまでは行つてゐるかい、十時以後の商賣をしなければ生活が出来ぬといふ風なお店はどうしたらよいか。

やはり、飽くまでも十時以後(一)店員を働かしてはならぬ、(二)閉店せねばならぬ、(三)營業してはならぬの三大原則は曲げられぬ。

が、(イ)の場合の如く抜け駆けではなく、生活のために何とかならぬかといふに、そこには又決して、良いこととは思へぬが、そこに抜け道がありはせぬか。

商店法における「閉店時刻以後顧客に對し前條の營業をなすことを得ず」といふのは、第一條の「……を営む店舗にこれを適用す」といふのに照らしてみても、店舗以外での營業はよいと解釋すべきものと思ふのは間違ひではなく、現に東京蒲田あたりの商店は夜店形式の店で時間外營業をしてゐる。それは

- 一、店員を使はず
  - 二、店舗外である
- なら、十時以後の營業も適法であるといふ了解がつくためであらう。

それに同法第六條にある、興行場、觀覽場、遊技場その他これに類する場所、展覽會場、共進會場、博覽會場、停車場、又は船舶發着場、における店舗には適用せずといふ文句と第十八條の「汽車汽船その他の交通機關内に於ける店舗及び露店に之を適用せず」とあるのに留意すべきかとおもふ。

### 夜十時以後の營業

そこで、どうしても、これでは喰へない、喰へても將來のために貯蓄ができない、子供の學費でも今の内に稼がねと困る、病氣の時の用意でもしたいといふ風な程度の店で、盛場や、驛前の店の御主人は、近所の空地や道路に露店を出すならば、適法と信するが果してどうか。警察當局と相談してみることだ。

店を閉めて露天を出すのである。一と頃、各地において夜の商店街を賑はす目的で、各店が露天を出すのが流行したが、その要領で行くのならばよからうか。

店舗の前でやるといふことは疑義があるかとも思はれるから、警察署指定の場所へ出て行くのならよいだろう。

が、かういふ考へ方はせずとも、ある種の商品、たとへばタバコ、菓子、藥、その他のものは

遊覽内の商店の午  
前一時閉店とある  
風な脱法は嚴重に  
取締るよしである  
から、閉店後の夜  
々營業などは得られ  
ず理解は得られませ  
ん

閉店後に店前に自動販賣機を据ゑて營業するならば、店員も使はず、店舗も使はずといふのだから差問へない。事實、歐洲では夜半でもチューイングガムだとかタバコだとかいふ風なものは皆自動販賣機で買へる。ちよつとした罐詰なども、閉店後でも店前の自動販賣機によつて賣られてゐることがある。

### 商賣の本質を見よ

商賣の本質を考へてみると、公衆の必要とする時に、必要な物資を、適當な値段で提供するのにある。

十時すぎて、必要な品が手許になく買ひたいと思ふ人も多いのである。かういふ人々に不便を與へようといふのが商店法の目的ではない。商店法は店員保健の必要上實施を見たものであるから、店員を使用せずして、これら公衆の便益を計る道がつかならば、どの店も遠慮なく善處すべきである。

勿論、法律に違反してはならぬから、賣手の居ない、お客が勝手に金を拂ひ、品を持つてかへる仕組みの店でも、閉店はせねばならぬが、店舗外で、さういふ工夫の商賣を行ふため、自動販賣機を活用するのはかまはぬのである。

東京の淺草公園あたりの盛場は一般商店も十一時まで營業を許されることになつてゐて、大層喜んでゐるさうであるが、自動販賣機の場合の營業は夜十一時でも十二時でもよいのであるから、もし、さうすることが是非とも必要な店は、それ／＼適當な機械を作らせるのがよいであらう。

### 店員に與へられた餘暇

昭和十三年十月一日、この日、日本の店員に夜が明けたのである。

十五年間も、スツタもんだの揚句の果、やつと實施を見た商店法が、この日から本當のものとなつたからである。

年六十日を除いた外は夜の十時に一齊商賣をしてはならぬといふ意味は前記の如く店員に勞働強化はいけないといふ意味である。十時になつたら、店員を休ませよといふのである。

日本國民の中堅をなす商業従業員の體位を護らうといふのであるから、本當なら商店法から除外された飲食店の従業員にも何とか法律を以て、休養を規定したらよろしからうとおもふのにどういふものか、法律は理容業と物品販賣業にだけしか、この法律が適用出来ないやうに出来てしまつた。

商店法が店員に與へた休養の規定は次のやうになつてゐる。

第五條に於て「店主は使用人に毎月少くとも一回の休日とあるがその第一である。百貨店では普通三回乃至四回の休日があり、一般大都會の大商店、問屋等では大體月二回の休日があるのに、商店法は全國的に之を實施するといふ建前から月一回以上の休日と與へよと定めただけであらう。

實際のところ、店員にあまり餘暇がありすぎるのはよろしくないといふ説もモツバラ行はれて來たのであるが、働く人々には月二回位の休養日は與へたいものである。

そこで、商店法第七條、第八條では、常時五十人以上を使用する店では、十六歳未満の者及び女子に對しは一日十一時間以上働かせてはならぬといふ點と、六時間以上働かせる時は、少くとも三十分、十時間を超ゆる時は、少くとも一時間の休養を與へ、且つ毎月二回の休日と與へよと規定してゐる。

つまり、五十人以上の従業員のある店の少年店員及び女子店員に限り月二回づつ休めるのである。

實施せられた商店法では年中（六十日の例外及び盛場を除き）夜は十時閉店となつてゐるが、原案では、冬場は九時閉店といふのであつた。九時に店を閉めるのでは商店が困るといふので、一率十時といふことになつたものであらうけれど、外國ではどこの國でも殆んど五時六時といふと

店を閉めるのである。法律で定められてゐる國もあるが、習慣上、夕方から商賣をしない店も多いのである。かういふ國々では土曜日は半日しか商賣をしない。アメリカあたりは皆そのやうだが、クリスト教徒ではないユダヤ人達の店は夜も商賣をしてゐるし、土曜、日曜も店を開けてゐる。店を開けてゐる以上、外の店が閉つてゐるだけ繁昌するのが當然である。どの店も相當に賑つてゐるので、店員達は一層いそがしい目を見るワケである。従つて、他店と同一の條件では店員達は居付かない、割増金を貰つたり、土、日は交互出勤といふやうなことになる。日本の商店法から除外された飲食店や、一時間延長營業の盛場の商店に働く店員達も、いつれはきういふやうな要求をする時代が來ることであらう。

### 店員の餘暇善用

店員に暇を興へると、碌な遊びを覺えないといふのが古氣質の主人達のいふところであつた。が、今や、店員は野放しにして置いてはいけない。よろしくこれを善導すべしといふことに一決したやうである。月一回の休日と、夜の十時以後の店員の私生活に店主が手をのべやうといふのである。店員には、何時になつたら自由の日が來るのかと思はざるを得ない。それほど過去の店員達には信用がなかつた。又、現在の店員達の中にも悪質のものがあるのである。一人の悪遊びをする

店員が居るために、外の善良な店員達がどれほど、之に影響されるか知れない——さう思ふ時、店主が、夜十時から、店員の自由の時間について心配するのも尤であるときへ云へるのである。商店法では大商店の女子店員と少年店員の十一時間以上の就業を禁止してゐるけれども、一般店員の就業時間の制限はないのである。たゞ店を開けてゐて顧客に接してはいけないといふだけであるから、閉店後も店主が店員に仕事を命づけることは平氣である。が、法の精神は、店員を休ませたいのであるのだから、なるべく仕事はさせず、何もさせずにゐては良くないといふのであれば、健全な娯樂と修養とを興へたい。

昭和十三年十月一日の商店法施行第一日の午後正十時に、全國の放送局は修養訓話の放送を始めたものであつた。店を閉めたトタンに修養談を聞くだけの餘裕があると信づる世の識者達、かういふ人々に何で店員問題が理解出來やう。店を閉めてからの店員の仕事が相當にあるのを知らないのである。

小賣店について先づその仕事を數へてみよう。賣場の整備がある。賣上の計算がある。その仕事譯けがある。掛賣勘定の記入やら整理やらがある。明日の仕入の計畫がある。等々の外、店々によつて色々な仕事があらう。戸締り火の用心だけでも店の構造によつては、かなりの仕事である。それや、これやを片付けて、サテ、自分達の時間とおもふ時はモウ十時半であらう。ラデオの店

員の訓話が終つてからである。

それから風呂にも入らねばなるまい。國への手紙を書く時間も欲しからう。新聞、雑誌にも眼を通したからう。となると、毎日の餘暇といふものは、先づ利用しようといふのが無理かも知れない。店員の餘暇善用は休日にもつて行かうではないか。

### 店員の休日の利用

ところで、その店員の休日が月一回だけしかないのである。兵隊さんでさへ、日曜日毎には自由の時間があるのである。店員には月一回だけしか休みといふものがないのでは、その一回を店員教養に利用せよとは云ひ難いではないか。

せめて、一回は本當の休養に、他の一回は訓育修養にといふことにしたいではないか。その意味か、商店法は月一回の休日を規定してゐるが、各店はせめて月二回の休みを店員に與へたいものとおもふ。

小さな店では、たとへ店員にその時間が與へられても、これを善導する術がないといふであらう。が、しかし、それには幾多の方法があり、その内、色々な方法が全國各方面で利用されてゐるのである。

たとへば次ぎのやうなものは、その幾つかの實例である。

- 一、町内の有志商店だけが費用を出し合つて、店員の休日善用を行つてゐる。
- 二、店が補助して野球團を組織せしめ、休日毎に他のチームとの試合を行はしめてゐる。
- 三、店主が先に立つてピクニック、ハイキングを奨励してゐる。
- 四、豫定を樹て、見學視察を行はしめてゐる。
- 五、都市によつては商工従業員修養會といふ風なものがあるので、これに出席させてゐる。

しかし、いづれも丸一日を、このために利用するといふことは出来ないものであるが、一日の中の大半を、何か豫定せられた共同動作に拘束されるといふことは、店員達のその日一日を大體に於いて律することになるものであるから、それを以て足れりとするより外はないであらう。

あまり、窮屈にしてしまつて、店員の切角の休日を丸一日縛つてしまふといふといふようなことは考へたくないものである。

仕事から解放せられて、ノビくと楽しく、その日が、しかも有効に利用出来るようにしてやりたい。それは、たとへ通勤店員の場合であつても、ある程度、住み込みの者と同様の拘束があるといふやうなのを以てよしとする。

戦時統制下にあつて、營業は益々六ヶ敷くなり、新しく出来る色々な法律によつて店主の責任



は愈々加重してくる時、多年懸案の商店法の實施となり、こゝに又々店員の問題について考慮を深かめねばならぬ情勢等を思ひ合はせる時、店主諸君は世の中が、今、急激に何かの方向へ向つて、轉換しつゝあるのを感じる必要があるのである。

### 大商店の抑壓

商店法に次いで、百貨店法にも言及したい。百貨店法も支那事變とは關係ないが、大商店抑壓の法律であつて、所謂百貨店でなくとも、この法律では店が大きければ百貨店と認められる非常時的のものであり、且つ事變發生以後（昭和十二年八月十三日）に公布されたものであるからこゝに少しく紹介する。これによると従來百貨店としての取扱をうけなかつた大商店（大都會では三千平方米の賣場を持つ店、地方では一千五百平方米の賣場以上のもの）が百貨店としての取扱を受け、同時に、この法規によつて取締られることになつたので、こゝにその解説を併せ載せやうとおもふ。

何故百貨店法が出来たのかといふと、これは一般小賣店を保護する目的であつて、そのことは本法が昭和十二年の第七十一議會に提出された當時、時の商工大臣（吉野氏）の説明でよくわかる。「百貨店法案提出の理由を御説明申し上げます。我が國の中小商業者の更生振興を圖ることが現

下記の面積と食料  
れば衣服類と食料  
品を買つて居れば  
百貨店と見做され  
る。併せて文房  
など賣る者も亦  
同じ

下の急務となつて居ることは申す迄もないのであります。固より中小商業者窮迫の原因は色々あるのでありまして、一部分の原因は彼等自身の經營上の缺陷に基く所もあるのであります。又一面大規模經營に依る百貨店の進出の結果、相當大なる影響を受けて居ることも否定することが出来ない事實であります。尤も百貨店は其の大なる資本信用と近代的の組織經營とに依りまして、小賣制度の合理化に貢献し、消費者に利便を興へて居ることは申す迄もないのであります。併し何と申しても其の急激なる進出は、一般中小商業者に尠からざる影響を及ぼして居るのであります。之が爲に政府は曩に日本百貨店商業組合を組織致させまして、其の營業統制規程に基きまして政府の監督の下に彼等の營業に關しまして各種の制限を實施致させ、一般中小商業者との利害の調整を圖らしむることに努めて参つたのであります。然るに最近に於きまして百貨店の新設又は擴張が相踵いで行はれまして、百貨店同志の競争をも惹起するやうな次第になつて参りまして、其の弊の及ぶ所が百貨店の配給機關としての作用をも損ふのではないかと云ふやうな處も段々あるやうになつて参つたのであります。従來の商業組合だけでは小賣商業の保護の目的を十分達し難い状態に立到つたのであります。そこで新たに百貨店法を制定致しまして、百貨店の新設擴張並に其の營業に適切なる統制を加へまして、百貨店相互の不當なる競争を排除致しますると共に、百貨店と中小商業者との關係を調整致しまして、小賣業全般の圓滿なる發達を期

したい。斯う存じまして茲に本法案を提出致しました次第でございます。何卒十分御審議の上御協賛あらむことを希望致します。」

この法文の全部及び之に關係する施行規則等は卷末戦時法規の最後に掲げてあるので、之を御覽になれば、お判りとおもふが、その骨子は左のやうなものである。

- 一、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横濱の六大都市にあつては賣場面積三千平方米以上の小賣店は許可制度とする。
- 二、その他の都市でも千五百平方米以上の大商店は許可を得なければ開業出来ぬ。
- 三、モット小さな小賣店でも、右の店の支店、配給所、出張所として設けるとときや、大商店が賣場の擴張を行ふ場合、出張販賣を行ふ時も亦許可を必要とする。
- 四、この法律で律せられる大商店は原則的に夜間營業を禁じられる（但し、六大都市以外のもの従来夜間營業を行つてゐたものは、當分の間は夜九時まで營業を許す）
- 五、右の六大都市の大商店は毎月三日休業せねばならぬ（その他の地方の大商店は月一回の休業で可）
- 六、以上に關係する大商店は皆、百貨店組合へ加入せぬといけな（目下昭和十三年十一月）の組合員は全國で八十六店）

而して、店の建物は別々でも、これが相當に往來出来るやうなもので處定の賣場面積があれば矢張り百貨店となり、東京銀座の伊東屋文具店の如く、地下室を他人に賃貸してフルーツパーラーを開いてゐて、それが、別の屋號（この場合、有名な千匹屋果實店）であつても、その合計面積が三千平方米であるがために、矢張り百貨店なみと扱はれるのである。従つて、これまで百貨店の休日を狙つて大いに賣上を擧げてゐた、このやうな大きな専門店は非常な犠牲であるといはねばならぬ。

而して、更に、この百貨店法について考へてみると、これは一般小賣店の保護のためだと大臣始めお役人が思つてゐることが、既に非常な間違ひであるところもあるのが判かる。

即ち、百貨店は、この法律によつて確實に保護させ、その營業は保證されたのであつて、これから後には、モウ強大なる競争者は出ないゾ（乃至は出憎いゾ）といふことは、百貨店自身を強化したものである。

又、休日制その他は、百貨店經營の合理化のため彼等が既に行つてゐるところであつて、百貨店が自ら有利なりと信じてゐることを法文化したゞけである。

その他、些々たる事項についての許可制を設けたり届出を要求してゐるところは百貨店に不利ではあらうが、百貨店組合を法定のものとして、之に強制加入せしめるといふやうな事柄も亦、

從來からあつた百貨店商業組合が自力で行はんとして行ひ得なかつた「彼らの思ふ盡」を政府の力で實現せしめたに過ぎないのである。  
斯く観づる時、この百貨店法は、實際のところ小賣店の保護には少ししかかつては居らないのであるが、かうして戦時になつてみると、各種の配給統制を行ふ上に於て、政府當局は、全國の大商店が東京に本部を持つ一組合に纏つてゐて、何かと便宜の多いことだけは確かである。  
又、それだけ、百貨店の圈内の大商店は、物品税、商品券税、物資統制、物價統制の上に於て風當りが強く、他の一般中小商店よりは戦時經營に當つての苦痛が多いともいへるのである。

### これからどうなる

百貨店といふ名で大商店が、次第に抑壓されて行きつゝあるのは右の百貨店法の實施によつても明白であろう。しかし、これは支那事變のせいではない。たゞ、全國各地に於て最近まで計劃せられ又は建設中であつた幾多の百貨店の新設擴張の工事などが、百貨店法や鐵鋼工作物築造許可規則によつて、中止せられたものが多いなどは、矢張り時局の影響であるといつてよい。  
記者の見るところによると、事變に伴ふ一般小賣店の影響が愈々深刻になつてくると、これらの百貨店に對する當局の壓迫といふものがこれまではさまで露骨ではなかつたが、一層顯著にな

るのではないかと思はれる。何故ならば、物資の缺乏によつて全國の小賣店が賣る物が少なくて困るといふ時代が、萬一にも來たならば、百貨店はその取引上の優越によつて、一般小賣店ほどには商品仕入に苦勞はせずすむであらう。然るに一方、その日の生活にも差支へるといふ小商店では仕入れるにも商品入手の途がつかぬといふことになつたとすれば、當然、一般商人は百貨店の優越を浦山ましく思ふであらうし、その點につき、怨嗟の聲も出るであらう。同じ商人でありながら、資本力があるといふだけで、しかも多年の蓄積資財を有する者のみが有利であるといふ法はないと彼等は騒ぐかも知れない。

そういう點を考へてみると、かゝる事態が到來する時、商工省はかなり廣汎な商品に亘つて百貨店に對しての賣留め命令を出すこともあり得ると思ふ。

事、こゝに到るまでには、事變の影響は今日よりもモットモット深刻に國民各層に沁み亘るであらうから、このやうな事柄は、その時代にあつては、或ひは却て大したことでないかも知れない。これは、最悪の場合の話であつて、實は其反對に、漢口陥落を見た今日のことであるから、事態は刻々と明朗化するものであるかも知れないが、十一月三日の漢口人城式以後、支那に於ける大きな戰鬪行爲は一段落しても、今日行はれつゝある各種の統制は仲々ゆるめられようとは考へられぬのであるから、小賣店としては、モットモット深刻な社會を考へて、それに對する心構へを

持たねばならないのが本當であらう。

それには、本書隨所に記載したやうに、自分ひとりが儲けようとか、自分の店だけは賣る品を豊富にしようとかいふ心得を一切捨て、同業全體で立場を公平に持し、飽迄も社會のために、その時代に於てなし得る最善を盡すといふ心構へでゐるたいものとおもふ。

今回の事變は日本の國として開國以來の大事業であるのであるから、大局に眼をつけて、しばらくは己といふ考へを去り、自分を空うして百年千年のための最善を、自分等の子孫のために計るのでありたいものである。

いよいよとなれば、陛下のため、皇國の爲、子供も年寄も、算盤などは抛つて、銃を執り、劍を握つて、敵陣に殺倒するのが我々の最後の覺悟なのであるから、經濟戦上の一兵卒としては、最後の一人になるまでは、どんな苦痛があつてもその職場を守るのが本當であらう。そして、この親代々傳はつた商賣乃至は自分が血涙と共に築き上げた店を抛つ時こそ、國民全員が銃を執る時であり、銃が無くば竹槍一本を武器に命を彈丸に代へなければならぬのである。

記者は惟ふ、この覺悟で辛棒し、この覺悟で「今」を守る者は最も強いと。全國の小賣店經營者諸君。従業員諸君。泣き事はやめよう。要は一死報國の熱誠あるのみだ。國を護るも、商賣を守るも皆、一つ心であらねばならないからである。

## 結 び

漢口陥落後統制は、多少ゆるめられるだろうといふ觀測に對して、池田商工大臣は『大消耗戦は一段落したのだから、平和産業方面への原料配給をモウ少し緩和してよいといふ説もある』と新聞記者に語つてゐる。

しかし、事態は仲々、そんなところではないようである。武漢陥落後、國家總動員法審議會は總動員法第十六條に基く事業設備新設擴張又は改良に關する勅令を可決してゐるし、又政府が重工業方面の原料配給についても愈々積極的であるのなどを見ると、マダマダ統制緩和を考へるのは早い。

たとへば、小賣店にとつて最も密接な關係にある物價取締についても、商工省では本書に詳述してあるように、戦時物價對策として中央物價委員會をして最高標準價格を設定、之を物品販賣價格取締規則、暴利取締令により補強強制し之が違反者に對して經濟警察を以て取締つて來たが、これのみでは到底十分なる成果を期せられないとして、漢口陥落後に於て別項の如き要綱により全國的に物價調整營業者協力制度を實施することとなり、商務局長 通牒を以て各地方長官並に日本商工會議所に對して之を通達したといはれてゐる。その通牒全文左の如くである。

物價調整に關し營業者を動員し其の實行を確保せしむる要あることに付ては曩に中央物價委員會に於て米材工業藥品石炭煉炭等の價格決定に際し決議したる所なるを以て既に配意し居らるゝことと認めらるゝ處現下の情勢に鑑みるときは更に積極的に營業者を物價調整に協力せしむる施策を講じ今後益々物價の引下を爲すに遺憾なからしむる要ありと認めらるゝを以て今般別紙要綱に依り全國洩れなく物價調整營業者協力制度實施致度候に付ては極力實現方取計相成度依命此段及通牒候也

△物價調整營業者協力制度要綱

第一目的 營業者團體を通じ營業者の國策協力心の喚起涵養に努め以て物價調整の實行確保に遺憾なからしめんとするに在るものなること

第二實施要目

(甲)營業者團體の種類

- 一、營業者團體は成る可く商業組合に依ること
- 二、商業組合を早急に設立し難き場合には商業組合以外の團體を活用し得ること
- 三、商業組合に付ては市部は成る可く業種業態別に設立せしめることとするも郡部は地區組合にて差支なきこと、地區組合に在りては當該物品に關する部會を設けしめること

(乙)物價調整協力委員の設置

- 一、物價調整協力委員は組合に設置すること
- 二、物價調整協力委員は組合員中より選任し任期一年と爲すこと
- 三、物價調整協力委員中より委員長及副委員長各一名宛選任し物價調整協力事務の統轄に當らしむること

四、物價調整に協力する事項は左の如くすること

- (イ)當該團體の取扱物品の價格抑制を圖らしむること
- (ロ)價格公定の爲供給に不圓滑を來すことなからしむること
- (ハ)公定價格の適用を免るゝ爲製造したる規格外れの物品の取扱を爲すことなからしむること
- (ニ)品質低下の防止を圖らしむること
- (ホ)其他物價調整の實行確保に必要な事項

第三實施に付ての注意

一、漫然と實施を圖ることなく第一次には織物販賣業者、家庭燃料(木炭、石炭、煉炭等)販賣業者、第二次には木材販賣業者、家庭金物販賣業者の如く業種を指定し計畫的に實施を圖ること

- 二、差當り販賣業者に付てのみ考慮すること
  - 三、第一次實施業種に付ては遅くとも十二月中旬迄に物價調整協力委員の活動開始を爲し得る様計畫を爲し其の概要十一月二十日迄に報告すること第二次以降のものに付ては其の都度遅滞なく報告すること
  - 四、内務省よりの通牒に基き近く實施見込の經濟警察協議會との連絡に配意すること
  - 五、物價調査委員との連絡に付て遺憾なきを期すること
- こゝにいふ當局の方針を眺めてみると、物資統制はともかく、戦後の新支那建設の大目的達成のために物價統制は、今後益々強化されるものの如くである。
- 矢張、經濟建設といふことが、國際戦争の一つの型であるといふ事を確認して、支那での大會戦はモウ無いとしても戦後の覺悟は更に更に深かめる必要があるのであらう。

## 〔附〕 戦時商店法規

本附録には支那事變に關聯する輸出入品等に關する臨時措置法・國家總動員法等事變關係の根幹をなす法規を始めとして、主として商店經營に密接なる關係を有する法令のみを集録した。

更に事變とは無關係ながら、事變發生以來、新に制定せられたところの「商店法」「百貨店法」及び同施行規則等をも併せて掲載し、最近の商店經營上に資するところあらしめんとした。

尙、事變以後「商業組合法」も改正を見たのが、これは工場關係戰時法規と共に本文に無關係であるために本書には集録せずにある。登載法規の目次は本文の分と共に卷頭に掲げてある故、お含みを願ふ。

## 國家總動員法(昭和十三年三月三十一日法律第五十五號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照信用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務





ヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得  
第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得  
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及

頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員ニ必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得  
第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十一條の規定に基く「警察關係者の職業能力申告令」が八月二十三日公布施行された。なほ第六條の頭註版参照

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該宜吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
- 二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者
- 四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
- 五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用者ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
- 二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
- 三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者
- 五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者
- 第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
  - 一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者
  - 二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
  - 一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
  - 二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
  - 三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
  - 一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者
  - 二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
  - 三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ  
第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ

#### 價格ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

(參照)

明治三十二年三月九日法律第四十八號商法抄錄

第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス

第二百十條 會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ得ス  
昭和十二年九月十日法律第八十八號ハ軍需工業動員法ノ適用ニ關スル件ナリ

### 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律

(昭和十二年九月十日) (昭和十二年十一月六日及昭和十三年)  
法律第九十二號 (三月二十三日同五月二十四日改正)

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

二 當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第二條ノ二 前條ノ物品ノ需給ニ關係アル産業ヲ營ム者又ハ其ノ組織スル團體ハ當該物品ノ需給關係ヲ調整スル爲政府ノ認可ヲ受ケ需給調整協議會ヲ組織スルコトヲ得

この第二條によつて、綿糸布、革皮、ゴムその他の生産販賣價格等に關する統制命令が出されたのである。  
第二條以下四迄は昭和十三年五月追加されたもの

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル場合ニ於テ政府支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラレタル者其ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ規約ノ作成其ノ他組織ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

需給調整協議會ノ成立アリタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス  
第二條ノ三 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ需給調整協議會ニ對シ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ需給調整協議會ノ會員ニ對シ需給調整協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ外需給調整協議會及需給調整協議會ニ依ル需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ第二條ノ命令若ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書

物品販賣者に對する刑罰

其ノ他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ  
第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前  
三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ罰金刑ヲ科ス  
第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ  
従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、  
使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

臨時輸出入許可規則

(昭和十二年十月十一日)(昭和十二年十一月六日及昭  
和十三年四月二十三日改正)

昭和十二年法律第九十二號第一條ノ規定ニ依リ臨時輸出入許可規則左ノ通定ム  
第一條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表甲號ニ掲グルモノハ郵便物又ハ原價百圓ヲ  
超エザルモノヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ昭和十一年勅令  
第四百七十四號第一條ノ適用アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第一條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表丁號ニ掲グルモノハ原價百圓ヲ超エザ  
ルモノヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ  
第二條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表乙號ニ掲グルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ

第一條ノ二は昭和  
十三年三月二十三  
日に改正追加せら  
れたものである

第三條 前三條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ  
屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸入ニ係ル物品
- 五 本邦ヨリ輸出シタル物品ニシテ返送セラレタルモノ
- 六 手荷物又ハ引越荷物
- 七 修繕ノ爲輸入スル物品
- 八 見本若ハ寄贈品トシテ又ハ博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
- 九 本則ノ別表乙號ニ掲グル物品ニシテ販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザルモノ、  
第四條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ本則ノ別表丙號ニ掲グルモノハ郵便物又ハ原價百圓ヲ  
超エザルモノヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ
- 第五條 第一條、第一條ノ二又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ物品ヲ輸入  
スベシ  
商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ
- 第六條 第一條、第一條ノ二又ハ第二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸入許可申  
請書正副二通ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 品名  
 二 數量及豫想價額（種類別ニ記載スベシ）  
 三 産出地又ハ製造地  
 四 積出港  
 五 輸入港  
 六 輸入時期  
 前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委託者ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スベシ  
 第七條 第四條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シテ輸出許可申請書正副二通及注文アリタルコトヲ證スル書面ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 品名  
 二 數量及價額（種類別ニ記載スベシ）  
 三 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所  
 四 仕向地  
 五 仕向港  
 六 輸出港  
 七 輸出時期  
 第八條 第一條、第一條ノ二又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル者第六條第一項第四號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ第四條ノ許可ヲ受ケタル者前條第五號乃至第七號ニ

掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條 第一條、第一條ノ二又ハ第二條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 第十條 第一條、第一條ノ二第二條又ハ第四條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ物品ノ輸入又ハ輸出ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸入許可書又ハ輸出許可書ヲ當該税關ニ提出スベシ  
 第十一條 第一條、第一條ノ二第二條又ハ第四條ノ許可ヲ受ケタル者輸入又ハ輸出ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 一 輸入又ハ輸出ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日  
 二 輸入又ハ輸出ヲ爲シタル物品ノ品名、數量及價額  
 三 輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港  
 四 輸入港又ハ輸出港  
 五 輸入又ハ輸出ノ年月日

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 本則施行ノ際現ニ本邦ニ向ケ輸送ノ途ニ在ル物品ニ付テハ本則ヲ適用セズ

(別 表)

甲號	品 名	タルモノヲ含ム
輸入税	品 名	二七四ノ内 黄麻及アバカフファイバー
表番號		二八二 羊毛、山羊毛及駱駝毛
二七一	實綿及線綿（カード又ハホームシ）	六一二 木材

二七四ノ内追加

乙號  
輸入稅  
表番號

一	植物、枝、幹、莖及根（栽植用又ハ接木用ノモノ）
一一	別號ニ掲ゲザル動物
一四	パールパール
一五	麥芽
二二	穀粉及澱粉類
二	オートミール
二	コーンミール
五	コーンスターチ
三一	蔬菜、果實及核子
三一ノ二	椰子
三二	茶
三三	マーテ其ノ他ノ茶代用物
三五	チコリー其ノ他ノ咖啡代用物
三七	胡椒（種子ヲ除ク）
三八	カリ
三九	マスタード

四一	氷砂糖、角砂糖、赤砂糖其ノ他類似ノモノ
四二	糖蜜
四三	葡萄糖、麥芽糖及飴
四四	蜂蜜
四五	菓子
四六	ジャム、フルーツゼリー類
四七	ビスケット（砂糖ヲ加ヘザルモノ）
四八	マカロニト、ヴァーミゼリー其ノ他各種ノ麵類
四九	果汁及糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二	鳥獸肉類（一甲、一丙及二ヲ除ク）
五五	コンデンスドミルク
五七	肉越幾斯
五八	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ滋養食料
五九	鳥卵（生鮮ナルモノ）
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉

六〇	礮水、曹達水其ノ他ノ砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料
六二	支那酒（醸造シタルモノ）
六三	麥酒
六七	別號ニ掲ゲザル飲食物
六九	毛皮（犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、綿羊皮及山羊皮ヲ除ク）
七〇	毛皮製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
七一	皮類（別號ニ掲ゲザルモノ）（牛皮、水牛皮、馬皮及豚皮ヲ除ク）
七二	革類（一及六ヲ除ク）
七三	革製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
七五	二 帽子用裏革（模造革ヲ含ム）
七六	三 其ノ他
七七	羽毛
七八	羽毛皮
七八	羽毛製品及羽毛皮製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
七八	タイルブリツスル及ホーンブリツスル

八一	獸牙製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
八四ノ二	ガット（テニスラケット用ノモノ）
八八	龜甲製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
八九	珊瑚
九〇	珊瑚製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
九四ノ内	化學試験用ハイドパウダー以外ノ皮毛骨角齒牙甲殼類製品（別號ニ掲ゲザルモノ）
一〇〇	落花生油
一〇六	肝油
一〇九	コムパウンドライド
一一〇	ステアリン
一一一	オレイン
一一五	漆蠟及燭蠟
一一六	蠟燭
一一七	石鹼
一一八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品
一一九	香水
一四七	魚膠
一五四	醋酸

一五五 乳酸  
 一五六 蔞酸  
 一五七 酒石酸  
 一六六 重碳酸曹達  
 一六七 過酸化曹達  
 一七一 硅酸曹達  
 一七二 クロール酸曹達  
 一七八 ヨード曹達  
 一八一 鹽化バリウム  
 一八一ノ二 過酸バリウム  
 一八一ノ三 過酸化水素  
 一八二 明礬  
 一八三 フェロ青化曹達  
 一八四 フェリ青化曹達  
 一九〇 炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム  
 二〇〇 ロンガリット、ブランキット、デク  
 二〇一 ロリン其ノ類似ノ還元劑  
 二〇一 デキストリン  
 二一八 パーキングパウダー

二一九 酒精劑  
 一 フルートエッセンス、リキエール  
 エッセンス其ノ他類似ノモノ  
 人造麝香  
 二二〇 イオノン  
 二二〇ノ二 ヴアニリン、クマリン、ヘリオトロ  
 二二一 ビン其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ薰  
 二二二 香性化學藥  
 二二二 齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號  
 二二三 ニ掲ゲザル調製薰香類  
 二二三 線香  
 二三〇ノ内 チューインガム及其ノ類似品  
 二三四 煙火  
 二三五 燐寸  
 二三六 天然藍  
 二四一 燒糖  
 二四二 人造藍  
 二四七 ブラッシアンプリユー  
 二五〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)

二五〇ノ二 硫酸バリウム  
 二五〇ノ三 リソボン  
 二五一 白墨及ホワイチング  
 二六〇 靴墨  
 二六一 鉛筆  
 二六二 インキ(印刷用ノモノヲ除ク)  
 二六三 墨及朱墨  
 二六四ノ内 聖筆  
 二六八 封蠟  
 二七二 綿織絲(別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲  
 ヲ除ク)  
 二七六 亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單  
 撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メ  
 ートルノ重量十二グラムヲ超エザル  
 亞麻線  
 二七七 苧麻織絲及ラミー織絲  
 二七八 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ  
 超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニ  
 シテ長十メートルノ重量十二グラムヲ  
 超エザル苧麻線及ラミー線

二七九 大麻織絲  
 二八〇 黃麻織絲  
 二八一 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超  
 エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシ  
 テ長十メートルノ重量十二グラムヲ  
 超エザル大麻線及黃麻線  
 二八七 生絲(撚リタルモノヲ含ム)(野蠶絲  
 ヲ除ク)  
 二八八 紡績絹織絲  
 二八九 絹絲  
 二九〇 人造絹(アセチルセルロース製ノモ  
 ノヲ除ク)  
 二九一 別號ニ掲ゲザル織絲  
 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモ  
 ノ  
 二九九 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻  
 ノ織物、其ノ交織物及此等ノ纖維ト  
 綿トノ交織物(四甲ヲ除ク)  
 三〇〇 鳳梨、葛、マユラヘンブ、アゲ、ウ  
 其ノ他ノ植物纖維(綿、亞麻、苧麻、



三〇一 ラミー、大麻及黄麻ヲ除クノ織物  
 及其ノ交織物  
 三〇二 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト  
 絹トノ交織物(ニ乙ロヲ除ク)  
 三〇三 馬毛布(其ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ  
 含ム)  
 絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物  
 (人造絹織物及人造絹入ノ織物ヲ除  
 ク)  
 三〇四 別號ニ掲ゲザル交織布  
 三〇五 メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布  
 帛(起毛シタルト否トヲ別タズ)  
 三〇六 レース地及網地  
 三〇七 フェルト地  
 三〇八 刺繡布  
 三〇九 ブックバインダースクロース  
 三一一 ウインドーホルランド  
 三一二 エム・パイアクロース  
 三一三 革布  
 三一四 牀用油布及リノリユーム  
 三一五

三一六 ルーフイングカンヴァス  
 三一七 タードカンヴァス  
 三一八 防水布(護謨ヲ塗り又ハ挿入シタル  
 モノ)  
 三一九 護謨入布及護謨紐類  
 三二〇 インシュレーチングテープ(布帛ヲ  
 用ヒタルモノ)  
 三二一 ラムプ心  
 三二二 手巾(單製ノモノ)  
 三二三 浴巾(單製ノモノ)  
 三二四 ブランケット(單製ノモノ)  
 三二五 旅氈(單製ノモノ)  
 三二六 地氈(單製連製ヲ別タズ)  
 三二七 ティブルクロス(單製ノモノ)  
 三二八 窓掛  
 三二九 トリムミンダ  
 三三〇 蚊帳  
 三三一 ハムモツク  
 三三二 漁網及獵網  
 三三三 エーアクツション  
 三三四  
 三三五

三三六 ベッドクイルト及クツション  
 三四一 別號ニ掲ゲザル布帛  
 三四二 別號ニ掲ゲザル布帛製品  
 三四三 雨衣  
 三四四 シヤーツ、フロント、カラー及カフ  
 三四五 ス  
 三四六 肌衣(上下ヲ別タズ)  
 三四七 手袋  
 三四八 足袋  
 三四九 肩掛及襟卷  
 三五〇 襟飾  
 三五一 袴鈎  
 三五二 衣服用ベルト  
 三五三 スリーヴサスペンダー及ストツキン  
 三五四 グサスペンダー類  
 三五五 靴其ノ他ノ履物  
 三五六 靴紐  
 三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金  
 屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象  
 牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)

三五八 パツクル、フツク及アイ類(貴金屬、  
 貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴  
 石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用  
 ヒタルモノヲ除ク)  
 三五九 身邊粧飾用細貨類  
 三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其  
 ノ部分品  
 三六五 プロツチングペーパー  
 三六七ノ内 襪寸用紙  
 三六九 壁紙  
 三七〇 板紙(印刷紙型用ノモノヲ除ク)  
 三七一 唐紙(各種)  
 三七六 油紙  
 三七七 窓硝子用ガラスペーパー  
 三七八 別號ニ掲ゲザル紙  
 三七九 ペーパーレース及ペーパーボード  
 三八〇 白紙帳簿  
 三八二 書狀用紙(箱入ノモノ)  
 三八三 封筒  
 三八四 アルバム

三八六ノ内 鶏卵紙及感光紙  
 三八八ノ二 ウォールポート  
 三八九 レーベル  
 三九〇 骨牌  
 三九三 カードカレンダー及ブロックカレン  
 ダー  
 三九四 繪葉書  
 三九五 クリスマスカード類  
 四〇一 別號ニ掲ゲザル紙型品及パルプ製品  
 四〇二 シリカサンド、クオルツサンド其ノ  
 他別號ニ掲ゲザル砂及礫  
 一 著色シタルモノ  
 四〇九 スレート及別號ニ掲ゲザルスレート  
 製品  
 四一四 石及石製品（別號ニ掲ゲザルモノ）  
 四一五 琥珀及琥珀製品（別號ニ掲ゲザルモ  
 ノ）  
 四一七 メーアシャウム、人造メーアシャウ  
 ム及同製品  
 四二四 石膏製品

四三二 ポートランドセメント、ローマンセ  
 メント、プゾラナセメント其ノ他類  
 似ノ水硬セメント  
 四三三 セメント製品  
 四三六 煉瓦（セメント製ノモノヲ除ク）（耐  
 火煉瓦ヲ除ク）  
 四三七 瓦（粘土製ノモノ）  
 四三七ノ二 アランダムタイル其ノ他類似ノモノ  
 別號ニ掲ゲザル陶磁器（電氣用ノモ  
 ノ及二乙ノ内素焼ノモノヲ除ク）  
 四四四 硝子板（無色平面ノモノニシテ厚一  
 ミリメートルヲ超エザルモノヲ除  
 ク）  
 四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板  
 四五一 寫眞用乾板  
 一 現像セザルモノ（撮影シタルモ  
 ノヲ除ク）  
 四五三 眼鏡  
 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、  
 象牙又ハ鼈甲ノ縁又ハ柄ヲ有ス

四五四 硝子鏡  
 四七七 別號ニ掲ゲザル硝子製品（二甲、二  
 乙イ及安全硝子板ヲ除ク）  
 四七五 鍍金銀シタル金屬  
 四八四ノ二 天井、壁等ニ用ヒル金屬板（珙瑯ヲ  
 施シタルモノ又ハエナメルペー  
 ト、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモ  
 ノ）  
 四八七 漁用鉤  
 四八八 錫（鐵製ノモノ）  
 四八九 鏈（別號ニ掲ゲザルモノ）（鐵製ギ  
 アリングチェーンヲ除ク）  
 四九一 懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊  
 粧飾用鏈  
 四九三 蝶鍔、ハットフック及戸、窓、家具  
 等ニ用ヒル金具  
 四九四 鎖及輪  
 四九六 工匠具、農具及同部分品（別號ニ掲  
 ゲザルモノ）

四九九 十 ショヴェル及スクープ  
 五〇〇 刃物（別號ニ掲ゲザルモノ）  
 五〇一 テーブルフォーク及スプーン  
 五〇二 コルクスクリユー  
 五〇三 罐口キヤブシユー  
 五〇四 クラウンコルク  
 五〇五ノ内 カートリッジケース（金屬製ノモノ）  
 手縫用針  
 五〇七 コツピープレッス  
 自轉車用唧筒  
 五〇九 消火器  
 五〇九ノ二 ミートチョッパー  
 五一一 咖啡粉碎器  
 五一二 アイスクリームフリーザー  
 五一三 製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋  
 五一四 ストーヴ及同部分品（別號ニ掲ゲザ  
 ルモノ）  
 五一五 電氣ストーヴ、電氣鍍其ノ他類似ノ  
 電熱器  
 五一六 ラヂエートル

五二七 寢臺及同部分品  
五二九 ナムバーリングマシン、デーチング  
マシン、チエックパーフォレーター、  
ペンシルシャープナー其ノ他類似ノ  
モノ及同部分品  
五二二 貴金屬製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金  
屬ヲ鍍シタル金屬製品（別號ニ掲ゲ  
ザルモノ）  
五二六 懐中時計  
五二七 懐中時計部分品  
一 側（ウオッチグラスヲ附著シタ  
ルモノヲ含ム）  
六 ウオッチグラス  
五二八 置き時計及掛時計  
五二八ノ二 電氣時計（親時計及子時計ヲ含ム）  
五三三 雙眼鏡及隻眼鏡  
一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、  
貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象  
牙、鼈甲又貝殻ヲ用ヒタルモノ  
五五三 寫眞器（活動寫眞用ノモノ、顯微鏡

五五四 用ノモノ、航空機用ノモノ及測量用  
ノモノヲ除ク）  
寫眞器部分品（焦點距離十七センチ  
メートル以上ノレンズ、カメラノ内  
活動寫眞用ノモノ、顯微鏡用ノモノ、  
航空機用ノモノ及測量用ノモノ並ニ  
製版用スクリーンヲ除ク）  
五五五 蓄音器  
五五六 蓄音器部分品及附屬品  
五五七 樂器  
五五九 電信機、電話機及同部分品（別號ニ  
掲ゲザルモノ）  
一 放送無線電話聴取用ノモノ  
銃砲及同部分品（拳銃、捕鯨砲及同  
部分品ヲ除ク）  
自轉車（モーターサイクルヲ除ク）  
自轉車部分品（原動力機及鏈ヲ除ク）  
別號ニ掲ゲザル車輛及同部分品  
送風機  
一 扇風機

六〇九 籐（割ラザルモノヲ除ク）  
六一〇 竹  
六一三 蓮草心及蓮草紙  
六一一 製帽用眞田  
六二二 蓆（布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物  
性材料ヲ以テ製シタルモノ）（包蓆ヲ  
除ク）  
六二三 麥稈、藁、パナマストロー、椰葉、  
藪、莞、葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ  
他類似ノモノノ製品（別號ニ掲ゲザ  
ルモノ）  
傘柄、杖、鞭及其ノ手  
傘  
六二四 木製品（別號ニ掲ゲザルモノ）  
六二五 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、  
六二六 貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象  
牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノ  
二 其ノ他  
甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅  
木、紫檀及黑檀ノ製品

六三二 セリユロイド及同製品（別號ニ掲ゲ  
ザルモノ）（塊、條、帶、竿、板及管  
ノ類ヲ除ク）  
六三二ノ二 層及故ノセリユロイド（改造用ノミ  
ニ適スルモノ）  
六三三 ガラリス及同製品（別號ニ掲ゲザル  
モノ）  
六三四 ブラッシユ及箒  
一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、  
象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノ、  
ラムプ、提燈及同部分品（安全燈、  
醫療用ノモノ及燈臺用ノモノヲ除  
ク）  
六三八 造花（模造ノ葉、果實等ヲ含ム）及  
同部分品  
六三九 化粧具匣  
六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、  
象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品  
六四一 靛具  
六四七 別號ニ掲ゲザル物品

昭和十三年三月二十三日丁號追加

丙號

輸入税  
表番號

品名

六九ノ内	兎毛皮
七四ノ内	豚毛
二〇四	ナフタリン
二二九ノ内	硝酸
二九五	屑又ハ故ノ纖維、屑織糸及屑糸ノ内
三四一	屑ノ綿織維
四〇〇	襪襪ノ内 綿ノモノ
四四八ノ内	安知母尼鍍及タンクスステン鍍
四七〇	安知母尼及硫化安知母尼
五二一ノ内	貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル
	安知母尼製品

二 其ノ他

甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル  
金屬、貴石、半貴石、眞珠  
珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用ヒ  
タルモノ

丁號

輸入税  
表番號

品名

五二五ノ内	別號ニ掲ゲザル金屬製品ノ内 安知母尼製品
五六三	自動車
五六四	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
五七七	内燃機
六四一ノ内	安知母尼製ノ器具
四五八ノ内	銅鍍、鉛鍍、錫鍍、亜鉛鍍、ニッケル鍍及安知母尼鍍
四六四	銅
四六五	鉛
四六六	錫
四六七	亜鉛
四六九ノ内	水銀
四七〇	安知母尼及硫化安知母尼
四七一	眞鍮及青銅

丙號「五二一ノ内」  
以下昭和十三年十一月六日追加

### 毛製品ス・フ等混用規則

(昭和十二年十月十一日 商工省令第二十五號)

(昭和十二年十二月二十七日 正)

昭和十二年十二月  
第一條を改正と同時  
に「ステール  
ファイバー等混用  
規則」を「毛製品  
ステールファイ  
バー等混用規則」  
に改む

第一條 モズリン以外ノ毛織物(膝掛、肩掛及衿卷ヲ含む以下同ジ)、毛莫大小又ハ手編毛絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品(滿洲國及關東州ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)ヲ除クノ外ステールファイバー其ノ他ノ毛ニ非ザル纖維ヲ左ニ掲グル重量割合ニ依リ混用スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

毛織物

着尺セル、毛布、膝掛、肩掛及衿卷

其ノ他

毛莫大小

手編毛絲

第二條 モズリンヲ製織セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 數量及價額(種類別ニ記載スベシ)

二 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及事務所又ハ營業所

第三條 毛絲ニステールファイバー其ノ他ノ毛ニ非ザル纖維ヲ混用スル場合ニ於テハ其ノ混用割合ハ重量ニ於テ五割、四割、三割、二割又ハ一割ナルコトヲ要ス

前項ノ混用毛絲ニハ混用シタル纖維ノ種類及其ノ混用割合ヲ表示スベシ

第四條十二月改正  
の時追加

第四條 輸出品トシテ製造シタルモスリン以外ノ毛織物、毛莫大小又ハ手編毛絲ヲ讓受ケタル者國內消費ニ  
充ツル爲之ヲ販賣セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條第二項ノ規定ハ本則施行前ニ製造シタル混用毛絲ニハ之ヲ適用セズ

### 綿製品ス・フ等混用規則

(昭和十二年十二月二十七日) (昭和十三年五月十八日)  
改 正

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ステールファイバー等混用規則左ノ通定ム

第一條 綿絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品(滿洲國及關東州ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)及輸出品ノ  
原料又ハ材料ニ用ウルモノヲ除ク外其ノ太サヲ英式番手四番、六番、八番、十番、十二番、十四番、十  
六番、二十番、三十番、三十二番、四十番、四十四番、六十番又ハ八十番ト爲システールファイバー其  
ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ三割以上混用スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長  
官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
輸出品ノ原料又ハ材料ニ用ウル綿絲ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ  
第一項混用綿絲ニハ混用シタル纖維ノ種類及其ノ混用割合ヲ表示スベシ  
第一條ノ二 綿絲ヲ製造スル者ハ其ノ製造シタル綿絲ニ付別ニ定ムル標識ヲ附スベシ  
第二條 綿織物又ハ綿莫大小ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用ウルモノヲ除クノ  
外ステールファイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ三割以上混用スルコトヲ要ス

第一條ノ二は昭和  
十三年五月十八日  
追加

第二條ノ二、三は  
昭和十三年五月追  
加改正ス

「本邦、滿洲國又  
ハ關東州ニ於ケル  
消費」は舊規則に  
於ては「國內  
消費」となつてゐ  
た。

但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
輸出品ノ原料又ハ材料ニ用ウル綿織物又ハ綿莫大小ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ數量ニ付商工大臣ノ承認  
ヲ受クベシ

ステールファイバー其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ混用シタル綿織物若ハ綿莫大小又ハ第一項但書ノ  
規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ別ニ定ムル標識ヲ附スベシ

第二條ノ二 第一條ノ二又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ附シタル標識ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却  
シ又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

第二條ノ三 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用ウルモノトシテ製造シタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小其  
ノ製造又ハ加工ニ伴ヒ生ジタル瑕疵ノ爲輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ適セザルニ至リタルトキハ之  
ヲ製造シタル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り之ヲ本邦、滿洲國又ハ關東州ニ於ケル消費ニ充ツ  
ル爲販賣スルコトヲ得

第三條 輸出品トシテ製造シタル綿絲、綿織物若ハ綿莫大小又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用ウルモノトシテ  
製造シタル綿絲、綿織物若ハ綿莫大小ヲ讓受ケタル者本邦、滿洲國又ハ關東州ニ於ケル消費ニ充ツル爲之  
ヲ販賣セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ附則第二項ノ規定ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十三年一月三十一日以前ノ製造ニ係ル幅四十五種ヲ超ユル綿織物ニシテステールファイバー其ノ他ノ  
綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ三割以上混用セザルモノヲ本邦、滿洲國又ハ關東州ニ於ケル消費ニ  
充ツル爲販賣セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

### 綿絲販賣價格取締規則

(昭和十三年五月二十日) (昭和十三年八月二十二日改正)  
(商工省令第二十四號)

綿絲ノ需給ヲ調整シ其ノ價格及取引ヲ公正ナラシムル爲昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿絲販賣價格取締規則左ノ通定ム

第一條 綿絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ  
前項ノ綿絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノ綿絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ純綿絲(ステープルファイバ)其ノ他ノ綿又ハ毛ニ非ザル纖維ヲ三割未滿混用シタルモノヲ含ム以下同ジ)ニ在リテハ八月目以後、國用綿絲(ステープルファイバ)ヲ重量割合ニ於テ三割以上五割未滿混用シタルモノヲ謂フ)ニ在リテハ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノ綿絲以外ノ綿絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ツベシ

附 則

本則ハ昭和十三年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス〔附記略ス〕

第一條第二項ノ規定に依る「綿絲ノ種類及最高價格ニ關スル件」中「第二ノ一」が八月二十二日に改正された

### スフ及スフ絲販賣價格取締規則

(昭和十三年六月十五日)  
(商工省令第三十一號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リステープルファイバ及ステープルファイバ絲販賣價格取締規則左ノ通定ム

第一條 ステープルファイバ又ハステープルファイバ絲ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ  
前項ノステープルファイバ及ステープルファイバ絲ノ種類及最高價格ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 前條第二項ノ種類ノステープルファイバ又ハステープルファイバ絲ノ販賣ニ當リテハ其ノ最高價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバ又ハステープルファイバ絲ハ其ノ販賣ヲ爲ス月ヨリ五月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出註文ニ基キ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第二項ノ種類ノステープルファイバ及ステープルファイバ絲以外ノステープルファイバ又ステープルファイバ絲ヲ販賣シタル者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ販賣數量及金額ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ届出ツベシ

附 則

本則ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年九月一日以後ニ於テハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ第一條第二項ノ種類ノステープル

アイバー又はステープルファイバー糸ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ昭和十三年九月ニ引渡ヲ爲スモノニシテ其ノ販賣價格ガ本則施行ノ日ニ於ケル其ノ最高價格ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
〔別記様式〕略ス

### ス・フ糸ノ番手制限ニ關スル件 (昭和十三年六月十五日 商工省令第三十二號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リステープルファイバー糸ノ番手制限ニ關スル件左ノ通定ム  
ステープルファイバー糸ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ單絲ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番、三十番又ハ四十番ト爲シ双絲ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ八十番ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十三年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

### 綿製品ノ製造制限ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日 商工省令第三十七號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム  
綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

本規則に違反すると臨時措置法によつて一年以下の懲罰又は五千圓以下の罰金といふことになつてゐる

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ステープルファイバー等混用規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ

綿製品ステープルファイバー等混用規則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物及同則附則第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル綿織物ハ同則附則第三項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタルモノヲ除クノ外卸賣業者ニ在リテハ本令施行後、小賣業者ニ在リテハ昭和十三年七月一日以後本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

### 綿製品ノ加工制限ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日 商工省令第三十八號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ノ加工制限ニ關スル件左ノ通定ム

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付テハ昭和十三年六月二十九日ヨリ同年七月二十八日ニ至ル期間染、晒、裁斷其ノ他ノ加工ヲ爲スコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)、輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ加工ノ仕掛中ノモノ及綿製品ステープルファイバー等混用規則第一條第二項但書又ハ第二

條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ（同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク）ニ付テハ本令ヲ適用セズ

### 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十三年六月二十九日  
商工省令第三十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ノ加工制限ニ關スル件左ノ通定ム  
綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）、輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ又ハ綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールファイバールヲ混用シタルモノヲ含ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ステールファイバール等混用規則第一條第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ（同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク）ニ付テハ本令ヲ適用セズ

### 綿製品ノ販賣加工許可ノ件

（昭和十三年七月二十二日  
商工省令第六十二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニシテ別表ニ掲ゲザルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り綿製品ノ販賣制限ニ關スル件又ハ綿製品ノ加工制限ニ關スル件ニ依ル制限ニ拘ラズ之ヲ販賣シ又ハ之ニ加工ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステールファイバールヲ混用シタルモノヲ含ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

綿織絲

經緯ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合撚絲ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ掲グルモノ

小幅物

縞木綿、紺木綿、染紵、織色木綿、晒及生木綿、綿ネル、裏地木綿、石底地

廣幅物

太綾（ドリル、雲齋、葛城）、粗布、天竺、細布、小倉織（カルゼヲ含ム）、綿ネル、コール天、ブク、帆布

綿莫大小

表絲ニ英式番手四十番以下ノ綿絲ヲ、裏絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四寸ノ吊機又ハトンプキン機ヲ以テ編立タルモノニシテ裏毛ノモノ但シ丸染ノモノヲ除ク

浴用タオル

經緯ニ英式番手二十番以下ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反（十二枚續）ノ重量百五十匁以下ノモノ



輸出綿製品配給統制規則

(昭和十三年六月三十日  
商工省令第四十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出綿製品配給統制規則左ノ通定ム

第一條 綿絲又ハ綿織物ハ別表甲號ニ掲グル者ノ外輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ別表甲號ニ掲グル者ガ他人ニ委託シテ之ヲ製造スルコトヲ妨ゲズ

別表甲號ニ掲グル者前項但書ノ規定ニ依リ他人ニ委託シテ製造セントスルトキハ豫メ受託者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第二條 別表甲號ニ掲グル者ハ輸出品トシテ製造シタル綿絲(以下輸出綿絲ト稱ス)ヲ別表甲號ニ掲グル者及日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以下同ジ)スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 別表甲號ニ掲グル者ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿絲(以下輸出品用綿絲ト稱ス)ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 別表甲號ニ掲グル者ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿織物(以下輸出用綿織物ト稱ス)ヲ日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 別表甲號ニ掲グル者又ハ日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員輸出用綿織物ヲ他人ニ委託シテ加工セントスルトキハ豫メ受託者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第六條 日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケタル輸出用綿織物ヲ組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 別表乙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿絲又ハ輸出用綿織物ヲ輸出品ノ原料及材料以外ノモノニ使用シ又ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第八條 別表乙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用綿絲又ハ輸出用綿織物ヲ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 別表丙號ニ掲グル者ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ基ク場合ノ外前條ノ物品ヲ買受ケタルコトヲ得ズ

別表丙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル前條ノ物品ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

第十條 日本綿絲布輸出組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ輸出綿絲ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均一月分ヲ超ユル數量ヲ、輸出用綿織物ニ在リテハ前月ヨリ起算シ過去六月間ノ販賣數量ノ平均二月分ヲ超ユル數量ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ  
〔別表〕略ス

別表甲號、同乙號  
中一郡が八月二十  
五日改正された

### 揮發油及重油販賣取締規則 (昭和十三年三月七日 商工省令第八號)

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礮油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六ニテ超エル黑色、褐色又ハ暗綠色ノ礮油ニシテ透明ナルモノ（コールタールヲ除ク）ヲ謂フ

第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券（第八條ノ規定ニ依ル記載ナキモノニ限ル）

ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニアラス

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國

大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品

ホ 航空機用品

ヘ 船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶（船艦札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク）又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品

ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品

二 揮發油ヲ一リットル以下賣渡ストキ

三 重油ヲ五リットル以下賣渡ストキ

四 販賣ノ目的ヲ以テ買受クル揮發油又ハ重油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

五 精製又ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

六 精製ノ爲使用スル目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ重油ヲ賣渡ストキ

七 石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ使用スル目的ヲ以テ買受クル揮發油若ハ重油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

八 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）之ヲ發行ス

第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル

（二罐）券、百リットル券、一キロリットル券及十キロリットル券ノ八種トシ、重油ニ付テハ十八リットル

（二罐）券、九十リットル（五罐）券、百八十リットル（十罐）券、一キロリットル券、十キロリットル券及百

キロリットル券ノ六種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ク

購買券ハ別記様式ニ依ル

第五條 赤色券ハ船舶ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ、青色券ハ船舶以外ニ使用スル爲

揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ之ヲ交付ス

第六條 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル

場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セン

トスル場合ニ於テハ船籍港（漁船並ニ船艦札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其

ノ所有者ノ住所地ヲ、ガソリン機關車、ガソリン動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル動車ニ使用セント  
スル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ  
者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ  
前項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受セントスル揮發油又ハ重油ノ數量

二 用途

三 使用設備ノ概要

四 使用豫定期間

五 交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數

六 前回購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數

第七條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ赤色券ト  
引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後遲滞ナク當該販賣場  
ノ名種及引換ノ年月日ヲ記載スベシ

第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ヲ故ナク他人ニ引渡シ又ハ破  
棄スルコトヲ得ズ

第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ掲グル事項  
ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツバシ其ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出デタル事項ニ變更アリタル  
トキ亦同ジ

一 販賣場ノ名稱及位置

二 取扱ニ係ル石油ノ種類

三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所

第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベ  
シ

一 受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所

二 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三 引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ  
販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告  
書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所

二 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三 前月中ニ引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ  
販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第一項ノ報告書ニハ前月中ニ引換ヘタル購買券ヲ添附スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第十一條ノ規定ハ昭和十三年五月一日ヨリ、第十二條ノ規定ハ  
同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ揮發油若ハ重油ノ販賣業又ハ石油精製業ヲ營ム者ハ販賣場毎ニ本則施行ノ日ヨリ二週間以  
内ニ第十條各號ニ揚グル事項ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

### 揮發油及アルコール混用法施行令 (昭和十三年四月二十二日 勅令第二百八十四號)

第一條 揮發油及アルコール混用法第一條第一項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入スベキ揮發油ハ左ノ各號ノ

一ニ該當スル鑛物性ノ揮發油トス

一 命令ノ定ムル試驗方法ニ依ル九十五パーセント溜出溫度攝氏二百二十五度以下ノモノ

二 攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザルモノ

揮發油及アルコール混用法第一條第一項ノ規定ニ依リ揮發油ニ混入スベキアルコールハアルコール分九十  
九度以上ノアルコールトス

前項ノアルコール分トハ攝氏十五度ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコ  
ルノ容量ヲ謂フ

第二條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ左ニ揚グル場合ニ於テハ揮發油ニアルコールヲ混入セ  
ザルコトヲ得

一 自己ノ他ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

二 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シ其ノ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡ヲ爲ス揮發油ヲ  
其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

三 他ノ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ガ其ノ工場又ハ貯油所ニ移送スル目的ヲ以テ引渡ヲ受  
クル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ニ於テ其ノ者ニ引渡シ又ハ其ノ者ニ引渡ス目的ヲ以テ工場若ハ貯油所ヨ

リ搬出セントスルトキ

四 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又  
ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

五 輸出又ハ揮發油及アルコール混用法ヲ施行セザル地ヘノ移出ノ用ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者  
ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡セントスルトキ

六 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ヨリ搬出セントスルトキ

七 工場又ハ貯油所ニ於テ揮發油ヲ命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用セントスルトキ

八 命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スル目的ヲ以テ引渡ヲ受クル者ニ揮發油ヲ工場又ハ貯油所ニ於テ引渡サン  
トスルトキ

九 軍事上ノ必要ニ依リ政府ガ購入スル揮發油ヲ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ引  
渡サントスルトキ

十 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ揮發油ニアルコールヲ混入シテ之ヲ工場若ハ貯油所ヨリ  
搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡スコトヲ得ザルトキ

第三條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ其ノ工場若ハ貯油所

ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス揮發油ノ總數量常時年額百キロリットルニ達セザル場合ニ於テ命令ノ定  
ムル所ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ揮發油ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得

第四條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハアルコールノ需給關係上商工大臣ニ於テ必要ト認ムル  
期間、其ノ期間内ニ其ノ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ其ノ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引  
渡ス揮發油ノ總數量ヨリ第二條第一號乃至第九號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油  
ノ數量ヲ除キタル數量ニ對シ商工大臣ノ定ムル割合ニ相當スル數量ノ揮發油ニアルコールヲ混入スルト

ヲ要セズ

前項ノ期間及割合ハ商工大臣之ヲ告示ス

第五條 本令中商工大臣トアルハ臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附 則

本令ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ石炭、亜炭若ハオイルシエールヨリ製造シタル原料油又ハガスノ合成ニ依リ製造シタル原料油ヨリ製造シタル礦物性ノ揮發油ニハ當分ノ内アルコールヲ混入セザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ數量ハ第四條ノ揮發油ノ總數量ニ之ヲ算入セズ

### 揮發油及アルコール混用法施行規則

(昭和十三年四月二十三日)  
(商工省令第十七號)

揮發油及アルコール混用法施行規則左ノ通定ム

第一條 揮發油及アルコール混用法施行令第一條第一項第一號ノ試驗方法ハ日本標準規格第七十四號石油製品試驗方法第六條ノ分溜試驗方法トス

第二條 揮發油及アルコール混用法第五條第三項及同法施行令第二條第六號乃至第八號ノ用途ハ内燃機關用(航空機ノ内燃機關用ヲ除ク)以外ノ用途トス

第三條 揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 氏名名稱又ハ商號及住所

二 工場又ハ貯油所ノ名稱及位置(工場又ハ貯油所ノ全體圖ヲ添附スベシ)

揮發油ノ移入ヲ業トスル者ハ其ノ事業開始後遲滞ナク前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 事業ノ概要

二 貯藏設備

三 一年間ニ於ケル移入及販賣見込數量

四 事業開始ノ年月日

第一項各號ニ掲グル事項並ニ前項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第四條 揮發油ノ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ讓渡シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 讓渡又ハ廢止ノ事由及時期

二 讓渡ニ在リテハ讓受人ノ氏名名稱又ハ商號及住所

第五條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者其ノ事業ヲ休止セントスルトキハ豫メ休止ノ事由及期間ヲ商工大臣ニ届出ツベシ但シ揮發油ノ製造又ハ輸入ヲ業トスル者ニ在リテハ六月未満ノ休止ヲ爲ス場合ニ限ル

揮發油ノ移入ヲ業トスル者休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第六條 揮發油及アルコール混用法施行令第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 アルコールヲ混入セザル事由
  - 二 一年間ニ於ケル製造、輸入又ハ移入數量
  - 三 一年間ニ工場若ハ貯油所ヨリ搬出シ又ハ工場若ハ貯油所ニ於テ使用シ若ハ他ノ者ニ引渡ス數量
- 第七條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ其ノ前年九月三十日迄ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 第八條 アルコール混入計畫認可申請書ニハ工場又ハ貯油所別ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ年始及年末在庫數量
  - 二 アルコール混入スル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入スル割合
  - 三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ年始及年末在庫數量
  - 四 アルコールノ貯藏設備及貯藏能力
  - 五 アルコールノ混入設備及混入方法
  - 六 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ貯藏設備及貯藏能力
- 第九條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲グル事項ヲ工場又ハ貯油所別ニ記載シタル届出書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一 揮發油ノ製造又ハ搬入數量及搬出、使用又ハ引渡數量並ニ月末在庫數量
  - 二 アルコールヲ混入シタル揮發油ノ數量及揮發油ニアルコールヲ混入シタル割合
  - 三 アルコールノ搬入、混入及搬出數量並ニ月末在庫數量
- 第十條 揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者揮發油及アルコール混用法施行令第二條第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルトキハ瓶、罐、樽其ノ他之ニ準ズル容器ニ入レタル其ノ揮發油ニ付其ノ容器ノ見易キ箇所ニ別記様式第一號ノ標章ヲ附スベシ其ノ容器

ニ包装ヲ施シタルモノニ在リテハ其ノ包装ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ當該搬出又ハ引渡ガ同時ニ揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第五號又ハ第九號ノ規定ニ依リ搬出又ハ引渡ニ該當スル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十一條 揮發油ノ製造、輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ揮發油及アルコール混用法施行令第二條第一號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油（前條ノ規定ニ依リ標章ヲ付シタル揮發油ヲ除ク）ヲ内燃機關用（航空機ノ内燃機關用ヲ除ク）ニ使用シ又ハ供スルモノナルコトヲ知リテ讓渡スルコトヲ得ズ但シ軍用上ノ必要ニ依リ政府ガ購入セントスルトキ又ハ特別ノ事由ニ因リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 業務上揮發油及アルコール混用法施行令第二條第四號乃至第六號又ハ第八號ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザル揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス事業主（第十條ノ規定ニ依リ標章ヲ付シタル揮發油ノミノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者及業務上揮發油ノ輸送ヲ爲ス者ヲ除ク）ハ其ノアルコールヲ混入セザル揮發油ニ附毎月十五日迄ニ其ノ前月中ノ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

一 揮發油ヲ讓受ケタル日及其ノ數量

二 揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱數量及月末在庫數量

第十三條 揮發油及アルコール混用法第七條ノ證票ハ別記様式第二號ニ依ル

附 則

本則ハ揮發油及アルコール混用法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九條及第十二條ノ規定ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

揮發油及アルコール混用法附則第二項ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ昭和十三年六月三十日ニ至ル期間トス

本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造又ハ輸入ノ業ヲ営ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號ニ

掲ぐる事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 本則施行ノ際現ニ揮發油ノ移入ノ業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條第一項各號並ニ同條第二項第一號及第二號ニ掲ぐる事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ  
 本則施行ノ際現ニ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ノ業ヲ營ム者ハ昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ノアルコール混入計畫ヲ定メ本則施行ノ日ヨリ一月以内ニ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
 揮發油及アルコール混用法施行令附則第二項ノ規定ニ依リアルコールヲ混入セザルコトヲ得ル揮發油ノ製造輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニハ其ノ事業ニ付當分ノ内本則ヲ適用セズ  
 (別記様式)略ス

揮發油ニアルコールヲ混入スル割合ノ件

(昭和十三年四月二十五日商工省告示(第百二十一號)及第百二十二號)

揮發油及アルコール混用法第一條第二項ノ規定ニ依リ揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合左ノ通定ム  
 揮發油ノ容量九十五ニ對シアルコールノ容量五  
 揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項ノ期間及割合左ノ通定ム  
 一 期間 昭和十三年七月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間  
 二 割合 四分ノ三以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

金使用規則

(昭和十二年十二月二十八日)(昭和十三年八月二十日)  
 (大藏省令第六十號)(大藏省令第五十一號)

第一條 金ヲ用ヒタル製品(金箔、金絲、金粉、金液及此等ヲ用ヒタル製品並ニ金鍍金ヲ施シタル製品ヲ除

八月十五日に金委員會は金の全面的使用禁止を可決し同二十日「金使用規則」の改正が行はれた。但し醫療用として必要已むを得ざるもの、或は店舗を設け金地金の販賣業を營まんとする者は大藏大臣の許可を受けねばならぬ。

ク以下同ジ)ニシテ其ノ金ノ品位千分中三百七十六ヲ超ユルモノハ當分ノ内之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 一 勳章其ノ他法令ニ依リ製造ヲ要スルモノ  
 二 工業用又ハ醫療用トシテ必要已ムヲ得ザルモノ  
 前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲ぐる事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ  
 一 申請者ノ住所、職業及氏名又ハ商號  
 二 製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位  
 三 製造ニ要スル金ノ純量及價額  
 四 製造ヲ必要トスル事由  
 五 其ノ他參考トナルベキ事項  
 第二條 金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ハ當分ノ内左ノ各號ニ掲ぐる用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 一 屏風、襖、額縁其ノ他表装用  
 二 天金、金文字、裝幀其ノ他製本用  
 三 看板、標札其ノ他廣告用  
 四 金文字、金縁、金散シ其ノ他印刷用  
 五 金文字、商標其ノ他標識用

第三條 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營マントスル者ハ左ニ掲ぐる事項ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 届出者ノ住所、職業及氏名又ハ商號
  - 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金
  - 三 製品ノ種類及其ノ毎月ノ製造高
  - 四 毎月使用スル金ノ純量
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ前項各號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ二週間内ニ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ツベシ
- 第四條 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ承繼シタル者ハ二週間以内ニ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ツベシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前條第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル者ニ關シ之ヲ準用ス
- 第五條 金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營ム者ハ各月ノ金地金ノ買入高、使用高、賣却高及保有高竝ニ其ノ製品ノ製造高、買入高、賣却高及保有高ヲ附屬書式ニ依リ翌月十日迄ニ大藏大臣ニ報告スベシ但シ使用シタル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營ム者ニ對シ其ノ製品ノ種類又ハ金ノ使用量ヲ制限スルコトヲ得
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際現ニ金ヲ用ヒタル製品又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ製造業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ三週間内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ但シ毎月使用スル金ノ純量五十グラム未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 届出者ノ住所、職業及氏名又ハ商號

- 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金
  - 三 製品ノ種類及其ノ毎月ノ製造高
  - 四 毎月使用スル金ノ純量
  - 五 最近一年間ニ製造シタル製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位
  - 六 最近一年間ニ使用シタル金ノ純量及價額
  - 七 届出ノ際現ニ製造ノ過程ニ在ル製品ノ種類、數量、價額及金ノ品位
  - 八 届出ノ際現ニ保有スル金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ノ數量及價額
- 前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ト看做ス
- 本令施行ノ際現ニ金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ヲ用ヒ製造ノ過程ニ在ル製品ニ關シテハ第一條第一項及第二條ノ規定ヲ適用セス〔附屬書式略ス〕
- 白金使用制限規則 (昭和十二年十二月二十八日 商工省令第三十六號)
- 昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ白金使用制限規則左ノ通定ム
- 第一條 白金ハ之ヲ裝飾用品、裝身具、身廻品、文具又ハ什品ノ製造(加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
- 一 製造スル物品名
  - 二 白金ノ使用量



三 白金ヲ使用セントスル事由

第三條 白金ノ生産、輸移入又ハ賣買ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル事業月報ヲ翌月十五日迄ニ地方長官ニ提出スベシ

一 生産量又ハ輸移入量

二 買入量(輸移入量ヲ除ク)

三 販賣量

四 使用量

五 月末在庫量

附 則

本則ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 鐵鋼配給統制規則 (昭和十三年六月二十日 商工省令第三十三號)

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ鐵鋼配給統制規則左ノ通定ム

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)及普通壓延鋼材ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者(シヤリング業者ヲ含ム以下同ジ)ハ官廳公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シ鐵鋼ヲ販賣スルコトヲ得ズ 但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ販賣スルトキ

イ 御料品

ロ 官廳ニ於テ購入スルモノ

ハ 公共團體ニ於テ購入スルモノ

二 製鐵用原料又ハ材料トシテ製鐵事業者ニ鐵鋼ヲ販賣スルトキ

三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 造船業、鐵道業、需氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業、其ノ他鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官廳地方長官又ハ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ但シ軍用ノ工作物(建築物ヲ含ム以下同ジ)ノ築造用鐵鋼又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

官廳又ハ公共團體ノ工作物ノ築造ヲ請負ヒタル者又ハ軍需品製造ノ註文ヲ受ケタル者ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ノ外當該官廳又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

第四條 前條第一項ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ當該鐵鋼ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鐵鋼ヲ購入スルトキハ其ノ者ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テ註文者ハ請負契約ノ要旨ヲ記載シタル書面及鐵鋼割當證明書ノ寫ヲ自己ノ屬スル統制團體及請負人ノ屬スル統制團體ニ提出スベシ

第五條 土木建築用ノ鐵鋼購入セントスル築造主ハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ノ外土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

但シ統制團體ニ屬スル者(土木建築請負業者ヲ除ク)ガ自ラ土木建築工事ヲ執行スル場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラズ

第六條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造事業者第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ニ添付シ之ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出スベシ

第七條 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換後遲滞ナク商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 鐵鋼ノ販賣業者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

一 購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名名稱及住所

二 販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、引渡地並ニ販賣先ノ氏名名稱及住所

三 毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク鐵鋼ノ販賣先、種類別數量及價格並ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳、公共團體又ハ統制團體ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

(昭和十三年七月八日  
商工省令四十九號同告示百八十號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鋼製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ工業業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ左ノ通物品ヲ指定ス

文 鎮

本立(ブツクエンドヲ含ム)

鉛筆削

ペーパーナイフ

貯金箱

バンド用金具

靴 篋

煙草セツト

シガレットケース

ライター

灰 皿

鏡

コンパクト

石鹼箱

化粧箱  
 墨汁罐  
 フォーク  
 茶卓  
 皿  
 菓子罐  
 天火  
 置物  
 花器  
 椅子  
 卓子  
 戸棚(キッチン含ム)  
 掃除器  
 如露  
 備付用手洗器  
 家庭用電熱器  
 電気スタンド  
 鳥籠  
 紙屑箱  
 自轉車立

繪具箱  
 食卓用ナイフ  
 スプーン  
 盆  
 菓子器  
 魔法壺  
 布帛掛  
 置時計  
 火鉢  
 机  
 棚  
 帽子掛  
 塵取  
 鹽  
 湯タンポ  
 シヤンデリヤ  
 ランプシェード  
 衣裳入箱  
 傘立  
 履物裏金

泥拭器  
 塀  
 門  
 風窓  
 シヤッター用器  
 手摺  
 交通標識  
 街頭照明柱(鐵葎ヲ含ムセメントボールヲ除ク)  
 電燈支柱用腕木  
 郵便受箱  
 看板  
 廣告塔  
 玩具  
 スケート用具  
 劍道用面  
 鐵鉦鈴  
 競技用障害物  
 運動靴用スパイク  
 登山用ピッケル  
 鐵銃

痰壺  
 扉  
 格子  
 窓枠分銅  
 柵  
 欄干  
 電柱  
 陳列器具  
 ネームプレート  
 ネオンサイン用具  
 子供用乗物  
 投擲用砲丸、鐵鎚、圓盤及槍  
 野球用マスク  
 競漕短艇用クラッチ  
 庭球用ネット  
 ゴルフ用具  
 メガホン  
 空氣銃

樂器

樂譜臺及タクト

蓄音機及蓄音機用針

幻燈機

活動寫真機

演藝用照明機械器具

金網(ラス及工鑲業用ノモノヲ除ク) 籠類

ガス器具(營業用及醫療用ノモノヲ除ク)

金庫(手提金庫ヲ含ム)

扇風機(工鑲業用ノモノヲ除ク)

ストーブ

冷蔵庫(醫療用ノモノヲ除ク)

卓上呼鈴

金錢登錄機

ファイル

名刺刺及傳票刺

パンチ

ホチキス

自動番號機

エレベーター(工鑲業用ノモノヲ除ク)

紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)

窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)

印刷又ハ製本用機械器具

理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鐵釘(蹄釘ヲ除ク)

金網

菓子

清涼又ハ致醉飲料

香水

石鹼

蓄音機用レコード

セルロイド及同製品

紙及同製品(パライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)

刷毛及刷子

綿又ハ麻製ノ綱、繩及綱

帽子

燐寸

金屬箔

萬年筆

鉛筆及クレヨン

鐵鋼工作物築造許可規則

(昭和十二年十月十二日 商工省令第二十四號)

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鐵鋼工作物築造許可規則左ノ通定ム

第一條 鐵筋「コンクリート」造、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物(建築物ヲ含ム以下同ジ)ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣ノ指定スル工作物又ハ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量五十噸以下ノ工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 工作物ノ位置

二 工作物ノ用途

三 築造ヲ必要トスル事由

四 構造ノ種別

- 五 設計及工事計畫ノ概要
  - 六 建築物ナルトキハ其ノ高さ、階數及各階ノ面積
  - 七 構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類及數量
  - 八 工事著手及竣工ノ豫定時期
  - 九 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱
- 第三條 前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第四條 地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第六條 第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條ノ許可ヲ受ケテ工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第七條 構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量五十應以下ノ工作物ヲ築造セントスル者ハ工事ノ著手前第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

附 則

本則ハ昭和十二年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ工事中ノ工作物ニシテ既ニ基礎工事ヲ終了シタルモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工作物ニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

本則施行ノ際現ニ工事中ノ第一條ノ許可ヲ受クベキ工作物ニシテ前項ノ規定ニ該當セザルモノニ付テハ本則

施行後二週間以内ニ第二條ノ許可申請書ニ本則施行ノ際ニ於ケル工事進捗ノ程度ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

鐵鋼工作物築造許可規則第一條但書ノ規定ニ依リ

許可ヲ要セザル工作物ノ種類ニ關スル件(昭和十二年十月十一日 商工省告示第百十號)

- 鐵鋼工作物築造許可規則第一條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類左ノ通指定ス
- 左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル製鍊場、選鍊場、工場、鐵塔、索道、岸壁、棧橋、起重機、タンク、倉庫、給水設備、排水設備其ノ他之ニ準ズル工作物
- 一 採鍊業並ニ金屬製鍊業及製鐵業(普通鋼材製造業ニシテ製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以テ營ムモノヲ除ク)
  - 二 明礬石、礬土頁岩、粘土(ボーキサイトヲ含ム)マグネサイト、ドロマイト、耐火粘土、硅石、螢石又ハ酸性白土ノ採取業
  - 三 輕合金又ハ可鍛鐵鑄物ノ製造業
  - 四 蹄釘、錨鎖又ハドラム罐ノ製造業
  - 五 自動車用瓦斯發生裝置、ガソリン機關、重油機關、電信電話機械器具(家庭用ラヂオ用具ヲ除ク)、採鍊機械器具、選鍊機械器具、製鍊機械器具、化學工業用機械器具、氣體壓縮機、球軸受又ハ防毒具ノ製造業及工作機械器具(製材及木工機械ヲ除ク)、機關車、貨車、自動車、鋼船若ハ航空機又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業
  - 六 兵器又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業

- 七 硫酸、硝酸、壓縮アンモニア瓦斯、石炭酸、メタノール、グリセリン、硝酸アンモン、人造クリオリット、アセトン、染料中間物其ノ他ノコールタール分溜物誘導體、火藥、爆藥、導火索、人造石油（頁岩油ヲ含ム）コークス（セミコークスヲ含ム）コールタール分溜物、代用液體燃料、硫酸アンモニア、研磨材料、電氣用カーボン又ハ活性炭ノ製造業及石油精製業
- 八 光學ガラス、強化ガラス、安全ガラス、船燈用着色ガラス又ハ耐火煉瓦ノ製造業
- 九 電氣供給事業（本告示ニ掲グル事業ニ必要ナル電力ヲ供給スルモノニ限ル）
- 十 石油輸入業
- 十一 海運業（沿岸航路ノモノヲ除ク）及航空業

**鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件**

（昭和十三年四月二十五日）（同年六月二十九日改正）  
（商工省令第十九號）

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鉄鐵ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ但書ノ許可ヲ受ケントスル者該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

**鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定**

（昭和十三年四月二十五日）（同七月十五日）  
（商工省告示第百二十五號）

- |        |         |         |     |         |                   |     |             |         |              |           |           |       |       |        |                |             |               |             |         |
|--------|---------|---------|-----|---------|-------------------|-----|-------------|---------|--------------|-----------|-----------|-------|-------|--------|----------------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 文 鎖    | 柱 掛     | 手 摺     | 天 鉢 | 門 柱     | 交 通 標 識           | 燈 籠 | 椅 子         | ホ チ キ ス | 菓 子 皿        | 街 頭 照 明 柱 | 煙 草 セ ッ ト | 持 送 リ | 紙 屑 箱 | 鉄 除 器  | 掃 除 器          | シ ヤ ン デ リ ヤ | 寢 臺           | ラ チ エ ー タ ー | 鐵 瓶     |
| 茶道用風呂釜 | 電燈支柱用腕木 | 柵       | 水 鉢 | 窓 枠 分 銅 | イ ン ク 壺           | 茶 卓 | 陳 列 臺       | 鏡 臺     | 瓦 蓋          | 溝 蓋       | 玩 具       | 帽 子 掛 | 火 鉢   | 電氣スタンド | 欄 干            | 机           | シ ャ ッ タ ー 用 器 | ガ ス ス ト ー プ | 五 徳     |
| 花 器    | 風 窓     | 鉛 筆 削 子 | 額 縁 | 格 子     | 扇 風 機（工鑛業用ノモノヲ除ク） | 屏 風 | 街 路 樹 保 護 板 | 火 消 壺   | 金 庫（手提金庫ヲ含ム） | 貯 金 箱     | 置 物 箱     | 電 柱   | 灰 皿   | 看 板    | 本 立（ブックエンドヲ含ム） | 卓 子         | 郵 便 受 箱       | 電 氣 ス ト ー プ | 卓 上 呼 鈴 |

「本立」以下の項  
目昭和十三年七月  
追加

名刺刺及傳票刺  
 紡織、染色又ハ整理用機械器具（針布製造用機械器具ヲ除ク）  
 窯業用機械器具（硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク）  
 印刷又ハ製本用機械器具  
 理容用機械器具（バリカンヲ除ク）  
 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具  
 鐵 釘（蹄釘ヲ除ク）  
 清涼又ハ致醉飲料  
 蓄音機用レコード  
 紙及同製品（ペライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）  
 刷毛及刷子  
 漆  
 鉛筆クレヨン

金 網  
 香 水  
 セルロイド及同製品  
 綿又ハ麻製ノ綱、繩及網  
 金 屬 箔  
 萬 帽  
 年 子  
 筆 子

菓 子  
 石 鹼

銅使用制限規則（昭和十二年十一月六日 商工省令第二十八號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ銅使用制限規則左ノ通定ム

第一條 建築物ノ屋根、庇、樋、化粧張、煙突又ハ排氣筒トシテ銅ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ一建築物ニ付百疋ヲ超エザル銅ヲ庇及之ニ附屬スル樋ニ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 銅ノ使用數量（前條ニ掲グル用途別ニ記載スベシ）  
 二 銅ヲ使用セントスル事由

別に改正規則が昭和十三年四月二十三日に公布された別項を見よ。

三 建築物ノ位置  
 四 建築物ノ用途  
 五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工ノ豫定期期  
 六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第三條 一建築物ニ付百疋ヲ超エザル銅ヲ庇及之ニ付屬スル樋ニ使用セントスル者ハ當該工事著手前前條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ昭和十二年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ當該工事ヲ施行中ノモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工事ニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス

銅使用制限規則中改正（昭和十三年四月二十三日 商工省令第十八號）

第一條 本則ニ於テ銅合金トハ黃銅（真鍮）、青銅、砲金、洋銀（洋白）及赤銅ヲ謂フ

第二條 建築物ノ屋根、庇、樋、化粧張、煙突、排氣筒、柵、扉、窓格子、手摺、階段止又ハ日除金具トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル者ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ提出スベシ

一 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（前條ニ規定スル用途別ニ記載スベシ）  
 二 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由  
 三 建築物ノ位置

四 建築物ノ用途

五 建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事著手及竣工ノ豫定期  
六 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第四條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル場合ニ於テ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ輸出品又ハ其ノ部分品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 ナイフ、スプーン、コップ、菓子器、盆其ノ他ノ食用器具  
二 鍋、釜、湯沸、金網、十能其ノ他ノ厨房用器具

三 火鉢、簞笥、机、傘立、帽子其ノ他ノ家具什器  
四 花器、置物、賞盃、額縁、鳥籠其ノ他ノ美術裝飾品

五 ブローチ、フック、鈕釦、コハゼ、美錠其ノ他ノ被服附屬金具  
六 煙管、シガレットケース、ライター、灰皿、煙草盆其ノ他ノ喫煙用器具

七 ハンドバック、コンバクト、靴、傘、杖其ノ他ノ身廻用具  
八 簪、ピン、帶止、鎖、指輪其ノ他ノ裝身具

九 萬年筆、ペン、インクスタンド、文鎮、紙挾其ノ他ノ文房具  
十 把手、蝶番、戸車、レール、釘其ノ他ノ建築用附屬金具

十一 玩具

十二 扇風機（工礦業用ノモノヲ除ク）、ストーブ、シヤンデリヤ、電氣スタンド、金庫、書類箱及冷蔵庫  
十三 看板、ネームプレート及廣告用文字  
十四 前各號ニ掲ゲザル家庭用金物及雜貨

第五條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（新竝ニ層及故ニ區別シテ記載スベシ）  
三 使用スル新銅又ハ新銅合金ガ第六條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ相手方別購入數量

四 銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

第六條 第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ原料又ハ材料ヲ製造スル場合ニ於テ銅又ハ銅合金ヲ使用セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第七條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 製造スル原料又ハ材料ノ名稱及數量  
二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（新竝ニ層及故ニ區別シテ記載スベシ）  
三 製造スル原料又ハ材料ノ用途

第八條 輸出品又ハ其ノ部分品トシテ第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量  
三 製造スル物品ノ相手方別販賣數量

第九條 第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者國內消費ニ充ツル爲之ヲ販賣セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

附 則



本則ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ第二條ニ掲グル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第三條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ届出ツルコトヲ要ス

第四條又ハ第六條ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ第四條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品又ハ第六條ニ規定スル原料若ハ材料ヲ製造中ノモノニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第五條各號又ハ第七條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

本則施行ノ際現ニ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ第四條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ハ昭和十三年五月一日現在ノ當該物品又ハ部分品ノ在庫數量ヲ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

### 鉛、亜鉛、錫等使用制限規則

（昭和十三年七月九日  
商工省令第五十一號）

第一條 鉛、亜鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチユ  
ーブハ之ヲ齒磨、化粧品又ハ飲食品ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク  
以下同ジ）ニ非ザルモノノ包裝ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第二條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベ  
シ  
一 使用スル箔、紙又ハチユーブノ種類及數量

二 箔、紙又はチユーブノ用途

三 箔、紙又ハチユーブヲ使用セントスル事由

第三條 鉛、亜鉛、錫アンチモン若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ摘要ヲ受  
クル銅合金ヲ除ク）ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコ  
トヲ得ズ但シ亜鉛メッキ用、錫メッキ用又ハハンドシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ食用器具

二 鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具

三 火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其ノ他ノ家具什器

四 手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具

五 置物、花器、賞盃、函物其ノ他ノ美術裝飾品

六 煙草セット、シガレットケース、灰皿、其ノ他ノ喫煙用器具

七 ハンドバック、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品

八 髪飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具

九 文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具

十 玩具

第四條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベ  
シ

一 製造スル物品ノ名稱及數量

二 鉛、亜鉛、錫、アンチモン、若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ種別使用數量

三 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由  
 第五條 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチユー  
 プヲ以テ輸出品トシテ包裝シタル齒磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品  
 ニシテ輸出品トシテ鉛、亜鉛、錫アンチモン、ニッケル若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シ  
 タルモノヲ讓受タル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ  
 得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ズ。

附 則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ齒磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙  
 又ハチユープヲ使用スル場合ニ限り第一條ノ規定ヲ適用セズ

但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ズベ  
 シ

本則施行ノ際現ニ第三號各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ  
 有スル鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限り第三條  
 ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地  
 方長官ニ届出ツベシ

ゴムノ使用制限ニ關スル件

(昭和十三年七月九日  
 商工省令第五十三號)

左ニ掲グル物品又ハソノ材料ハインディアラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラタ、ガタバー

- チヤ又ハ再生ゴムヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華  
 民國向ノモノハ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハコノ限ニ在ラズ
- 一 總ゴム長靴
  - 二 總ゴム短靴(靴雨、オーバーシューズ及豆靴ヲ含ム)
  - 三 草履及下駄(鼻緒及爪革ヲ含ム)
  - 四 スリッパ
  - 五 手袋(醫療用ノモノヲ除ク)
  - 六 衣服用ベルト
  - 七 タイル
  - 八 ラバリエーム
  - 九 手摺ベルト
  - 十 マット
  - 十一 デスクシート
  - 十二 家具用キヤツプ
  - 十三 クツシヨンゴム
  - 十四 ガーデンホース
  - 十五 ゴムバンド
  - 十六 糸ゴム
  - 十七 空氣枕
  - 十八 スポンヂ

十九 玩具

二十 廣告用氣球

二十一 海水浴用具

二十二 運動用具

二十三 チューインガム

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ材料ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニオイテハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ

### ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件 (昭和十三年七月九日 商工省令第五十四號)

總ゴム長靴及總ゴム短靴(雨靴、オーバーシューズ及豆靴ヲ除ク以下同ジ)ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合ハ此ノ限りニ在ラズ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル總ゴム長靴又ハ總ゴム短靴ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ゴム配給統制規則 (昭和十三年七月九日 商工省令第五十五號)

第一條 本則ニ於テゴムトハインディアラバー、パララバー、ラテックス、ジロトン、バラタ及ガタパーチヤヲ謂フ

第二條 ゴムヲ輸入シタル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下配給機關ト稱ス)以外ノ者ニコレヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スル事ヲ得ず

第三條 ゴムヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ商工大臣又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ用途別ニ割當テタル數量ヲ超エ當該用途ニゴムヲ使用スルコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ノ製造又ハ加工ノ爲使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ用途別總數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條 商工大臣第二條第一項ノ規定ニヨル割當ヲ爲シタルトキハ工業者ニ對シソノ者ノ割當數量ニ相當スルゴム購入票ヲ交付ス、統制團體ハ工業者ニ對シソノ者ノゴムノ割當數量(委託ニヨル製造又ハ加工ノ爲使用スルゴムノ割當數量ヲ除ク)及ビソノ者ガ輸出品又ハ輸出品ノ原料若クハ材料ノ製造又ハ加工ノタメ使用スルゴムノ數量ニ相當スルゴム購入票ヲ交付スベシ

統制團體ハ前項ノゴム購入票ノ様式ニ付キ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五條 工業者ハゴム購入票ト引換フルニ非ザレバゴムヲ買受クルコトヲ得ズ

第六條 配給機關ハゴム購入票ト引換フルニ非ザレバゴムヲ販賣スルコトヲ得ズ

配給機關ハ工業者ヨリゴム購入票ト引換ヘニゴム購入ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

- 第七條 工業者ハゴム購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 第八條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテゴムヲ使用シテ製造又ハ加工シタル物品ヲ讓受ケタ者ハコレヲ本邦、關東州、滿洲國若ハ中華民國ニオケル消費ニ充ツルタメ販賣スルコトヲ得ズ
- 第九條 工業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニゴム購入票ト引換ヘ買受ケタルゴムノ買受先別及種類別數量ヲ商工大臣又ハゴム購入票ヲ交付シタル統制團體ニ報告スベシ工業者ガ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ種類別使用數量ニ付亦同ジ
- 第十條 配給機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ引換ヘタルゴム購入票ヲ商工大臣又ハ之ヲ交付シタル統制團體ニ差出スベシ工業者ガ其ノ輸入シタルゴムヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ使用數量ニ相當スルゴム購入票ニ付亦同ジ
- 第十一條 工業者及配給機關ハ帳簿ヲ備ヘ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ
- 第十二條 工業者ハ其ノ製造又ハ加工シタル製品ノ數量及原料又ハ材料ニ付商工大臣又ハゴム購入票ヲ交付シタル統制團體ノ検査ヲ受クベシ

附 則

- 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- ゴムヲ販賣スル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ニ於ケル臨時輸出入許可規則第一條ノ許可ヲ受ケ未だ輸入セザルゴムノ種類別數量ヲ商工大臣ニ届出ツベシ、本則施行ノ際現ニゴムヲ所有スル者(工業者ヲ除ク)ハ本則施行ノ日ヨリ五日以内ニ商工大臣ノ指定スル價格ヲ以テ之ヲ配給機關ニ讓渡スベシ配給機關ハ前項ノ規定ニ依ル讓渡ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 〔ゴム配給統制規則第二條ノ規定ニヨル指定機關ハ省略〕

皮革使用制限規則 (昭和十三年七月二日 商工省令第四十三號)

八月十日商工省は  
重帯品に指向け得  
ム手持皮革による  
製造加工を許可す  
るやう各地方長官  
に對し通牒を發し  
た。

- 第一條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革及水牛革ヲ含ム以下同ジ)ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 靴
  - 二 馬具
  - 三 自轉車又ハ自動自轉車用サドル
  - 四 調帶
  - 五 パッキング
  - 六 運動用具
  - 七 青砥
- 第二條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革、又ハ鯨革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 草履、スリッパ其ノ他ノ履物(鼻緒及爪革ヲ含ム)但シ靴ヲ除ク
  - 二 靴、トランク、ランドセル、リエックサック、圖囊其ノ他ノ携帯用具
  - 三 マント、外套、上着、ズボン其ノ他ノ衣類
  - 四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其ノ他ノ衣類附屬品
  - 五 ハンドバッグ、褸口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其ノ他ノ袋物
  - 六 眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、鐵銃サック、運動具入其ノ他ノ容器
  - 七 水筒紐、時計腕革其ノ他ノ縛革

- 八 首輪、引紐、鞭其ノ他ノ家畜用具、但シ馬具ヲ除ク
- 九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其ノ他ノ家具什器
- 十 書籍及帳簿、アルバム其ノ他ノ文房具
- 十一 張革、吊革其ノ他ノ車輛用品
- 第三條 牛革ヲ使用シタル第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革若ハ鯨革ヲ使用シタル第二條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク）トシテ製造セラレタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ノ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又ハ鯨革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ツベシ

本則施行ノ際第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得ザル革ヲ所有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限り地方長官ノ許可ヲ受ケ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ヲ製造スルコトヲ得

皮革配給統制規則 （昭和十三年七月一日  
商工省令第四十五號）

- 第一條 本則ニ於テ皮トハ牛、馬、羊又ハ豚ノ皮ヲ謂ヒ革トハ牛、馬、羊、豚、鯨又ハ鯨ノ皮ヲ稱シタルモノヲ謂フ
- 第二條 販賣ノ目的ヲ以テ牛、馬、羊又ハ豚ヲ屠殺シタル者ハ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ皮ヲ使用若ハ消費シ又ハ屠肉ニ附着シタル儘販賣スルコトヲ得ズ
- 第三條 前條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第四條 第二條ニ掲グル者ハ商工大臣ノ指定シタル販賣業者（以下販賣業者ト稱ス）又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人（以下仲買人ト稱ス）以外ノ者ニ其ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ
- 第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者（以下輸入業者ト稱ス）ニ非ザレバ皮ヲ輸入スルコトヲ得ズ
- 第六條 販賣業者及輸入業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第七條 製革業者ハ販賣業者及輸入業者以外ノ者ヨリ皮ヲ買受クルコトヲ得ズ
- 第八條 製革業者ハ豫メ毎月ノ革ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第九條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商工大臣ノ指定シタル價格ヲ超ユル對價ヲ以テ皮革ヲ販賣スルコトヲ得ズ
- 第十條 販賣業者、輸入業者又ハ製革業者ハ皮革ノ販賣ニ當リ前條ノ價格ヲ超ユル對價ヲ以テ之ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ商品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

取替範圍ノ米松は  
大巾角（一尺角以  
上長サ二十尺以  
上ノモノ）板子（縦  
四寸又ハ五寸、横  
一尺、長サ二十尺  
以上ノモノ）丸太  
（直徑十五吋以上  
長サ十二尺位ノモ  
ノ）打込丸太（四  
十尺以上ノモノ）

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及  
取引先別數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ  
第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者及製革業者ハ帳簿ヲ備ヘ皮革ノ買受及販賣ニ關スル事實ヲ記載スベ  
シ

附 則

本則ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

米松販賣取締規則

（昭和十三年七月九日  
商工省令第五十二號）

- 第一條 米松（長二米以上ノモノヲ除ク以下同ジ）ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣（本則施  
行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ官廳ノ註文ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
  - 一 買受人及使用者ノ氏名名稱及住所
  - 二 用途
  - 三 種類別數量及價額
  - 四 引渡豫定期
  - 五 使用者請負人ナルトキハ註文者ノ氏名名稱及住所
  - 六 買受後製材ヲ爲スモノニ在リテハ製材ヲ爲ス者ノ氏名名稱及住所
- 第三條 米松ノ使用者ハ商工大臣ノ許可ヲ受タルニ非ザレバ前條ノ許可申請書ニ記載シタル用途以外ノ用途

ニ當該米松ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條 米松ノ販賣ヲ業トスル者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル種類別取引先別販賣及購買數量並ニ前月末  
現在ノ種類別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ米松ノ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ米松ノ種類  
別在庫數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

物品販賣價格取締規則

（昭和十三年七月九日  
商工省令第五十六號） 改正

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際ノ商工大臣ノ  
指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格  
ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ輸出  
スル場合、取引所ニ於テ賣買スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地  
方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販  
賣シタルト同一ノ利益ヲ擧グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ  
爲スコトヲ得ズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定

(昭和十三年七月九日) (昭和十三年七月十六日)  
(商工省告示第百八十六號) (商工省告示第百九十四號)

第一條の規定に依る物品及年月日指定中第二十三項の次に大麻と木炭、燐炭及亞炭の二項目が八月十九日に追加改正された。

麻 製 品  
松 脂 品  
桐 油  
鉛 丹  
石 炭 酸  
アルマイト製品

輸入材及其ノ製品  
セルラック  
カーボンブラック  
リサージ  
硼 酸  
ヒマシ油

ゴム 製 品  
アラビヤゴム  
亞 鉛 華  
唐 土  
アルミニウム製品  
カゼイン

暴利ヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件

(昭和十二年八月三日) (昭和十二年十月廿六日改正)  
(商工省令第十號) (昭和十三年七月十四日)

暴利とは府縣が公告した公定價格以上で物品を賣るもの及び、從來取得したる利益以上の利益を得る者のことである

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣借ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同ジ)ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付條件ヲ附スルコトヲ得不當ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ亦同ジ

- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電 極
- 七 研磨材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並ニ硝子及其製品
- 九 セルロイド及其ノ製品
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及薪炭
- 十二 棉花、麻、ステールファイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)並ニ布帛(フェルト及編物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十四 被服及身邊用細貨類
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料
- 十七 工業藥品及農業用藥劑
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油、脂、蠟及其ノ製品並ニ調製薰香類
- 二十 肥料及飼料

三つの表示の内の  
一つを行へばよ  
う。こゝに於て店  
頭とは賣買の行は  
れる場所といふ意  
味に解してよ。即  
商は價格表や價  
格帳を備へてもよ  
い。飲食店は物品  
販賣業でない。

第一條ノ二ノ但書  
ノ規定ニ依リ東京  
府ニ於テ特別ノ事  
情アリト認ムル場  
合左ノ通デア  
一 直輸出スル場  
合

二 特定ノ注文ニ  
依リ製造シ之ヲ  
當該注文者ニ販  
賣スル場合  
三 從來ノ慣習上  
入札又ハ拍賣ノ  
方法ニ依リ販賣  
スル場合ハ取引  
所ニ於テ取引ス  
ル場合、露店等  
ニ於ケル即賣ヲ  
含ム  
四 呉服及洋品ヲ  
除ク各種行商但  
シ所謂御用間ノ  
方法ニ依ルモノ  
ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
五 露店露店商  
六 府物商ノ中拾  
ヒ屋、層屋、賣出  
人ヲ含ム、及府  
物買入業者（建  
場）ノ販賣スル  
場合  
七 駄菓子小賣商  
八 農林水産業者  
ガ其ノ生産品ヲ  
販賣スル場合但  
シ營業所ニ於テ  
販賣スル場合ハ  
此ノ限ニ在ラズ  
店員ノ違反の場合  
經營者も亦罰せら  
れる

- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 パルプ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外ノ飲食料品
- 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其ノ他ノ土木建築材料
- 二十七 木竹類及其ノ製品
- 二十八 燐寸
- 二十九 氷

第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シ其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 商工大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ第一條ニ掲グル物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、飼料、麥、木竹類及其ノ製品、農畜水産物タル飲食料品並ニ氷ニ付商工業者及其ノ團體以下ノ者ニ對シ第一條、第二條又ハ前條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス

第四條 第二項ヲ削ル

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者

二 第二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

三 第二條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦第四條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

### 支那事變特別税法 (昭和十三年三月三十日法律第五十一號)

第一條 當分ノ内本法ニ依リ所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引税ヲ増徴シ利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ヲ課ス

第二條 所得税中法人ノ普通所得及清算所得ニ對スル所得税ニ付テハ臨時租税増徴法第二條ノ規定ニ拘ラズ得税法第二十一條ニ規定スル税率百分ノ五ヲ百分ノ十二・五ニ、百分ノ十ヲ百分ノ十二・五トシタル場合ノ差増額ニ相當スル税額ヲ増徴ス

所得税中法人ノ超過所得ニ對スル所得税ニ付テハ同法第二十一條ニ規定スル税率ヲ以テ算出シタル税額ノ百分ノ十二ニ相當スル税額ヲ増徴ス

前二項ノ規定ニ依ル普通所得及超過所得ニ對スル所得税ノ増徴税額ハ普通所得ノ百分ノ五十二ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得税額（所得税法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ）ト臨時利得税額トノ合計金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ



第三條 所得税中同族會社ノ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ニ付テハ臨時租税増徴法第四條ノ規定ニ拘ラズ所得税法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル税額ノ百分ノ八十三・七五ニ相當スル税額ヲ増徴ス

同族會社ノ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ハ普通所得ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得税額(所得税法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)、臨時利得税額及前條ノ規定ニ依リ増徴税額ノ合計金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ殘額ヲ超エザル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ増徴ニ因リ之ヲ超ユルニ至ルトキハ其ノ増徴税額ニ付亦同

第四條 所得税中第二種甲及乙ノ所得ニ對スル所得税ニ付テハ所得税法第二十二條第一項及臨時租税増徴法第五條ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲

國債ノ利子

利率年四分以下ノモノ

百分ノ二

利率年四分ヲ超ユルモノ

百分ノ二・五

國債以外ノ利子

利率年四分五厘以下ノモノ

百分ノ六・五

利率年四分五厘ヲ超ユルモノ

百分ノ七・五

社債ノ利子

利率四分五厘以下ノモノ

百分ノ八

利率年四分五厘ヲ超ユルモノ

百分ノ九・五

其ノ他

乙

百分ノ八  
百分ノ十二・五

第五條 所得税中第三種ノ所得ニ對スル所得税ニ付テハ所得税額ノ百分ノ二十二・五ニ相當スル税額ヲ増徴ス

前項ノ規定ニ依リ増徴税額ハ第三種所得ノ百分ノ五十五ニ相當スル金額ヨリ第三種ノ所得ニ對スル所得税額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 所得税法第二十條ノ規定ニ拘ラズ第三種ノ所得千圓以上ナルトキハ所得税ヲ課ス

前項ノ所得ハ所得税法第十五條、第十六條及第十六條ノ三ノ規定ニ依リ控除ヲ爲シタル殘額ニ依リ、戸主及其ノ同居家族ノ所得又ハ戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ハ其ノ合算總額ニ依ル

前條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ課セラルル所得税ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條 第三種ノ所得ニ付所得金額決定後翌年所得金額決定前ニ於テ營業ヲ法人ニ繼續セシメタル者ノ當該營業ノ實際所得額ヲ決定所得額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ所得金額ノ決定ニ付脱漏アリタルモノト看做シ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該營業ノ實際所得額ハ其ノ年ニ於ケル収入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

第八條 法人資本税ニ付テハ法人資本税法第八條第一項ニ規定スル税率千分ノ一ヲ千分ノ一・二トシタル場合ノ差額ニ相當スル税額ヲ増徴ス

第九條 砂糖消費税ハ砂糖消費税法第三條及臨時租税増徴法第十七條ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依ル

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一條未滿ノ砂糖

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黒糖及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ並ニ全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク  
百斤ニ付 一圓二十錢

乙 其ノ他ノモノ  
百斤ニ付 三圓三十錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿ノ砂糖  
百斤ニ付 七圓十錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上ノ砂糖  
百斤ニ付 八圓六十錢

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ  
百斤ニ付 十一圓

二糖 蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エザルモノ  
百斤ニ付 三圓九十錢

乙 其ノ他ノモノ  
糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付 八圓六十錢

第二種 其ノ他ノ糖蜜  
甲 糖分ノ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ  
百斤ニ付 一圓二十錢

乙 其ノ他ノモノ  
百斤ニ付 三圓三十錢

三 糖水 百斤ニ付 七圓十錢

第十條 砂糖消費税ニ付徵收ヲ猶豫シ得ル期間ハ砂糖消費税法第四條第一項但書ノ規定ニ拘ラズ之ヲ三月内トス

第十一條 取引所税中第二種有價證券ノ賣買取引ニ對スル取引税ニ付テハ臨時租税増徴法第十八條第二號ノ規定ニ拘ラズ取引所税法第五條ニ規定スル税率萬分ノ一・五ヲ萬分ノ四、萬分ノ二・五ヲ萬分ノ六トシタル場合ノ差額ニ相當スル税額ヲ増徴ス

第十二條 利益配當税ハ本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配當ヲ受クル者ニ之ヲ課ス  
所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル者ニハ利益配當税ヲ課セズ

第十三條 利益配當税ハ前條ノ法人ヨリ支拂ヲ受クル利益ノ配當ニ付之ヲ賦課シ配當金中配當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十四條 利益配當税ハ配當金支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十五條 公債及社債利子税ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ受クル者ニ之ヲ課ス  
所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル者ニハ公債及社債利子税ヲ課セズ

第十六條 公債及社債利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債又ハ社債（外貨債特別税法第一條第二項ニ規定スル外貨債ヲ除ク）ノ利子ニ付之ヲ賦課シ利子金額中國債ニ在リテハ利率年四分、國債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十七條 公債及社債利子税ハ利子金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十八條 利益配當税ヲ課セラルル利益ノ配當又ハ公債及社債利子税ヲ課セラルル公債又ハ社債ノ利子ニ付  
 所得税(第一種所得税ヲ除ク)又ハ資本利子税ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利益配當金額又ハ利子金額ヨリ  
 利益配當税又ハ公債及社債利子税相當額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ配當金額又ハ利子金額ト看做ス  
 第十九條 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
 五十料未満

一等	六錢	二等	三錢
五十料以上			
一等	十錢	二等	五錢
百料以上			
一等	三十錢	二等	十五錢
百五十料以上			
一等	六十錢	二等	三十錢
三百料以上			
一等	一圓二十錢	二等	六十錢
五百料以上			
一等	一圓八十錢	二等	九十錢
八百料以上			
一等	二圓四十錢	二等	一圓二十錢
回数乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス			
回数二十回以下ナルトキ		前項税額ノ五倍	

回数五十回ナルトキ 前項税額ノ十倍  
 回数五十回ヲ超ユルトキ 前項税額ノ二十倍  
 定期乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
 契約期間一月内ナルトキ 第一項税額ノ五倍  
 契約期間三月内ナルトキ 第一項税額ノ十倍  
 契約期間六月内ナルトキ 第一項税額ノ二十倍  
 契約期間六月ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ三十倍  
 團體乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
 人員百人以下ナルトキ 第一項税額ノ五倍  
 人員二百人以下ナルトキ 第一項税額ノ十倍  
 人員二百人ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ二十倍  
 貸切乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
 一等及二等 貸切運賃ノ百分ノ十  
 三等 貸切運賃ノ百分ノ五  
 前項ノ規定ニ依ル税額ハ第一項税額ニ乗客定員數ヲ乗ジタル金額ヲ超ルコトヲ得ズ  
 第一項乃至第三項ニ規定スル通行税ハ十二歳未満ノ乗客ニ付テハ其ノ半額トス  
 第二十條 左ノ場合ニ於テハ通行税ヲ課セズ  
 一 三等乗客ニシテ其ノ乗車船區間五十料未満ナルトキ  
 二 陸海軍ノ團體トシテノ乗車船ニシテ命令ノ定ムルモノナルトキ  
 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第十九條第一項及前條第一號ノ乗車船區間ノ料程ノ計算ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

一 往復乗車船又ハ廻遊乗車船ノ契約ヲ爲シタルトキ  
二 運賃ガ均一制又ハ區間制ニ依リ定メラレタルトキ

第二十二條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ第十九條第一項、第五項及第二十條第一號ノ等級ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム乗客定員數ノ定ナキ車船ニ付貸切乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於ケル第十九條第六項ノ乗客定員數ニ付亦同ジ

第二十三條 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營ム者（以下運輸業者ト稱ス）運賃領收ノ際之ヲ徴收シ翌月十日迄ニ政府ニ納ムベシ

特別ノ事情アル運輸業者ニ付テハ前項ノ納期限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ

販賣セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第二十五條 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十六條 入場税ハ左ニ掲グル第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル者ニ之ヲ課ス

第一種

一 演劇、活動寫眞、演藝又ハ觀物（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）ヲ催ス場所

## 二 競馬場

三 前二號ニ掲グルモノヲ除クノ外一定ノ催物又ハ設備ヲ爲シ公衆ノ觀覽又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

## 第二種

一 舞踏場、麻雀場、撞球場

二 ゴルフ場、スケート場

第二十七條 入場税ハ入場料ノ百分ノ十トス

本法ニ於テ入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ第一種ノ場所ニ入場シ又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル爲ニ支拂フベキ金額ヲ謂フ

前項ノ入場料ノ算定ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 第一種ノ場所ノ入場料ガ一人一回二十錢ニ滿タザル場合ニハ入場税ヲ課セズ

前項ノ規定ハ回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條 第一種ノ催物（第一種ノ場所ニ於ケル演劇、活動寫眞、演藝、觀物、競馬其ノ他ノ催物ヲ謂フ以下同ジ）若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ入場料又

ハ收益ノ總額ヲ慈善事業其ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル場合ニ於テハ入場税ヲ免除ス

第三十條 入場税ハ第一種ノ催物又ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者入場料領收ノ際之ヲ徴收シ翌月十日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ常時開設ニ非ザルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ

外終了後直ニ政府ニ納ムベシ

第三十一條 第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ